

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

目次

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）（第二条関係）【公布の日施行】	一
○郵政民営化法施行令（第三条関係）	三
○歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）の一部改正（第四条関係）	六四
○恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第五条関係）	六五
○小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件（昭和八年勅令第三百二十九号）の一部改正（第六条関係）	六七
○予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第七条関係）	六九
○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（第八条関係）	七〇
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第九条関係）	七二
○児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第十条関係）	七八
○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第十一条関係）	八〇
○教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第十二条関係）	八二
○登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（第十三条関係）	八三
○労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（第十四条関係）	八四
○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）（第十五条関係）	八七
○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第十六条関係）	八九
○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第十七条関係）	九一
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第十八条関係）	九八
○領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）（第十九条関係）	一〇〇
○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第二十条関係）	一〇二
○地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第二十一条関係）	一〇三
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（第二十二条関係）	一〇五
○農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）（第二十三条関係）	一〇七
○中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第七十五号）（第二十四条関係）	一〇八

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第二十五条関係）	．．．．．	一〇九
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第二十六条関係）	．．．．．	一一五
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第二十七条第一号関係）	．．．．．	一一六
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第二十七条第二号関係）	．．．．．	一一八
○ 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）（第二十七条第三号関係）	．．．．．	一一九
○ 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）（第二十七条第四号関係）	．．．．．	一二〇
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二十八条関係）	．．．．．	一二一
○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第二十九条関係）	．．．．．	一二三
○ 輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号）（第三十条第一号関係）	．．．．．	一二四
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第三十条第二号関係）	．．．．．	一二五
○ 石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）（第三十条第三号関係）	．．．．．	一二六
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第三十条第四号関係）	．．．．．	一二七
○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）（第三十条第五号関係）	．．．．．	一二八
○ 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）（第三十条第六号関係）	．．．．．	一二九
○ 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）（第三十一条関係）	．．．．．	一三〇
○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）（第三十二条関係）	．．．．．	一三五
○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基づく政令（昭和三十一年政令第百八号）（第三十三条関係）	．．．．．	一四〇
○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（第三十四条関係）	．．．．．	一四一
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第三十五条関係）	．．．．．	一四二
○ 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）（第三十六条第一号関係）	．．．．．	一五六
○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（第三十六条第二号関係）	．．．．．	一五七
○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（第三十七条関係）	．．．．．	一五八
○ 旧国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）（第三十八条関係）	．．．．．	一五九
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三十九条関係）	．．．．．	一六一
○ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）（第四十条第一号関係）	．．．．．	一七八
○ 森林組合財務処理基準令（昭和五十三年政令第二百八十七号）（第四十条第二号関係）	．．．．．	一七九
○ お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）（第四十一条関係）	．．．．．	一八〇

○国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（第四十二条関係）	．．．．．	一八一
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第四十三条関係）	．．．．．	一八二
○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（第四十四条第一号関係）	．．．．．	一八五
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（第四十四条第二号関係）	．．．．．	一八六
○国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第四十五条関係）	．．．．．	一八七
○農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第四十六条関係）	．．．．．	一八八
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第四十七条関係）	．．．．．	一八九
○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（第四十八条第一号関係）	．．．．．	一九一
○地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）（第四十八条第二号関係）	．．．．．	一九二
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第四十八条第三号関係）	．．．．．	一九三
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）（第四十九条関係）	．．．．．	一九五
○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（第五十条関係）	．．．．．	一九六
○旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）（第五十一条関係）	．．．．．	一九七
○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第五十二条関係）	．．．．．	一九九
○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第五十三条関係）	．．．．．	二二八
○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五十四条関係）	．．．．．	二二九
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第五十五条関係）	．．．．．	二三〇
○厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）（第五十六条第一号関係）	．．．．．	二三三
○確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第五十六条第二号関係）	．．．．．	二三四
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（第五十七条関係）	．．．．．	二三五
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）（第五十八条関係）	．．．．．	二三七
○自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）（第五十九条関係）	．．．．．	二三八
○児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（第六十条関係）	．．．．．	二三九
○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第六十一条関係）	．．．．．	二四〇
○沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百五十八号）（第六十二条関係）	．．．．．	二四三
○沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）（第六十三条関係）	．．．．．	二四四

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第六十四条関係）	二四五
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第六十五条関係）	二四六
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（第六十六条関係）	二四七
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）（第六十七条関係）	二五〇
○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（第六十八条関係）	二五一
○研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）（第六十九条関係）	二五四
○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第七十条関係）	二五五
○前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）（第七十一条関係）	二五六
○国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第七十二条関係）	二五七
○水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第七十三条関係）	二五九
○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第七十四条関係）	二六一
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（第七十五条関係）	二六七
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（第七十六条第一号関係）	二六八
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（第七十六条第二号関係）	二六九
○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）（第七十七条関係）	二七一
○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第七十八条関係）	二七五
○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）（第七十九条関係）	二七六
○国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）（第八十条関係）	二七九
○投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第八十一条関係）	二八四
○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第八十二条関係）	二八五
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第八十三条関係）	二八七
○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）（第八十四条関係）	二九〇

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（第八十五条関係）	二九一
○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第八十六条関係）	二九二
○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令 （平成十四年政令第二百六十一号）（第八十七条関係）	二九七
○社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第八十八条関係）	三〇〇
○証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に 関する政令（平成十四年政令第三百六十三号）（第八十九条関係）	三〇一
○保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第二百四十七号）（第九十条関係）	三一一
○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成十五年政令第二百五十二号）（第九十一条関係）	三一三
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）（第九十二条関係）	三一四
○市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第九十三条関係）	三一五
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第九十四条関係）	三一七
○障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（第九十五条関係）	三一八
○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）（第九十六条関係）	三二一
○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百四十八号）（第九十七条関係）【公布の日施行】	三二三
○刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令（平成十八年政令第二百八十七号） （第九十八条関係）	三二四
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（第九十九条関係）	三二五
○消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第一百七号）（第一百条関係）	三二六
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（第一百一条関係）	三二七
○平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の規定による国家公務員共済組合の事務に要する 費用の負担の特例に関する政令（平成十九年政令第二百二十七号）（第一百二条関係）	三二八
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号） （第一百三十三条関係）	三三二
○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第一百四十四条関係）	三三四
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第一百五十五条関係）【公布の日施行】	三三九
○総務省組織令（第一百六条関係）	三四一

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第百七条関係）	．．．．．	三五二
○財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（第百八条関係）	．．．．．	三五三
○総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）（第百九条関係）	【公布の日施行】	三五五
○総務省独立行政法人評価委員会令（第百十条関係）	．．．．．	三五七
○郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）（第百十一条関係）	．．．．．	三五八
○郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）（第百十二条関係）	．．．．．	三六一

○郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部改正（第二条関係）【公布の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置） 第五条 法第七十八条第三項の規定の適用がある場合における印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その年の二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、「平成十九年八月十六日から同年九月十八日まで」とする。 2 法第七十八条第二項の規定により郵便事業株式会社等が承認を受けたものとみなされた場合における印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十五条第一項の規定の適用については、当該郵便事業株式会社等を当該承認の申請者とみなす。 （金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第六条 （略） （準備行為） 第七条 （略） 附 則 （施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。 （郵便法の一部改正に伴う経過措置） 第二条 日本郵政株式会社は、法の施行の日（以下「施行日」とい	（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限） 第五条 （略） （準備行為） 第六条 （略） 附 則 この政令は、公布の日から施行する。

う。）前においても、郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）第十四条の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号。以下この条において「新郵便法」という。）第六十七条第一項の規定の例により、郵便に関する料金（同条第三項の規定により認可を受けなければならないものを除く。）を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2| 前項の規定により届け出た料金は、施行日において、新郵便法第六十七条第一項の規定により届け出た料金とみなす。

3| 日本郵政株式会社は、施行日前においても、新郵便法第六十七条第三項、第六十八条第一項、第七十条第一項及び第七十三条の規定の例により、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金、郵便約款並びに郵便業務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新郵便法第七十三条中「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の八の審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

4| 前項の規定により認可を受けた料金、郵便約款及び郵便業務管理規程は、施行日において、それぞれ新郵便法第六十七条第三項の規定により認可を受けた料金、新郵便法第六十八条第一項の規定により認可を受けた郵便約款及び新郵便法第七十条第一項の規定により認可を受けた郵便業務管理規程とみなす。

○郵政民営化法施行令の一部改正（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（郵便貯金銀行の業務の制限） 第三条（略） 2 法第百十条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一・二（略） 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集（郵便保険会社を所屬保険会社等として行う第九條第二項に規定する保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類の細目を含む。同項を除き、以下同じ。）の保険の保険契約に係るものに限る。） 四・五（略） （郵便貯金銀行についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係） 第四条 法第百二十四条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項 二 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第四百四十二条の九第三項 三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十五条第二項	（郵便貯金銀行の業務の制限） 第三条（略） 2 （同上） 一・二（略） 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集（郵便保険会社を所屬保険会社等として行う第八條第二項に規定する保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類の細目を含む。同項を除き、以下同じ。）の保険の保険契約に係るものに限る。） 四・五（略）

-
- 四| 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）
第十條第六項
- 五| 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第二
十條第三項
- 六| 国民年金法第二百二十八條第六項
- 七| 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）第七
十二條第二項
- 八| 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律
第七十七号）第五條第二項
- 九| 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十
二條第二項
- 十| 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号
）第三十五條第二項
- 十一| 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）
第十三條第二項
- 十二| 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）
第十一條の四第二項
- 十三| 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十
三條第二項
- 十四| 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法
律（平成四年法律第六十二号）第十八條第二項
- 十五| 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法
律第一百十三号）第十條第二項
- 十六| 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措
置法（平成七年法律第二号）第十七條第一項
- 十七| 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百
二十三号）第二十條第二項
- 十八| 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律
-

第四十七号)第十九条第二項

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第三十四条第二項

二十 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第百六十三号)第十八条第二項

二十一 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第十五条第二項及び附則第十条第三項

二十二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第百二十六号)第八十一条第二項

二十三 確定拠出年金法第六十一条第二項

二十四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十条第二項

二十五 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)第十条第二項

二十六 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)第十四条第三項

二十七 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)第十六条第二項

二十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十七条第三項

二十九 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百六十四号)附則第六条第三項

三十 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法

律第百六十五号)第十二条第二項

三十一 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十四条第二項

三十二 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十二条第二項

三十三 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)附則第四条第二項

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第十四条第二項

三十五 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十六条第二項(同法附則第七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。)

2 郵便貯金銀行についての前項各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)を除く。)」とする。

(保険金額等の限度額に関する通則)

第五条 次条から第十三条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特例支払条項付保険等 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)以下「整備法」という。第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定により法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条

(保険金額等の限度額に関する通則)

第四条 次条から第十一条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特例支払条項付保険等 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定により法第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社(以下「旧公社」という。)が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十四条までに規定す

から第十四条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

二 倍額支払条項付保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条、第十一条及び第十二条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第百三十五号。以下「整備令」という。）第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号。次号において「旧簡易生命保険法施行令」という。）第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。）が属する保険の種類の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険（旧簡易生命保険法

るもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

二 （同上）

三 定期保険等 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十条及び第十一条に規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む、旧簡易生命保険法第十一条に規定するものにあつては、簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）第一条第三号の規定により総務大臣が同日において定めていたものに限る。）が属する保険の種類の保険並びにこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

四 特定保険金額死因別保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十一条に規定する養老保険（簡易生命保険法施

施行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

六 夫婦年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十六条に規定する夫婦年金保険（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

七 契約者死亡後支払開始定期年金保険 旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた旧簡易生命保険法第十七条第四項に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険（同条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロの規定又は次条第一項若しくは第三項第二号ロ若しくは第四号ロ、第十一条第二項若しくは第十三条の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約

行令第一条第一号の規定により総務大臣が同日において定めていた旧簡易生命保険契約に係るものに限る。）が属する保険の種類の保険及びこれに準ずる保険として法第百三十八条第一項の認可を受けた保険をいう。

五 （同上）

六 （同上）

七 （同上）

2 法第百三十七条第一号若しくは第四号若しくは第百五十八条第一項第一号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロの規定又は次条第一項若しくは第三項第二号ロ若しくは第四号ロ、第九条第二項若しくは第十一条の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に

に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（年金の支払の事由を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

3 法第百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号ロの規定又は第七條第二項若しくは第十二條第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法第百十四條第一項に規定する契約者配当をいう。第九條第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させる保険契約にあっては、当該増加させた年金の年額を除く。）を当該保険契約に係る年金の年額とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第六條 法第百三十七条第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあっては次項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあっては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号

に係る保険金額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、保険期間内に発生し得る保険金の支払の事由（年金の支払の事由を除く。）の組合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生したとしたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も大きいものを当該保険契約に係る保険金額とする。

3 法第百三十七条第三号若しくは第百五十八条第一項第三号ロの規定又は第六條第二項若しくは第十條第二項の規定を適用してこれらの規定に規定する保険契約に係る年金の年額を算定するときは、この政令に別段の定めがある場合を除き、年金の支払の事由が発生した日から始まる一年の期間について支払う年金の年額（契約者配当（保険業法第百十四條第一項に規定する契約者配当をいう。第八條第一項第九号において同じ。）として年金の年額を増加させる保険契約にあっては、当該増加させた年金の年額を除く。）を当該保険契約に係る年金の年額とする。

（郵便保険会社の保険金額等の限度額）

第五條 （同上）

に掲げる保険契約にあっては同項第三号に規定する定期保険等に
係る額から同条第一号ロに掲げる額を控除した額に関して同号に
掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定め
る額とする。

一 倍額支払条項付保険の保険契約 保険期間内に発生し得る保
険金の支払の事由（被保険者が不慮の事故若しくは第三者の加
害行為又はエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性
呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに
限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性
灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス若しく
はパラチフスを直接の原因として死亡したことを除く。）の組
合せのそれぞれに属する保険金の支払の事由がすべて発生した
としたならば支払われる保険金額の合計額のうちその額が最も
大きいもの

二 被保険者が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であ
って、その効力発生後四年を経過したもの 当該保険契約に係
る保険金額（次に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円
（その合計額が三百万円に満たないときは、その合計額。第三
項第一号において「控除額」という。）を控除した額に当該保
険契約に係る保険金額（次に掲げるものに限る。）の合計額を
加えた額

イ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の
申込みに係る当該増加させる保険金額

ロ 保険金額を増加させることを内容とする保険契約の変更の
契約の効力発生後四年を経過しない場合における当該増加さ
せた保険金額

ハ 保険契約の復活の申込みに係る復活させる保険契約に係る
保険金額

三 被保険者が年齢五十六年以上である保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額（前号イ及びハに掲げるものを除く。第五号において同じ。）の合計額が千万円を超えるもの 千万円	四 特定保険金額死因別保険の保険契約以外の保険契約 零	五 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該保険契約に係る保険金額の合計額が八百万円を超えるもの 八百万円	六 定期保険等の保険契約以外の保険契約 零
2 法第三十七条第一号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第一号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。	一 年齢十五年以下の被保険者 七百万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）	二 年齢十六年以上五十四年以下の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は、五百万円）	三 年齢五十五年以上の被保険者 千万円（特定保険金額死因別保険に係る額は五百万円、定期保険等に係る額は八百万円）
3 法第三十七条第一号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第一号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。	。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から同条第一号ロに掲げる額を控除した額		

2	(同上)
3	(同上)

に關して同号口に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に關して同号口に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第三号に規定する定期保険等に係る額から同条第一号口に掲げる額を控除した額に關して同号口に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である旧簡易生命保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したもの 当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（旧簡易生命保険法第六十二条第二項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分を除く。）の合計額から三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額（その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額）を控除した額に当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額（同項に規定する保険金額の増額等変更契約であつて、その効力発生後四年を経過しないものに係る部分に限る。）の合計額を加えた額

イ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者でないもの
ロ 第一項第二号に掲げる保険契約の被保険者であつて、控除額が三百万円に満たない額であるもの

二 被保険者が年齢五十六年以上である旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額

がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの
イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険契約であつて、被保険者の年齢が五十五年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額（当該保険契約が第一項第一号に掲げる保険契約である場合にあっては、同号に定める額とし、同項第二号イ及びハに掲げるものを除く。第四号ロにおいて同じ。）の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

三 特定保険金額死因別保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

四 被保険者が年齢五十五年以上である定期保険等の旧簡易生命保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生し、かつ、当該旧簡易生命保険契約に係る保険金額の合計額がイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額を超えるもの イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 八百万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする定期保険等の保険契約であつて、被保険者の年齢が五十四年以下である間にその効力が発生したものに係る保険金額の合計額（その合計額がイに掲げる額を超えるときは、イに掲げる額）

五 定期保険等の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

第七条 法第三百三十七条第三号に規定する被保険者の生存に關し年金を支払うことを約したのものとして政令で定める保険は、年金保

第六条 (同上)

2 法第百三十七条第三号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同条第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあつては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契約にあつては次項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。 一 夫婦年金保険の保険契約 零 二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約以外の保険契約 零	2 (同上)
3 法第百三十七条第三号イに規定する政令で定める被保険者の区分は、次の各号に掲げる被保険者の区分とし、当該各号に掲げる被保険者の区分に応じ、同条第三号イに規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とする。 一 年齢二十四年以下の被保険者 年額九十万円 二 年齢二十五年以上の被保険者 年額九十万円（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額は、零）	3 (同上)
4 法第百三十七条第三号ロに規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同条第三号ロに規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては前項各号に定める額（契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。）から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に關して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲	4 (同上)

げる旧簡易生命保険契約にあっては同項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から同条第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 年金保険の旧簡易生命保険契約であって、当該旧簡易生命保険契約に係る年金の年額の合計額が年額九十万円を超えるもの年額九十万円

二 契約者死亡後支払開始定期年金保険の旧簡易生命保険契約以外の旧簡易生命保険契約 零

第八条 法第三十七条第四号に規定する政令で定める保険業法第

三条第四項第二号に掲げる保険の区分は、次に掲げるとおりとする。

一 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号イからニまでに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの（特例支払条項付保険等を除く。）

二 保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険のうち同号ホに掲げる事由を保険金の支払の事由とするもの

2 法第三十七条第四号イに規定する保険区分ごとに政令で定める額は、次の各号に掲げる保険区分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる保険区分 千万円
二 前項第二号に掲げる保険区分 千万円

3 法第三十七条第四号ロに規定する保険区分に対応する政令で定める旧特約の区分は、次の各号に掲げる保険区分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第一項第一号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうち旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二号に掲げる事

第七条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

由を含む旧特約

二 第一項第二号に掲げる保険区分 その保険金の支払の事由のうち旧簡易生命保険法第十八条第三号又は第四号に掲げる事由を含む旧特約

（郵便保険会社の保険の種類）

第九条 法第百三十八条第一項に規定する政令で定める保険の種類
の細目は、次に掲げるものとする。

一 再保険であるかどうかの別

二 保険期間が被保険者の終身である保険（保険期間満了時の被保険者の年齢が九十年を超える保険を含む。）であるかどうかの別

三 保険契約を締結するに当たつての被保険者の数が一人である保険、二人である保険又は三人以上である保険のいずれであるかの別

四 医師による被保険者の診査又は保険契約者若しくは被保険者による被保険者の健康状態の告知を保険契約の成立の条件とする保険であるかどうかの別

五 保険料を一時に払い込む保険又は分割して払い込む保険のいずれであるかの別（保険料を分割して払い込む保険にあつては、その分割の方法）

六 保険契約を締結するに当たつて他の保険契約に付することを条件とする保険（第八号において「特約」という。）であるかどうかの別

七 保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、当該保険の保険契約を締結するに当たつての一の保険金の支払の事由に係る保険金額（年金の年額を含む。以下この項において同じ。）の他の保険金の支払の事由に係る保険金額に対する割合

（郵便保険会社の保険の種類）
第八条 （同上）

八 特約にあつては、特約の保険契約を付するに当たつての当該特約の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある特約にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）の当該特約の保険契約を付する保険の保険契約に係る保険金額（保険金の支払の事由が複数ある保険にあつては、保険金の支払の事由ごとの保険金額）に対する割合

九 契約者配当を行う保険であるかどうかの別（契約者配当を行う保険にあつては、当該契約者配当として保険金額を増加させる保険であるかどうかの別）

十 保険料の算定の基礎として保険契約が解約されると見込まれる率を用いる保険であるかどうかの別

十一 保険業法第百十八条第一項の規定により同項に規定する特別勘定を設けなければならない保険であるかどうかの別

十二 保険料又は保険金、返戻金その他の給付金の額が外国通貨で表示される保険であるかどうかの別

2 法第百三十八条第一項に規定する保険の種類のうち政令で定めるものは、旧簡易生命保険法の規定により旧公社が平成十八年六月三十日において引受けを行っていた保険が属する保険の種類とする。

（郵便保険会社についての金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の適用関係）

第十条 法第百五十二条第二項に規定する政令で定める法律の規定は、次に掲げる法律の規定とする。

一 法第百二十四条第一項第二号及び第六号に掲げる法律の規定
二 第四条第一項各号（第六号及び第二十号を除く。）に掲げる法律の規定

2 郵便保険会社についての前項各号に掲げる法律の規定の適用に

2

（同上）

つては、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

（機構の保険金額等の限度額）

第十一条 法第五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一・二 （略）

三 第六条第三項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

四 （略）

五 第六条第三項第五号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

（機構の保険金額等の限度額）

第九条 法第五十八条第一項第一号に規定する政令で定める旧簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第五条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第一号又は第二号に定める額、第三号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第五条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第三号に定める額、第四号又は第五号に掲げる旧簡易生命保険契約にあつては第五条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第四号又は第五号に定める額とする。

一・二 （略）

三 第五条第三項第三号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

四 （略）

五 第五条第三項第五号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2

法第百五十八条第一項第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては第六条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 第六条第一項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したものである保険契約に係る保険金額（第六条第一項第二号に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額（その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額））を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（同号に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

イ・ロ（略）

2

法第百五十八条第一項第一号に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる保険契約にあつては第五条第二項各号に定める額（特定保険金額死因別保険及び定期保険等に係る額を除く。）から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第二号又は第三号に定める額、第四号に掲げる保険契約にあつては第五条第二項各号に規定する特定保険金額死因別保険に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限り第四号に定める額、第五号又は第六号に掲げる保険契約にあつては第五条第二項第三号に規定する定期保険等に係る額から法第百五十八条第一項第一号に掲げる額を控除した額に關して同号に掲げる額を算定する場合に限りそれぞれ第五号又は第六号に定める額とする。

一 第五条第一項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額

二 被保険者（次に掲げる者に限る。）が年齢二十年以上五十五年以下である保険契約であつて、その効力発生後四年を経過したものである保険契約に係る保険金額（第五条第一項第二号に掲げるものを除く。）の合計額から三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円から控除額を控除した額（その合計額が三百万円から控除額を控除した額に満たないときは、その合計額））を控除した額に当該保険契約に係る保険金額（同号に掲げるものに限る。）の合計額を加えた額

イ・ロ（略）

三 (略)

四 第六条第一項第四号に掲げる保険契約 同号に定める額

五 (略)

六 第六条第一項第六号に掲げる保険契約 同号に定める額

第十二条 法第五十八條第一項第三号に規定する政令で定める旧

簡易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては第七条第三項各号に定める額(契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。)から法第五十八條第一項第三号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては第七条第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八條第一項第三号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 第七条第四項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

二 第七条第四項第二号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2 法第五十八條第一項第三号口に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあっては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契

三 (略)

四 第五条第一項第四号に掲げる保険契約 同号に定める額

五 (略)

六 第五条第一項第六号に掲げる保険契約 同号に定める額

第十条 法第五十八條第一項第三号に規定する政令で定める旧簡

易生命保険契約は、次の各号に掲げる旧簡易生命保険契約とし、当該各号に掲げる旧簡易生命保険契約に係る同項第三号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては第六条第三項各号に定める額(契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額を除く。)から法第五十八條第一項第三号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第一号に定める額、第二号に掲げる旧簡易生命保険契約にあっては第六条第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八條第一項第三号口に掲げる額を控除した額に関して同号に掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

一 第六条第四項第一号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

二 第六条第四項第二号に掲げる旧簡易生命保険契約 同号に定める額

2 法第五十八條第一項第三号口に規定する政令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険契約とし、当該各号に掲げる保険契約に係る同項第三号口に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該各号に定める額とする。ただし、第一号に掲げる保険契約にあっては保険契約者である被保険者以外の被保険者につき算定する場合に限り同号に定める額、第二号に掲げる保険契

約にあつては第七條第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八條第一項第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

- 一 第七條第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額
- 二 第七條第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

第十三条 (略)

(評価委員の任命)

第十四条 (略)

(評価の方法)

第十五条 (略)

(総務省令への委任)

第十六条 (略)

(日本郵政公社の解散の登記の嘱託等)

第十七条 法第六十六條第一項の規定により日本郵政公社が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置)

第十八条 (略)

約にあつては第六條第三項第二号に規定する契約者死亡後支払開始定期年金保険に係る額から法第五十八條第一項第三号ロに掲げる額を控除した額に関して同号ロに掲げる額を算定する場合に限り第二号に定める額とする。

- 一 第六條第二項第一号に掲げる保険契約 同号に定める額
- 二 第六條第二項第二号に掲げる保険契約 同号に定める額

第十一条 (略)

(評価委員の任命)

第十二条 (略)

(評価の方法)

第十三条 (略)

(総務省令への委任)

第十四条 (略)

(印紙税の納付に係る特例の適用に関する措置)

第十五条 (略)

(法人税に係る課税の特例)

第十九条 承継会社の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二
 条第十六号に規定する資本金等の額及び同条第十八号に規定する
 利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人
 税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定の適用について
 は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
 下欄に掲げる字句とする。

第八条第 一項第八 号	を減算した金額	を減算した金額(郵政民 営化法(平成十七年法律第 九十七号)第百七十九条第 二項ただし書(法人税に係 る課税の特例)の規定によ り日本郵政公社の帳簿価額 とみなされた金額以外の貸 倒引当金勘定の金額並びに 同項ただし書の規定により 日本郵政公社の帳簿価額を 零とされた賞与引当金勘定 、退職給付引当金勘定及び 損害賠償損失引当金勘定の 金額の合計額(同法第百六 十六条第一項(公社の解散 及び業務等の承継)に規定 する承継計画において定め るところに従い承継した金 額に限る。第九条第一項に おいて「特定引当金勘定の 合計額」という。)を除く
-------------------	---------	---

第九條第一項	第一号から第四号までに掲げる金額の	。
		第一号から第四号までに掲げる金額（郵政民営化法第百七十九條第一項（法人税に係る課税の特例）に規定する特定現物出資（以下この項において「特定現物出資」という。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）の第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）を
2	法第百七十九條第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第三十二條第五項とする。	
3	法第百七十九條第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した法人税法第五十二條第一項に規定する個別評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「個別評価金銭債権」という。）及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権（以下この項及び第十二項において「一括評価金銭債権」という。）に係る部分の金額として法第百七十九條第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。	
一	それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い	

承継した個別評価金銭債権につき法第七十九条第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額

二 法第七十九条第四項に規定する合計額（法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した一括評価金銭債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金銭債権の合計額で除して計算した金額

4 | 法第七十九条第十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該事業年度終了の時にあって再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号。以下この条において「旧公社法」という。）第三十三条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未經過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該事業年度終了の時にあって、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第百三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未經過保

除料の金額の合計額

二| イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ| 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

ロ| イに掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額

5| 法第七十九条第十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一| 前事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の時における第十三項第一号の規定の例により計算した金額）から当該事業年度終了の時における前項第一号の規定の例により計算した金額を控除した金額

二| 前項第二号イに掲げる金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（同号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）を超える場合には、当該特定再保険責任準備金の金額）

6| 法第七十九条第十二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一| その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額（第四項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の合計額に再保険契約に係る

		7	
		保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金の金額のうち に当該再再保険に付した部分の占める割合として財務省令で定 める割合を乗じて計算した金額 二 その再再保険に付した日における特定再保険責任準備金の金 額（第四項第一号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の うち当該再再保険に付した部分として財務省令で定める金額 法第百七十九条第十二項第三号に掲げる場合において、その再 再保険に付した日を含む事業年度以後の各事業年度（当該再再保 険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には 、当該再再保険に付した日を含む連結事業年度後の各事業年度） における次の表の上欄に掲げる同条第九項及び第五項の規定の適 用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
法第百七 十九条第 九項	簡易生命保険価格変動準 備金の金額	第十二項第三号に規定する 再再保険に付した日を含む 事業年度（当該再再保険に 付した日を含む事業年度が 連結事業年度に該当する場 合には、当該再再保険に付 した日を含む連結事業年度 。以下この項において「再 再保険事業年度等」という 。開始の日における承継 資産価格変動準備金の金額 から同号の規定により益金 の額に算入された金額（承 継資産価格変動準備金の金 額に係る部分の金額に限る	

		第五項第 二号	
三百六十	前項第二号イに掲げる金 額	三百六十	。を控除した金額 三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結した日から再再保険事業年度の開始の日の前日まで期間の月数をいう。）を控除した月数 再再保険に付した日を含む事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該再再保険に付した日を含む連結事業年度以下この号において「再再保険事業年度等」という。）開始の日における特定再保険責任準備金の金額（前項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）から当該特定再保険責任準備金の金額に次項第一号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額 三百六十から再保険契約経過月数（再保険契約を締結した日から再再保険事業年度等の開始の日の前日まで

		の期間の月数をいう。)を 控除した月数
	同号	前項第二号
8	法第百七十九条第八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた同条第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は同条第十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度において積み立てた同条第二十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社（この項又は第十七項に規定する合併法人を含む。）が合併により法人税法第二条第十二号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合（第十七項前段に規定する場合を除く。）には、その合併直前における法第百七十九条第九項に規定する承継資産価格変動準備金の金額及び同条第十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価格変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価格変動準備金等の金額は、当該合併法人がその合併の日において有する同条第八項の承継資産価格変動準備金又は同条第十項の特定再保険責任準備金の金額（当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、同条第十八項の承継資産価格変動準備金又は同条第二十項の特定再保険責任準備金の金額）とみなす。	
9	前項又は第十七項に規定する合併法人（その合併後において連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）の合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併の日を含む連結事業年度後の各事業年度）に係る法第百七十九条第九項、第十一項及び第十二項並びに第五項の規定の適用については、当該合	

併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該併法人の合併の日を含む事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九條第九項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七十九條第十一項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第十七項の規定により当該併法人が有するものとみなされた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七十九條第九項及び第五項の規定の適用については、同条第九項及び第五項第二号中「当該事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10) 連結親法人（法人税法第十二條の七の二に規定する連結親法人をいう。）又は連結子法人（同条第十二條の七の三に規定する連結子法人をいう。）である承継会社の同条第十七條の二に規定する連結個別資本金等の額及び同条第十八條の三に規定する連結個別利益積立金額並びに当該承継会社が属する連結法人の同条第十七條に規定する連結資本金等の額及び同条第十八條の二に規定する連結利益積立金額を計算する場合における次の表の上欄に掲げる法人税法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二	第八條の二	前条第一項第一号から第十四号までの規定に準じて計算した金額
	前条第一項第一号から第十四号までの規定に準じて計算した金額（同条第八號の	四号までの規定に準じて計算した金額（同条第八號の

第十五号 過去連結事業年度の同項	
過去連結事業年度の同項第十五号	規定に準じて計算した金額については、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百七十九条第十五項（法人税に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される同条第二項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書の規定により日本郵政公社の帳簿価額を零とされた賞与引当金勘定、退職給付引当金勘定及び損害賠償損失引当金勘定の金額の合計額（同法第六十六条第一項（公社の解散及び業務等の承継）に規定する承継計画において定めるところに従い承継した金額に限る。第九条の二第一項及び第九条の三において「特定引当金勘定の合計額」という。）を除く。以下この条において同じ。） 過去連結事業年度の前条第一項第十五号

第九條の 二第一項	第一号から第四号までに掲げる金額の		第一号から第四号までに掲げる金額を	第九條の 三	前条第一項第一号から第四号までに掲げる金額		同項第一号から第四号までに掲げる金額
	第一号から第四号までに掲げる金額（郵政民営化法第百七十九条第一項（法人税に係る課税の特例）に規定する特定現物出資（以下この項及び次条において「特定現物出資」という。）の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）の		第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）を		前条第一項第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する事業年度又は連結事業年度後の各連結事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む。）		同項第一号から第四号までに掲げる金額（特定現物出資の日の属する連結事業年度にあつては、特定引当金

勘定の合計額を含む。）

11) 法第七十九條第十五項の規定により読み替えて適用される同条第三項に規定する政令で定める規定は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二條第五項とする。

12) 法第七十九條第十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する合計額のうち、それぞれの承継会社が承継した個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権に係る部分の金額として同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した個別評価金銭債権につき法第七十九條第十五項の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額

二 法第七十九條第四項に規定する合計額（法人税法第五十二條の規定を適用することとした場合に同条第二項の規定により計算される部分の金額に限る。）にそれぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した一括評価金銭債権の額を乗じてこれを日本郵政公社の最後事業年度における一括評価金銭債権の合計額で除して計算した金額

13) 法第七十九條第二十項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該連結事業年度終了の時に^イ再保険契約に係る旧簡易生命保険契約について旧公社法第三十三條第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算した保険料積立金の金額（旧簡易生命保険契約に

基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）及び未經過保険料の金額（旧簡易生命保険契約に定めた保険期間のうち、当該連結事業年度終了の時にあって、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した金額として財務省令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ロ 旧簡易生命保険法第百三条第一項に規定する保険料の算出方法書に記載された保険料の計算の基礎となる係数その他の事項を基礎として計算した保険料積立金の金額及び未經過保険料の金額の合計額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち、旧簡易生命保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てていた金額として財務省令で定める金額

ロ イに掲げる金額に再保険契約を締結する日を含む連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額

14 法第百七十九条第二十一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定再保険責任準備金の金額のうち次に掲げる金額の合計額とする。

一 前連結事業年度終了の時ににおける前項第一号の規定の例により計算した金額（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の時ににおける第四項第一号の規定の例により計算した金額）から当該連結事業年度終了の時ににおける前項第一号の規定の例により計算した金額を控除した金額

		二 前項第二号イに掲げる金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額（当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（同号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）を超える場合には、当該特定再保険責任準備金の金額）	
		15 法第七十九条第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。	
		一 その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額（第十三項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）の合計額に再保険契約に係る保険業法第十六条第一項に規定する責任準備金の金額のうち当該再再保険に付した部分の占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額	
		二 その再再保険に付した日における特定再保険責任準備金の金額（第十三項第一号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）のうち当該再再保険に付した部分として財務省令で定める金額	
		16 法第七十九条第三号に掲げる場合において、その再再保険に付した日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該再再保険に付した日を含む事業年度後の各連結事業年度）における次の表の上欄に掲げる同条第十九項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
法第七十九条第 十九項	簡易生命保険価格変動準備金の金額	第二十二項第三号に規定する再再保険に付した日を含む連結事業年度（当該再再保険に付した日を含む事業年度が連結事業年度に該当	

第十四項 第二号	前項第二号イに掲げる金 額	三百六十	しない場合には、当該再再 保険に付した日を含む事業 年度。以下この項において 「再再保険連結事業年度等 」という。）開始の日にお ける承継資産価格変動準備 金の金額から同号の規定に より益金の額に算入された 金額（承継資産価格変動準 備金の金額に係る部分の金 額に限る。）を控除した金 額
再再保険に付した日を含む 連結事業年度（当該再再保 険に付した日を含む事業年 度が連結事業年度に該当し ない場合には、当該再再保 険に付した日を含む事業年 度。以下この号において「 再再保険連結事業年度等」 という。）開始の日におけ る特定再保険責任準備金の	再再保険に付した日を含む 連結事業年度（当該再再保 険に付した日を含む事業年 度が連結事業年度に該当し ない場合には、当該再再保 険に付した日を含む事業年 度。以下この号において「 再再保険連結事業年度等」 という。）開始の日におけ る特定再保険責任準備金の	三百六十から再保険契約経 過月数（再保険契約を締結 した日から再再保険連結事 業年度等の開始の日の前日 までの期間の月数をいう。 ）を控除した月数	

17	法第百七十九条第十八項の承継資産価額変動準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第八項の承継資産価額変動準備金を含む。）又は同条第二十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた同条第十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社（この項又は第八項に規定する合併法人を含む。以下この項において同じ。）が合併により法人税法第二条第十二号に規定する合併法人に再保険契約を移転した場合（郵便保険会社が連結法人である場合に限る。）には、その合併直前における法第百七十九条第十九項に規定する承継資産価額変動準備金の金額及び同条第二十一項に規定する特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「承継資産価額変動準備金等の金額」という。）は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、当該合併法人が引継ぎを受けた承継資産価額変動準備金等の金		金額（前項第二号に掲げる金額に係る部分の金額に限る。）から当該特定再保険責任準備金の金額に次項第一号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額	三百六十
	同号	前項第二号	過月数（再保険契約を締結した日から再再保険連結事業年度等の開始の日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数	

額は、当該合併法人がその合併の日において有する同条第十八項の承継資産価格変動準備金又は同条第二十項の特定再保険責任準備金の金額（当該合併法人の当該合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第八項の承継資産価格変動準備金又は同条第十項の特定再保険責任準備金の金額）とみなす。

18 前項又は第八項に規定する合併法人（その合併後において連結法人に該当するものに限る。）の合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該合併の日を含む事業年度後の各連結事業年度）に係る法第七十九條第十九項、第二十一項及び第二十二項並びに第十四項の規定の適用については、当該合併法人は郵便保険会社とみなす。この場合において、当該合併法人の合併の日を含む連結事業年度に係るこれらの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第七十九條第十九項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた承継資産価格変動準備金の金額とする。

二 法第七十九條第二十一項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額は、前項又は第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特定再保険責任準備金の金額とする。

三 法第七十九條第十九項及び第十四項の規定の適用については、同条第十九項及び第十四項第二号中「当該連結事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

19 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の特定現物出資の日を含む事業

年度の月数又は連結事業年度の月数は、六月とみなして、法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

- 20 法第百七十九条第九項及び第十九項並びに第五項第二号及び第十四項第二号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（相続税に係る課税の特例）

第二十条 法第百八十条第一項に規定する土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たすもの（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項に規定する業務（同条第二項に規定する業務を併せ行っている場合の当該業務を含む。）の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限る。）とする。

一 法の施行の日（以下「施行日」という。）前から法第百八十条第一項の相続又は遺贈に係る被相続人（以下この条において「被相続人」という。）に係る相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人が有していたものであること。

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に該当しないものであること。

- 2 法第百八十条第一項第一号に規定する旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、同号の旧公社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

- 3 法第百八十条第一項第一号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該賃貸借契約に係る郵便局株式会社の営業所、事務所その他の施設（以下この号において「支社等」という。）の名称若

しくは所在地又は支社等の長

二 当該賃貸借契約に係る被相続人又は当該被相続人の相続人の氏名又は住所

三 当該賃貸借契約において定められた契約の期間

四 当該賃貸借契約に係る法第百八十条第一項に規定する特定宅地等及び同項第一号に規定する郵便局舎の所在地の行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称又は地番

4 法第百八十条第一項第一号に規定する郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものは、同号の郵便局株式会社との賃貸借契約の当事者である被相続人又は当該被相続人の相続人が有していた建物とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十一条 法第百八十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条第四項の規定による認可

二 法第百五条第一項及び第百三十五条第一項の規定による決定

三 法第百六十一条第一項の規定による基本計画の策定

四 法第百六十三条第一項の規定による指示

五 法第百六十三条第三項及び第四項の規定による認可

六 法第百八十四条第一項の規定による命令

(財務局長等への権限の委任)

第二十二条 法第百八十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十六条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

うことができる。

一 法第一百七十七条第一項及び第二項並びに第四百四十五条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の命令

二 法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で郵便貯金銀行の本店以外の営業所その他の施設（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）若しくはその子法人等（同法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「支店等」という。）又は郵便保険会社の本店以外の営業所その他の施設若しくはその子法人等（保険業法第二百二十八条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等又は当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、郵便貯金銀行の支店等又は郵便保険会社の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該郵便貯金銀行の本店若しくは当該支店等以外の支店等又は郵便保険会社の本店若しくは当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、

当該郵便貯金銀行若しくは郵便保険会社の本店、当該支店等以外の支店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

(準備行為)

第二十三条 (略)

(郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額の端数計算)

第二十四条 法第二百二十二条第一項の規定により交付すべき金銭の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 法第二百二十二条第一項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

(国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の準用)

第二十五条 法の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第五条第一項及び第三項、第八条本文並びに第九条前段の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五條第一項	行政庁は
	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六條第

(準備行為)

第十七条 (略)

文 第八條本	第五條第 三項	
第二條、第五條第一項、 第六條第二項、第六條の 二第四項若しくは第五項 、第六條の三第四項若し くは第五項又は前條第三	行政庁	、当該行政庁の処分（行 政事件訴訟法（昭和三十 七年法律第百三十九号） 第三條第二項に規定する 処分をいう。）又は裁決 （同條第三項に規定する 裁決をいう。）に係る同 法第十一條第一項（同法 第三十八條第一項（同法 第四十三條第二項におい て準用する場合を含む。 ）又は同法第四十三條第 一項において準用する場 合を含む。）の規定によ る国を被告とする訴訟又 は当該行政庁を当事者若 しくは
第五條第一項	承継会社	三項に規定する承継会社（ 以下この項及び第三項並び に第八條本文において「承 継会社」という。）は 承継会社を当事者又は

		項
	法務大臣又は行政庁	承継会社
第九條前 段	前各條	第五條第一項及び第三項並 びに前條本文

附則

(関係法令の適用に関する経過措置)

第二條 施行日前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が旧公社に対してした同表の第三欄に掲げる指定、承認、免許又は許可は、それぞれ、同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者が法第百六十六條第一項の規定により当該指定、承認、免許又は許可に係る業務等を承継した承継会社等に対してした同表の第六欄に掲げる指定、免許、許可又は認可とみなす。

表は、後述の別記(表の一)

2 施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第一項の規定により厚生労働大臣に対して開設の通知をした診療所は、法第百六十六條第一項の規定により当該通知に係る業務等を承継した承継会社等が医療法第七条第一項の規定により開設地の都道府県知事(開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次項において同じ。)の許可を受けて開設した診療所とみなす。

3 施行日前に旧公社が旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第七条第二項の規定により厚生労働大臣に対して変更の通知をした事項

附則

は、法第百六十六条第一項の規定により当該通知に係る業務等を承継した承継会社等が医療法第七条第二項の規定により開設地の都道府県知事の許可を受けて変更した事項とみなす。

4 施行日前に旧公社が次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした同表の第三欄に掲げる通知又は届出は、それぞれ、法第百六十六条第一項の規定により当該通知又は届出に係る業務等を承継した承継会社等が同表の第四欄に掲げる法令の規定により同表の第五欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

表は、後述の別記（表の二）

5 施行日前に旧公社がした次の表の第一欄に掲げる占用又は行為は、それぞれ、法第百六十六条第一項の規定により当該占用又は行為に係る業務等を承継した承継会社等がした同表の第二欄に掲げる占用又は行為とみなす。

	第一欄	第二欄
一	旧公社法施行令第三十一条において準用する道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十五条の規定により道路管理者とした協議に基づく占用	道路法第三十二条第一項の規定により道路管理者がした許可に基づく占用
二	旧公社法施行令第三十一条において準用する都市公園法第九条の規定により公園管理者とした協議に基づく占用	都市公園法第六条第一項又は第三項の規定により公園管理者がした許可に基づく占用
三	旧公社法施行令第三十一条において準用する海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第十条第二項の規定により海岸管	海岸法第七条第一項の規定により海岸管理者がした許可に基づく占用

四	理者とした協議に基づく占用 旧公社法施行令第三十一条に おいて準用する下水道法第四 十一条の規定により公共下水 道管理者又は都市下水路管理 者とした協議に基づく行為	下水道法第二十四条第一 項の規定により公共下水 道管理者がした許可に基 づく行為又は同法第二十 九条第一項の規定により 都市下水路管理者がした 許可に基づく行為
五	旧公社法施行令第三十一条に おいて準用する河川法（昭和 三十九年法律第六十七号） 第九十五条（同法第百条第一 項において準用する場合を含 む。）の規定により河川管理 者とした協議に基づく占用又 は行為	河川法の規定により河川 管理者がした許可又は承 認に基づく占用又は行為

（建築基準法の準用に関する経過措置）

第三条 承継会社等が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは
大規模の模様替えをしようとする建築物であつて施行日前に旧公
社法施行令第三十一条において準用する同法第十八条第二項（同
法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及
び第二項において準用する場合を含む。）の規定により旧公社が
その計画を建築主事へ通知しているものについては、同法第十八
条第一項及び第三項から第二十二項まで（これらの規定を同法第
八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第
二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場

合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条 第一項	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地	承継会社等（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等をいう。以下同じ。）の建築物及び建築物の敷地（当該建築物及び当該敷地に係る権利及び義務を同法第百六十六条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本郵政公社（以下この条において「旧公社」という。）から承継したものに限る。）
第十八条 第三項	第六條から第七條の六まで、第九條から第十條まで及び第九十條の二 次項から第二十三項まで 前項の	第三項から第二十二項まで 旧公社又はその委任を受けた者から郵政民営化法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第六條第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の

第十八条	第二項	当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならぬ。	計画について 承継会社等に対して確認済証を交付しなければならぬ。ただし、建築主事が施行日前に旧公社に対して確認済証を交付したときは、この限りでない。
	同項		
第十八条	第二項	当該通知をした国の機関の長等	承継会社等
	同項		
第十一項	に交付しなければならぬ。	に交付しなければならぬ。ただし、建築主事が施行日前に旧公社に対して当該通知書を交付したときは、この限りでない。	
第十八条	第二項	当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならぬ。	同項
	同項		
第十三項	第三項	第三項	第三項
	第三項	第三項	第三項

第十八条	国の機関の長等	旧公社が当該確認済証の交付を受けたときは、承継会社等が当該確認済証の交付を受けたものとみなす。
第十四項	建築主事に通知しなければならない。	承継会社等 建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日前に建築主事に対して当該工事を完了した旨を通知したときは、この限りでない。
第十八条	国の機関の長等	承継会社等
第十六項	国の機関の長等	承継会社等
第十八条	建築主事に通知しなければならない。	建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日前に建築主事に対して当該特定工程に係る工事を終えた旨を通知したときは、この限りでない。
第十七項	建築主事に通知しなければならない。	承継会社等 建築主事に通知しなければならない。ただし、旧公社が施行日前に建築主事に対して当該特定工程に係る工事を終えた旨を通知したときは、この限りでない。
第十八条	国の機関の長等に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。	承継会社等 当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。ただし、建築主事等が施行日前に旧公社に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付したときは、この限りでない。
第十九項	検査合格証を交付しなければならない。	承継会社等 当該特定工程に係る中間検査合格証を交付したときは、この限りでない。

第十八条
第二十項

施工してはならない。

施工してはならない。この場合において、施行日前に旧公社が当該中間検査合格証の交付を受けたときは、承継会社等が当該中間検査合格証の交付を受けたものとみなす。

（道路運送車両法の適用に関する経過措置）

第四条 法第六十六條第一項の規定により承継会社等が旧公社の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第百二条の規定は、適用しない。

（国庫納付金の納付に関する経過措置）

第五条 整備法附則第三十七條の規定により従前の例によるものとされる国庫納付金の納付については、旧公社法施行令第四条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十年一月四日」と、旧公社法施行令第五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十年一月十日」とする。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 日本郵政株式会社は、施行日前においても、整備法第十四条の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第六十五号。以下この条において「新郵便法」という。）第六十七條第一項の規定の例により、郵便に関する料金（同条第三項の規定により

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 日本郵政株式会社は、法の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第十四條の規定による改正後の郵便法（昭和二十二年法律第六十五号。以下この条

認可を受けるべきものを除く。)を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2
3
4 (略)

第七条 旧公社の平成十九年四月一日から始まる事業年度に係る整備法第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の状況の公表は、総務省令で定めるところにより、郵便事業株式会社が行うものとする。

(整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるもの)

第八条 整備法附則第三十六条及び第四十八条第二項の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。

(恩給負担金の取扱い)

第九条 整備法附則第四十九条に規定する整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で同法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、その全部に相当する金額について、日本郵政株式会社を特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)に規定する特別会計とみなし、同法の規定を準用する。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

において「新郵便法」という。)第六十七条第一項の規定の例により、郵便に関する料金(同条第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。)を定め、総務大臣に届け出ることができる。

2
3
4 (略)

第十條 整備法附則第五十條の規定により承継会社等を国の利害に
 関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定
 する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、次
 の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二條第一項	前條の訴訟	郵政民営化法（平成十七年法 律第九十七号）第六條第三項 に規定する承継会社等（以下 「承継会社等」という。）を 当事者又は参加人とする訴訟 前項の訴訟
第二條第二項	行政庁（国に所属するものに 限る。第五條、第六條及び第八 條において同じ。） の所管し、又は監督する事務に係る前條 の訴訟	
第五條第一項	行政庁は、当該行政庁の処分 （行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第 百三十九号）第三條第二項に規定する処 分をいう。）又は裁決（同條第三項に規 定する裁決をいう。）に係る同法第十一	当該承継会社等 承継会社等は 承継会社等を当事者又は

第五條第三項及び第六條	行政庁	承継会社等
第八條本文	行政庁	承継会社等
第二條、第五條第一項、第六條第二項、第六條の二第四項若しくは第五項、第六條の三第四項若しくは第五項又は前條第三項	行政庁	承継会社等
第二條、第五條第一項、第六條第二項、第六條の二第四項若しくは第五項又は前條第三項	行政庁	承継会社等

（郵便窓口業務等受託者が行う業務に関する経過措置）

第十一條 整備法附則第七十四條第一項第八号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（整備法附則第七十四條第一項第

三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）

三 郵便保険会社の事務の代行（郵便局株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）

（退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額に関する経過措置）

第十二条 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金については、整備法第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を承継会社が納付するものとする。

2 整備法附則第七十九条第二項の規定による納付金の納付については、整備令第十五条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の規定を準用する。この場合において、同令第一項中「十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）」とあるのは「十日」と、同令第二項中「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに」とあるのは「翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに」と読み替えるものとする。

（平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金に関する経過措置）

第十三条 平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、総務大臣は、整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整備法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交納付金法」という。）第十三条第六項の規定にかかわらず、旧交納付金法第十三条第三項の規定によって日本郵政公社が所有する固定資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。）を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、旧交納付金法第九条第二項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）若しくは第三項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による通知を受けた場合又は旧交納付金法第十三条第五項（整備法附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、旧交納付金法第十三条第三項の規定によって配分した固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等の修正を行い、遅滞なく、これを市町村長に通知するとともに、その旨を日本郵政株式会社へ通知するものとする。

2 | 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合には、旧交納付金法第十五条第二項の規定により送付した納付金納額告知書に記載された納付金額（以下この条において「旧納付金額」という。）を修正し、修正した後の納付金額（以下この条において「修正納付金額」という。）を記載した納付金納額告知書を日本郵政

株式会社に送付しなければならない。

3| 前項の場合において、市町村長は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときはその不足金額を日本郵政株式会社から徴収し、旧納付金額が修正納付金額を超えるときはその過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならない。

4| 前項及び整備法附則第九十条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧交納付金法第十六条第二項の規定にかかわらず、市町村長が平成十九年十一月三十日までに第二項の規定により修正納付金額を記載した納付金納額告知書を送付する場合には、日本郵政株式会社が同年十二月三十一日までに納付すべき平成十九年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金の額は、旧納付金額が修正納付金額に満たないときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額に加算した額に相当する額とし、旧納付金額が修正納付金額を超えるときは旧納付金額と修正納付金額との差額に相当する額を旧納付金額の二分の一に相当する額とする。

5| 日本郵政株式会社は、第一項の規定による価格等の修正について不服がある場合においては、同項の規定による通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

6| 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあった日から起算して二月以内にしなければならない。

7| 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政株式会社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

8| 市町村長は、前項の規定により固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知を受けた場合には、第二項の規定により送付した

納付金納額告知書に記載された修正納付金額を修正し、修正した後の納付金額を記載した納付金納額告知書を日本郵政株式会社に送付するとともに、その過納金額を日本郵政株式会社に還付しなければならぬ。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税の申込書等に関する経過措置）

第十四条 整備法附則第九十二条第五項の規定により施行日において整備法第六十二条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って整備法附則第九十二条第四項に規定する預入等をしたものとみなされる同条第五項に規定する旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄について、施行日前に提出し、又は作成された整備法第六十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備令第三十五条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定による申込書、申告書その他の書類（帳簿を含む。以下この条において同じ。）は、それぞれ新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定及び整備令第三十五条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の六から第二条の二十六まで又は第二条の二十八から第二条の三十四までの規定により提出し、又は作成された申込書、申告書その他の書類とみなす。

（整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める業務等）

第十五条 整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める業務は、整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二

年法律第四百四十四号)の規定による郵便貯金の業務、同条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定による郵便為替の業務、同条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の規定による郵便振替の業務、旧簡易生命保険法の規定による簡易生命保険の業務、同条の規定による廃止前の日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)第三条第一号から第三号までに掲げる業務、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)第一条に規定する外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の業務又は整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)第三条各号に掲げる業務とする。

2| 整備法附則第八十八条第一項の規定による届出をしようとする郵便貯金銀行又は機構は、文書その他内閣府令・法務省令で定める方法により、内閣府令・法務省令で定める様式に従って、当該届出をしなければならない。

3| 整備法附則第八十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 整備法附則第八十八条第一項の規定による届出を行う郵便貯金銀行又は機構の別

二 整備法附則第八十八条第一項の規定による届出に係る取引(以下この条において「疑わしい取引」という。)が発生した年月日及び場所

三 疑わしい取引が発生した業務の内容

四 疑わしい取引に係る財産の内容

五 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所

六	疑わしい取引の届出を行う理由
七	その他内閣府令・法務省令で定める事項

○別記（表の一）（新附則第二条第一項の表）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
一	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第三項第一号	厚生労働大臣	指定	健康保険法第六十三条第三項第一号	厚生労働大臣	指定
二	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定	医師法第十六条の二第一項	厚生労働大臣	指定
三	整備令第一条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号。以下「旧公社法施行令」という。）第三十一条において準用する医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により読み替えられた医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項又は第二項	厚生労働大臣	承認	医療法第七条第一項又は第二項	都道府県知事	許可
四	旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第十二条第二項又は第二十七条	厚生労働大臣	承認	医療法第十二条第二項又は第二十七条	都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）	許可又は証明の交付
五	旧公社法施行令第三十一条において準用する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第	厚生労働大臣	指定	生活保護法第四十九条	都道府県知事	指定

	四十九条				
六	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四条 条	総務大臣	免許	電波法第四条	総務大臣 免許
七	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号） 第五条第一項	都道府県知事	許可	高圧ガス保安法第五条第一項	都道府県知事 許可
八	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第 五条第一項	公園管理者	許可	都市公園法第五条第一項	公園管理者 許可
九	旧公社法施行令第三十一条において準用する核 原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律（昭和三十二年法律第六十六号）第七 十六条の規定により読み替えられた同法第六十 一条の三第一項	文部科学大臣 承認		核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第六十一 条の三第一項	文部科学大臣 許可
十	旧公社法施行令第三十一条において準用する核 原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律第七十六条の規定により読み替えられた 同法第六十一条の八第一項	文部科学大臣 承認		核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第六十一 条の八第一項	文部科学大臣 認可
十一	旧公社法施行令第三十一条において準用する放 射性同位元素等による放射線障害の防止に関す る法律（昭和三十二年法律第六十七号）第五 十条の規定により読み替えられた同法第三条第 一項又は第十条第二項	文部科学大臣 承認		放射性同位元素等による放射線障 害の防止に関する法律第三條第 一項又は第十条第二項	文部科学大臣 許可
十二	旧公社法施行令第三十一条において準用する母 子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二 十条第五項	厚生労働大臣 指定		母子保健法第二十条第五項	都道府県知事 指定
十三	計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十七 条第一項	経済産業大臣 指定		計量法施行令（平成五年政令第三 百二十九号）第四十一条第四項の 規定により都道府県知事に適用が あるものとされる計量法第二百二十	都道府県知事 指定

十四	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十二条第一項	厚生労働大臣	指定	七条第一項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十二条第一項	厚生労働大臣	指定
十五	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第九条第一項	都道府県知事	指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	都道府県知事	都道府県知事	指定
十六	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第二項	都道府県知事	結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項	都道府県知事	都道府県知事	結核指定医療機関の指定
十七	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項	都道府県知事	指定	障害者自立支援法第五十四条第二項	都道府県知事	都道府県知事	指定

○別記（表の二）（新附則第二条第四項の表）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一	旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	厚生労働大臣	通知	医療法第八条の二第二項、第九条第一項又は第十五条第三項	都道府県知事（診療所にあっては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）
二	高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七条の四第二項において準用する同法第二十七条の二第五項	都道府県知事	届出	高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七条の四第二項において準用する同法第二十七条の二第五項	都道府県知事
三	旧公社法施行令第三十一条において準用する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の規定により読み替えられた同法第六十一条の五第一項又は第二項	文部科学大臣	届出	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の五第一項又は第二項	文部科学大臣
四	旧公社法施行令第三十一条において準用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条の規定により読み替えられた同法第十条第五項、第二十一条第一項若しくは第三項又は第三十四条第二項	文部科学大臣	届出	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十条第五項、第二十一条第一項若しくは第三項又は第三十四条第二項	文部科学大臣
五	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条の二第二項又は第十二条の三第一項	公共下水道管 理者	届出	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	公共下水道管理者
六	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条第一項又は第四十三条第三項	経済産業大臣	届出	電気事業法第四十二条第一項又は第四十三条第三項	経済産業大臣
七	旧公社法施行令第三十一条において準用する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（	都道府県知事	通知	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第十条第一	都道府県知事

八	平成十二年法律第百四号）第十一条
旧公社法施行令第三十一条において準用する医療法施行令第四条の五の規定により読み替えられた同令第四条の二第一項又は第二項	
厚生労働大臣	
通知	
医療法施行令第四条の二第一項又は第二項	項
都道府県知事	

○歳入納付に使用する証券に関する件（大正五年勅令第二百五十六号）の一部改正（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 大正五年法律第十号ニ依リ租税及歳入ノ納付ニ使用スルコトヲ得ル証券ハ次ニ掲クルモノニシテ其ノ金額ノ納付金額ヲ超過セサルモノニ限ル但シ第二号ノ場合ニ於テ利子支払ノ際課税セラ ルル租税ノ額ニ相当スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス 一・二 （略） ② 前項ノ証券ニシテ提示期間ノ満了ニ近ツキタルモノ又ハ支払不 確実ナリト認ムルモノハ出納官吏、日本銀行又ハ市町村其ノ受領 ヲ拒絶スルコトヲ得 ③ 証券ノ支払場所力受領者ノ所在地ニ在ラサルモノニ付亦前項ニ 同シ但シ支払場所力受領者ノ払込又ハ送付ヲ為ス日本銀行ノ本店 、支店又ハ代理店ノ所在地ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス 第二条 証券ヲ提示期間内ニ提示シ支払ヲ請求シタル場合ニ於テ支 払ノ拒絶アリタルトキハ租税又ハ歳入ハ初ヨリ納付ナカリシモノ ト看做ス	第一条 大正五年法律第十号ニ依リ租税及歳入ノ納付ニ使用スルコ トヲ得ル証券ハ左ニ掲クルモノニシテ其ノ金額ノ納付金額ヲ超過 セサルモノニ限ル但シ第二号ノ場合ニ於テ利子支払ノ際課税セラ ルル租税ノ額ニ相当スル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス 一・二 （略） 三 郵便普通為替証書若ハ郵便定額小為替証書ニシテ租税若ハ歳 入ヲ納付スベキ官署、日本銀行若ハ市町村ヲ受取人トシテ指定 シ若ハ受取人ヲ指定セザルモノ又ハ郵便振替払出証書ニシテ租 税若ハ歳入ヲ納付スベキ官署、日本銀行若ハ市町村ヲ受取人ト シテ指定シタルモノ ② 前項ノ証券ニシテ提示期間若ハ有効期間ノ満了ニ近ツキタルモ ノ又ハ支払不確実ナリト認ムルモノハ出納官吏、日本銀行又ハ市 町村其ノ受領ヲ拒絶スルコトヲ得 ③ （同上） 第二条 証券ヲ呈示期間内又ハ有効期間内ニ呈示シ支払ヲ請求シタ ル場合ニ於テ支払ノ拒絶アリタルトキハ租税又ハ歳入ハ初ヨリ納 付ナカリシモノト看做ス

○恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部改正（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第三章 恩給ノ支給 第二十七条及び第二十八条 削除	第二章ノ二 恩給ノ支給ニ関スル通知 第二十六条ノ三 裁定庁ハ給与スベキ恩給ノ支給ニ関シ必要ナル事項ヲ其ノ支給スベキ日前ニ支給庁（国庫ノ支弁ニ係ル恩給ニ在リテハ日本郵政公社以下同ジ）ニ通知スベシ 第三章 恩給ノ支給 第二十七条 支給庁ハ前条ノ規定ニ依リ裁定庁ノ通知スル所ニ従ヒ恩給ヲ支給ス
第二十九条ノ二 裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁カ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）ノ記号番号ヲ通知スヘシ ② （略）	第二十八条 恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ恩給証書（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）又ハ裁定通知書ヲ支給庁ニ呈示スヘシ 第二十九条ノ二 裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁カ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書ノ記号番号ヲ通知スヘシ ② （略）
第三十六条 （略）	第三十六条 （略） ② 恩給ヲ受クル者カ恩給証書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル状況ニ在ル場合ニ於テハ裁定庁ハ本人ノ申請ニ依リ之ニ其ノ恩給証

第三十七条 (略)
② (略)

書ノ再交付ヲ為スコトヲ得

第三十七条 (略)
② (略)

③ 前項ノ規定ハ前条第二項ノ規定ニ依リ恩給証書ノ再交付アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

○小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件（昭和八年勅令第三百二十九号）の一部改正（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
小切手法ノ適用ニ付テハ次ニ掲グルモノヲ銀行ト同視ス 無尽会社 信用金庫 信用金庫連合会 信用協同組合 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九 条の九第一項第一号及第二号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一 項第二号及第三号ノ事業ヲ行フ農業協同組合 農業協同組合法第十条第一項第二号及第三号ノ事業ヲ行フ農業 協同組合連合会 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一 条第一項第三号及第四号ノ事業ヲ行フ漁業協同組合 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及第四号ノ事業ヲ行 フ漁業協同組合連合会 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及第二号ノ事業ヲ行 フ水産加工業協同組合 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及第二号ノ事業ヲ行 フ水産加工業協同組合連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 労働金庫	小切手法ノ適用ニ付テハ左ニ掲グルモノヲ銀行ト同視ス 郵便局 （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上） （同上）

労働金庫連合会

(同上)

○予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部改正（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、概算払をなすことができる。 一〇七 （略）	第三条 （同上） 一〇七 （略） 八 日本郵政公社施行法（平成十四年法律第九十八号）第十五条第一項に規定する郵便貯金預託金の利子

改 正 案	現 行
（歳入の会計年度所属区分） 第一条の二 （略） ② （略） ③ 法令の規定により他の会計又は資金から繰り入れるべき収入及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）<u>第三条第五項の規定により納付される収入は、前二項の規定にかかわらず、その収入を計上した予算の属する会計年度の歳入に繰り入れるものとする。</u> （日本銀行における受入れ及び支払の期限） 第七条 日本銀行において毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三十日限りとする。ただし、次に掲げる場合においては、翌年度の五月三十一日まで、受入れをすることができる。 一 三 （略） 四 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律<u>第三条第五項の規定による納付金の受入れをするとき</u> ② （略） （資金を日本銀行に交付して支払等をさせることができる場合） 第四十八条の二 会計法第二十一条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 （略）	（歳入の会計年度所属区分） 第一条の二 （略） ② （略） ③ 法令の規定により他の会計又は資金から繰り入れるべき収入及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）<u>第三条第三項の規定により納付される収入は、前二項の規定にかかわらず、その収入を計上した予算の属する会計年度の歳入に繰り入れるものとする。</u> （日本銀行における受入れ及び支払の期限） 第七条 （同上） 一 三 （略） 四 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律<u>第三条第三項の規定による納付金の受入れをするとき</u> ② （略） （資金を日本銀行に交付して支払等をさせることができる場合） 第四十八条の二 （同上） 一 （略）

二 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所及び郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）から債権者に対し現金支払をする場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金又は貯金への振込みの方法により支払をする場合

②（略）

二 郵便局から債権者に対し現金支払をする場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金又は貯金への振込みの方法により支払をする場合

②（略）

改 正 案	現 行
（口座振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。	（口座振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。 （郵便振替の方法による歳入の納付） 第百五十五条の二 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関（日本郵政公社に限る。）に請求して、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により当該歳入を納付することができる。
（証券をもつてする歳入の納付） 第百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。 一 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下こ	（証券をもつてする歳入の納付） 第百五十六条 （同上） 一 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手で、手形交換所に加算している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、

の条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの

二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの

2 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。

3 (略)

(指定金融機関等)

第六十八條 都道府県は、地方自治法第二百三十五條第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第二百三十五條第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることが

支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの

二 会計管理者等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証券若しくは会計管理者等を受取人とする郵便為替証券で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの

三 (同上)

2 会計管理者等は、前項第一号に規定する小切手であつてもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。

3 (略)

(指定金融機関等)

第六十八條 都道府県は、地方自治法第二百三十五條第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第三項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 (同上)

3 (同上)

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。	6 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。 7・8 (略)	(出納取扱金融機関等) 第二百二十三条の二 理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により金融機関に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務を取り扱わせ、又は収納の事務を取り扱わせることができる。	2 前項の現金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関と、同項の現金の収納の事務を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。
4 (同上) 5 (同上)	6 前二項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合には、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。 7 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、第五項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。 8・9 (略)	(出納取扱金融機関等) 第二百二十三条の二 理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により金融機関(日本郵政公社を除く。)に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務を取り扱わせ、又は収納の事務を取り扱わせることができる。 2 理事長は、地方自治法第三百十一条第一項ただし書の規定により、その取り扱う現金の収納の事務を、郵便振替法第五十八条に規定する公金に関する郵便振替の方法により、日本郵政公社に取り扱わせることができる。	3 第一項の現金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関と、前二項の現金の収納の事務を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。

3| (略)

(財務に関する規定の準用)

第二百二十四条 第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三、
第四百四十七、第四百四十八、第五百零一条第一項及び第二項、第
百五十四から百五十八条まで、第五百九条、第六十条、
第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から
第六十七条の七まで、第六十八条の二第二項及び第三項、
第六十八条の三第一項から第三項まで、第六十八条の四第一
項及び第二項、第六十八条の六、第六十八条の七第一項及び
第三項、第六十九から第六十九条の四まで、第七十条の
二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第
百七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項
及び第二項、第七十二条並びに第七十三条の二の規定は、事
業団の財務についてこれを準用する。ただし、第四百二十二条第一
項及び第二項、第四百三十三、第五百零一条第一項第三号及び第二
項、第六十条、第六十五の六第一項及び第二項、第六十六
五の八並びに第六十六の二の規定は、特定事業に係る財務
については、これを準用しない。

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を事業団の財務に
ついて準用する場合においては、これらの規定のうち、同表中欄
に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるも
のとする。

(略)	(略)	(略)
第五百五十五	指定金融機関若しくは 指定代理金融機関 又は収納代理金融機 関若しくは収納事務	出納取扱金融機関 又は収納取扱金融融 機関

4| (略)

(財務に関する規定の準用)

第二百二十四条 (同上)

2 (同上)

(略)	(略)	(略)
第五百五十五	指定金融機関若しくは 指定代理金融機関 又は日本郵政公社以 外の収納代理金融機	出納取扱金融機関 又は日本郵政公社 以外の収納取扱金 融機関

3			
第百五十四條、 第百五十五條、 第百五十六條第 一項、第百五十 七條の二第一項 第一号及び第百	(略)	第百五十六條 取扱金融機関	
	歳入 (略)	会計管理者若しくは 指定金融機関、指定 代理金融機関、収納 代理金融機関若しく は収納事務取扱金融 機関（以下この条に おいて「会計管理者 等」という。） 普通地方公共団体の 長 会計管理者等	理事長、出納取扱 金融機関若しくは 収納取扱金融機関 （以下この条にお いて「理事長等」 という。） 理事長 理事長等
第一項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を特定事業に係 る財務について準用する場合においては、前項に定めるもののほ か、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当 該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
	収入 (略)	理事長等	

3			
第百五十四條、 第百五十五條、 第百五十六條の 二、第百五十六 條第一項、第百 五十七條の二第	(略)	第百五十五條の 二 取扱金融機関	
	歳入 (略)	(同上) (同上) (同上)	関若しくは収納事務 取扱金融機関 収納代理金融機関又 は収納事務取扱金融 機関 (同上)
	収入 (略)	(同上) (同上) (同上)	収納取扱金融機関 (同上)

(略)	五十八条
(略)	
(略)	
(略)	一項第一号及び 第百五十八条
(略)	
(略)	

改 正 案	現 行
附 則 第五十条の六 平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。次項において「二十歳以上入所加齢児」という。）であつて、その所有する現金及び預貯金等〔所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項において同じ。〕の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第五十条の八において「減免対象加齢児」という。）の障害児施設給付費に係る負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同条第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。 ② 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第一号に掲げる施設給付決定保護者（施設	附 則 第五十条の六 平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第二号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。次項において「二十歳以上入所加齢児」という。）であつて、その所有する現金、<u>預貯金等</u>〔所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項において同じ。〕及び郵便貯金（<u>所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。次項において同じ。</u>）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（第五十条の八において「減免対象加齢児」という。）の障害児施設給付費に係る負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同条第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。 ② 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第一号に掲げる施設給付決定保護者（施設

給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。）又は第二十七条の二第一項第二号若しくは第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の者であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの障害児施設給付費に係る負担上限月額、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

③
⑥
(略)

給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。）又は第二十七条の二第一項第二号若しくは第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、二十歳以上入所加齢児以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの障害児施設給付費に係る負担上限月額、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

③
⑥
(略)

改 正 案	現 行
（公的資金の種類） 第四条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げるものとする。 一 財政融資資金 二 公営企業金融公庫の資金 三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金 （標準的な規模の収入の額） 第十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。 一 都 イ及びロに掲げる額の合算額	（公的資金の種類） 第四条 （同上） 一 （同上） 二 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金 三 （同上） 四 前三号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金 （標準的な規模の収入の額） 第十三条 （同上） 一 （同上）

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額 ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額 二〇五（略）	イ（同上） ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額 二〇五（略）
---	---

○教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部改正（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十二条（略） 2 （略） 3 各省各庁の長等（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。</u>）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に総務大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。 4・5 （略）	第十二条（略） 2 （略） 3 各省各庁の長等（<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁をいう。</u>）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に総務大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。 4・5 （略）

改 正 案	現 行
第三条（略） 2 5 （略） 6 前各項に規定する、登記事項証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書留（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四十五条に規定する書留をいう。）又は同法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、前各項の規定により算出した額（二通以上の送付を求める場合にあつては、その合計額）に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手料も、同様とする。	第三条（略） 2 5 （略） 6 前各項に規定する、登記事項証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書留（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十八条に規定する書留をいう。以下この項において同じ。）<u>、速達（同法第六十条に規定する速達をいう。以下この項において同じ。）又は同法第五十七条第一項に規定する郵便物の特殊取扱（書留及び速達を除く。）</u>のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、前各項の規定により算出した額（二通以上の送付を求める場合にあつては、その合計額）に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手料も、同様とする。

改 正 案	現 行
（委員の任命手続） 第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）、特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）若しくは国有林野事業（法第十九条の三第二項に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業又は労働組合（特定独立行政法人職員（同項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）又は国有林野事業職員（同項に規定する国有林野事業職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する六人の委員以外の委員に關しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。 2・3 （略） （地方調整委員） 第二十三条の二 法第十九条の十第一項の政令で定める事件は、同項に規定する特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有	（委員の任命手続） 第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）、特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）、国有林野事業（法第十九条の三第二項に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業若しくは日本郵政公社又は労働組合（特定独立行政法人職員（同項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）、国有林野事業職員（同項に規定する国有林野事業職員をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社職員（同項に規定する日本郵政公社職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する六人の委員以外の委員に關しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。 2・3 （略） （地方調整委員） 第二十三条の二 法第十九条の十第一項の政令で定める事件は、同項に規定する特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有

林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。

2
26 (略)

(法第二十五条第一項の政令で定める処分)

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する六人の委員を推薦する手続

二 (略)

三 次に掲げる労働組合に係る法第十一条第一項に規定する手続
イ 単位労働組合(連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。)のうち組合員の過半数が特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員である労働組合

ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員である労働組合

(特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件の取扱い)

第二十八条 前二条の規定は、法第二十五条第一項の規定により中央労働委員会が専属的に管轄する処分については、適用しない。

(船員に関する取扱い)

林野事業職員との間に発生した紛争、日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争その他の事件で別表第一に定める一の区域内のみに係るものとする。

2
26 (略)

(法第二十五条第一項の政令で定める処分)

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する六人の委員を推薦する手続

二 (略)

三 次に掲げる労働組合に係る法第十一条第一項に規定する手続
イ 単位労働組合(連合団体である労働組合以外の労働組合をいう。以下この号において同じ。)のうち組合員の過半数が特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員である労働組合

ロ 連合団体である労働組合のうち単位労働組合の組合員の総員の過半数が特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員である労働組合

(特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員の労働関係に係る事件の取扱い)

第二十八条 (同上)

(船員に関する取扱い)

第二十九条 (略) 2・3 (略) 4 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員を除く。)に対する第十五条の規定の適用については、同条中「都道府県の区域」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域」と、「都道府県労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「都道府県に」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域に」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。 5 8 (略)	第二十九条 (略) 2・3 (略) 4 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。)に対する第十五条の規定の適用については、同条中「都道府県の区域」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域」と、「都道府県労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「都道府県に」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域に」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。 5 8 (略)
---	--

○退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令（昭和二十五年政令第六十四号）の一部改正（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する政令 1 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する各特別会計から同条の規定による当該各特別会計の負担すべき金額の一般会計への繰入れについては、各年度の四半期ごとに、当該四半期の開始の日以後十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）以内に繰入れの手続をしなければならない。ただし、財務大臣が特に繰入れの期限を指定した場合には、その期日までに繰り入れるものとする。 2 （略）	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する政令 （各特別会計からの繰入れの方法） 第一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（以下「法」という。）第一条に規定する各特別会計から同条の規定による当該各特別会計の負担すべき金額の一般会計への繰入れについては、各年度の四半期ごとに、当該四半期の開始の日以後十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）以内に繰入れの手続をしなければならない。ただし、財務大臣が特に繰入れの期限を指定した場合には、その期日までに繰り入れるものとする。 2 （略） （日本郵政公社からの納付額及び納付の方法） 第二条 法第二条に規定する政令で定めるところにより算定した金額は、日本郵政公社が負担すべき金額として、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給の実績等を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額とする。 2 前条の規定は、法第二条の規定により日本郵政公社が政府の一

般会計に納付する場合に準用する。この場合において、前条第一項中「十日（当該四半期開始後支出負担行為の計画及び支払計画の示達を受けたときは、その示達を受けた日以後十日）」とあるのは「十日」と、同条第二項中「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに、予算の範囲内で」とあるのは「翌翌四半期（当該不足額が第三・四半期に係るものであるときは、翌四半期）までに」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
（立候補できる公務員） 第九十条（略） 2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする	（立候補できる公務員） 第九十条（略） 2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に

る。 一 三 (略) 3・4 (略) (通常葉書の表示) 第百九条の五 法第百四十二条第五項の規定により郵便事業株式会社において通常葉書に表示をする場合には、総務省令で定めるところにより有料無料を区別して選挙用である旨の表示をしなければならない。 (実費弁償及び報酬の額の基準等) 第百二十九条 (略) 2 8 (略) 9 前項の文書を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便事業株式会社に託した時をもつて、法第百九十七条の二第五項の規定による届出があつたものとみなす。	に掲げる者とする。 一 三 (略) 3・4 (略) (通常葉書の表示) 第百九条の五 法第百四十二条第五項の規定により日本郵政公社において通常葉書に表示をする場合には、総務省令で定めるところにより有料無料を区別して選挙用である旨の表示をしなければならない。 (実費弁償及び報酬の額の基準等) 第百二十九条 (略) 2 8 (略) 9 前項の文書を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱いでこれを郵便局に託した時をもつて、法第百九十七条の二第五項の規定による届出があつたものとみなす。
---	---

改 正 案	現 行
（道府県民税の中間納付額の還付の手続） 第九条の二 法第五十三条第二十五項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条の規定による更正又は決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。 一 三 （略） 四 銀行又は郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社）の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。第九条の九の二第一項第四号において同じ。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地 2・3 （略） （利子割額控除等不足額の還付の手続） 第九条の九の二 法第五十三条第四十二項の規定によつて利子割額控除等不足額（同条第四十一項に規定する利子割額の控除不足額	（道府県民税の中間納付額の還付の手続） 第九条の二 （同上） 一 三 （略） 四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地 2・3 （略） （利子割額控除等不足額の還付の手続） 第九条の九の二 （同上）

(同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をして
もなお充当することができなかった金額に相当する部分に限る。
)をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする
法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に
、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額
の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在
地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有
する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知
事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又
は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付
されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 三 (略)

四 銀行又は郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局に
おいて還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名
称及び所在地

2・3 (略)

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて同項に規
定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)の還付を受け
ようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受
けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務
所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 銀行又は郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局(郵
政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法第二
条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する
銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理

一 三 (略)

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該
銀行又は郵便局の名称及び所在地

2・3 (略)

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 (同上)

一 三 (略)

四 銀行又は郵便局において還付金の還付を受けようとするとき
は、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

業の業務を行うものに限る。）において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

2
(略)

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 法第七十三条の四第一項第一号に規定する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 (略)

五 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年法律第百二号) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法第七条第一項各号に規定する郵便貯金の周知宣伝に必要な施設の用に供する不動産

六 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第二条に規定する簡易生命保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人の福祉を増進するため必要な施設の用に供する不動産(病院又は診療所の用に供するものにあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものに限る。)

2
7 (略)

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

第四十九条の二の二

2
(略)

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 法第七十三条の四第一項第一号に規定する日本郵政公社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 (略)

五 郵便貯金法第四条第一項に規定する施設の用に供する不動産

六 簡易生命保険法第一百一条第一項に規定する施設の用に供する不動産(病院又は診療所の用に供するものにあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものに限る。)

2
7 (略)

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

第四十九条の二の二 法第三百四十八条第二項第二号に規定する日本郵政公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で

① 法第三百四十八条第二号に規定する独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、独立行政法人水資源機構が直接その本来の事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産（第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつては、水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。

一 （略）

二 ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下この項、第五十一条の十六の二第三号及び第五十二条の十の三において同じ。）の用に供する固定資産（当該

定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舎を除く。）の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生のために供する固定資産（病院及び診療所の用に供するものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産（国又は地方公共団体に無償で貸し付けているものを除く。）

四 遊休状態にある土地及び家屋（直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを除く。）

五 郵便貯金法第四条第一項に規定する施設の用に供する固定資産

六 簡易生命保険法第一百一条第一項に規定する施設の用に供する固定資産（病院又は診療所の用に供するものにあつては、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するものに限る。）

21 （同上）

一 （略）

二 ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下本項、第五十一条の十六の二第三号及び第五十二条の十の三において同じ。）の用に供する固定資産（当該ダ

ダムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分を除く。）

2| 三〃六（略）
3| 4| （略）

（法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二の施設）

第五十六条の四十の三 法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 郵便物の送達の用に供する施設で総務省令で定めるもの
- 二 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきの用に供する施設

2| 法第七百一条の三十四第三項第二十五号の二に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める施設は、郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばき（以下この項において「郵便窓口業務等」という。）の用に供する施設（当該施設が郵便窓口業務等の用と郵便窓口業務等以外の業務の用とに併せて供される場合には、当該施設のうち郵便窓口業務等の用に供するものとして総務省令で定める部分に限る。）とする。

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

ムが発電、水道又は工業用水道の用に供される場合には、当該固定資産のうち、当該固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該ダムを発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分を除く。）

3| 三〃六（略）
4| 5| （略）

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 (略)

2574 (略)

75 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 職員の研修の用に供する固定資産

五 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて営む業務（貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法第二条第六項に規定する貨物利用運送事業の業務を除く。）の用に専ら供する固定資産

六 遊休状態にある土地及び家屋（郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもの（前各号に掲げるものの以外のものに限る。）として建設計画が確定しているものを除く。）

76 法附則第十五条第五十七項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 宿舍の用に供する固定資産

二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産

三 前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付けている固定資産

四 職員の研修の用に供する固定資産

五 遊休状態にある土地及び家屋（郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもの（前各号に掲げ

第十一条 (略)

2574 (略)

るもの以外のものに限る。）として建設計画が確定しているものを除く。）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部改正（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の四 法別表第二(一)項第九号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二 五（略） （第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の五の四 法別表第二(一)項第七号（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第二(一)項第九号に掲げるもの及び五階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。） 二（略）	（第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の四 （同上） 一 郵便局で延べ面積が五百平方メートル以内のもの 二 五（略） （第一種中高層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物） 第三百三十条の五の四 （同上） 一 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの（法別表第二(一)項第九号に掲げるもの及び五階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。） 二（略）

(第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物) 第百三十条の七の二 法別表第二(ほ)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第五項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 二 五 (略)	(第一種住居地域内に建築することができる大規模な建築物) 第百三十条の七の二 (同上) 一 税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの 二 五 (略)
--	---

○領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）の一部改正（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（手数料の額） 第一条 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に関して徴収する手数料の額は、第一号に掲げる事務一件については遺産の額の百分の二に相当する額、第二号、第十三号から第十七号まで及び第十九号から第三十号までに掲げる事務各一件については当該在外公館の所在国ごとに当該国の通貨をもつて外務省令で定める額とする。ただし、それらの額を外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。以下同じ。）によつて換算した邦貨額は、当該各号に定める金額の範囲内でなければならない。 一十九（略） 二十 在留証明 六百円以上千八百円以下 二十一～三十 （略） 2 （略） 3 第一項第二十号に掲げる事務の処理に関しては、<u>国庫の支弁に属する恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金又は国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）若しくは同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金の給与金の受給のため必要がある場合には、第一項の規定にかかわらず、手数料は、徴</u>	（手数料の額） 第一条 （同上） 一十九（略） 二十 （同上） 二十一～三十 （略） 2 （略） 3 第一項第二十号に掲げる事務の処理に関しては、<u>日本郵政公社において支払う国庫の支弁に属する恩給又は年金の給与金の受給のため必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、手数料は、徴収しない。</u>

4
(略)
収しない。

4
(略)

○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部改正（第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（大会社等の範囲） 第七条の四 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 全国を地区とする信用金庫連合会 二 全国を地区とする労働金庫連合会 三 全国を地区とする信用協同組合連合会 四 農林中央金庫 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人 六 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 七 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十五条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人	（大会社等の範囲） 第七条の四 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 五 日本郵政公社 六 （同上） 七 （同上） 八 （同上）

改 正 案	現 行
（証券をもつてする収入の納付） 第二十一条の三 証紙による収入の方法によるものを除くほか、地方公営企業の収入については、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、地方公営企業の収入の納入義務者は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものをもつて当該収入を納付することができる。 一 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が管理者の定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの 二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの 2 管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確實でないと認める場合は、その受領を拒絶することができる。	（証券をもつてする収入の納付） 第二十一条の三 証紙による収入の方法によるものを除くほか、地方公営企業の収入については、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関が定められている場合は、地方公営企業の収入の納入義務者は、次に掲げる証券で納付金額をこえないものをもつて当該収入を納付することができる。 一 持参人払式の小切手又は管理者、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下「管理者等」という。）を受取人とする小切手で、手形交換所に加加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が管理者の定める区域内であつて、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの 二 管理者等を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは管理者等を受取人とする郵便為替証書で、その有効期間内に支払の請求をすることができるもの 三 （同上） 2 管理者等は、前項第一号に規定する小切手であつてもその支払が確實でないと認める場合は、その受領を拒絶することができる。

3 第一項の規定により納付された証券をその権利の行使のため定められた期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該収入は、初めから納付がなかつたものとみなす。この場合においては、管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。

(金融機関)

第二十二条 法第二十七条ただし書に規定する政令で定める金融機関は、銀行その他これに類する貯金の受入れ又は資金の融通を業とする機関とする。

3 第一項の規定により納付された証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該収入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合においては、管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、すみやかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。

(金融機関)

第二十二条 法第二十七条ただし書に規定する政令で定める金融機関は、銀行、日本郵政公社その他これらに類する貯金の受入れ又は資金の融通を業とする機関とする。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定区間内の国道に係る占用料の額） 第十九条（略） 2（略） 3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。 一（略） 二 五（略） 4（略） （手数料及び延滞金） 第三十七条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。 2 4（略）	（指定区間内の国道に係る占用料の額） 第十九条（略） 2（略） 3（同上） 一（略） 二 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件 三 六（略） 4（略） （手数料及び延滞金） 第三十七条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。 2 4（略）

(権限の委任) 第三十九条 (略) 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。 一 五 (略) 六 第十九条第三項第五号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。 七 十二 (略) 3 (略)	(権限の委任) 第三十九条 (略) 2 (同上) 一 五 (略) 六 第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。 七 十二 (略) 3 (略)
--	--

○農林漁業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第三十二号）の一部改正（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
2 （略） （業務に係る現金の取扱い） 第十五条 公庫が法第二十六条第二項の規定により業務に係る現金を農林中央金庫又は銀行に預け入れることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた事由がある場合とする。	2 （略） （業務に係る現金の取扱い） 第十五条 公庫が法第二十六条第二項の規定により業務に係る現金を郵便振替とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた事由がある場合とする。

○中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第百七十五号）の一部改正（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務に係る現金の取扱い） 第十七条 公庫が法第二十七条第二項の規定により業務に係る現金を銀行に預け入れ、又は特定信託（法第十九条第一項第七号に規定する特定信託をいう。）をすることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた事由がある場合とする。 2 （略）	（業務に係る現金の取扱い） 第十七条 公庫が法第二十七条第二項の規定により業務に係る現金を郵便振替とし、銀行に預け入れ、又は特定信託（法第十九条第一項第七号に規定する特定信託をいう。）をすることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた事由がある場合とする。 2 （略）

改正案	現行
（定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることに より退職した者等） 第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるものは、法律による定員の減少若しくは組織の改廃（特定独立行政法人にあつては、これらに準ずるもの）又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者として各省各庁の長等が総務大臣の承認を得たものとする。 2 （略） （基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一 三十六（略） 三十七 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員としての在職期間 （法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、	（定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることに より退職した者等） 第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるものは、法律による定員の減少若しくは組織の改廃（特定独立行政法人及び日本郵政公社にあつては、これらに準ずるもの）又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者として各省各庁の長等が総務大臣の承認を得たものとする。 2 （略） （基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一 三十六（略） （法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二（同上）

同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇十九 (略)

二十 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十一〇八十八 (略)

八十九 旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

九十〇百二十三 (略)

百二十四 日本郵政株式会社

百二十五〇百三十 (略)

百三十一 郵便事業株式会社

百三十二 郵便局株式会社

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一〇三十五 (略)

三十六 郵政民営化法第百六十六条第一項の規定により解散した

旧日本郵政公社

三十七〇四十七 (略)

一〇十九 (略)

二十 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十一〇八十八 (略)

八十九 日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

九十〇百二十三 (略)

百二十四 (同上)

百二十五〇百三十 (略)

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 (同上)

一〇三十五 (略)

三十六 日本郵政公社

三十七〇四十七 (略)

別表第一（第六条の三関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第二号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第三号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第四号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第五号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第六号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第七号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第八号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの

別表第一（第六条の三関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第二号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第三号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第四号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第五号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第六号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第七号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第八号区分	一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの 一〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの

第九号区分	一〇二七（略） 二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十号区分	一〇二七（略） 二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十一号区分	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 総務大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二二一五号、第五号区分の項第二二〇号、第六号区分の項第二四四号、第七号区分の項第二四四号、第八号区分の項第二八八号、第九号区分の項第二八八号及び第十号区分の項第二八八号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立行政法人の意見を聴くものとする。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一〇八（略） 九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第二号区分	一〇一一（略） 一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第三号区分	一〇一五（略） 一六 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第四号区分	一〇一八（略） 一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総

第九号区分	一〇二七（略） 二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十号区分	一〇二七（略） 二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十一号区分	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 総務大臣は、第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第一三三号、第三号区分の項第九号、第四号区分の項第二二一五号、第五号区分の項第二二〇号、第六号区分の項第二四四号、第七号区分の項第二四四号、第八号区分の項第二八八号、第九号区分の項第二八八号及び第十号区分の項第二八八号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行政法人又は日本郵政公社の意見を聴くものとする。

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	一〇八（略） 九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第二号区分	一〇一一（略） 一二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第三号区分	一〇一五（略） 一六 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第四号区分	一〇一八（略） 一九 前各号に掲げる者に準ずるものとして総

第五号区分	一 一七 (略) 一八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第六号区分	一 一二 (略) 二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第七号区分	一 一二 (略) 二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第八号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第九号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十一号区分	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員 の区分にも属しないこととなる者

備考

一 総務大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は特定独立

第五号区分	一 一七 (略) 一八 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第六号区分	一 一二 (略) 二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第七号区分	一 一二 (略) 二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第八号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第九号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十号区分	一 一二 (略) 二五 前各号に掲げる者に準ずるものとして総務大臣の定めるもの
第十一号区分	第一号区分から第十号区分までのいずれの職員 の区分にも属しないこととなる者

備考

一 総務大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二二号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による総務大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣、特定独立行

二
(略)
行政法人の意見を聴くものとする。

二
(略)
政法人又は日本郵政公社の意見を聴くものとする。

○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部改正（第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（年度の区分） 第三条 資金への受入金の会計年度所属は、次の区分によるものとする。 一、四（略） 五 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条第五項</u>の規定による納付に係る郵便事業株式会社において当該収入金に係る現金を収納した日の属する年度と同一の年度 六（略） 2・3（略） （職員の責任） 第四十条 予算執行職員等の責任に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百五十六号）の規定は、<u>法第十七条第四号</u>に掲げる職員について準用する。	（年度の区分） 第三条（同上） 一、四（略） 五 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）<u>第三条第三項</u>の規定による納付に係る<u>日本郵政公社</u>において当該収入金に係る現金を収納した日の属する年度と同一の年度 六（略） 2・3（略） （職員の責任） 第四十条 予算執行職員等の責任に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百五十六号）の規定は、<u>法第十七条第五号</u>に掲げる職員について準用する。

改 正 案	現 行
（郵便物の検査） 第六十六条 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）に規定する検査をするときは、郵便事業株式会社の職員の立会いを受けなければならない。 2 （略） （保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い） 第六十七条 郵便事業株式会社は、法第七十七条第三項ただし書（保税運送のための郵便物の受取り）の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。 （関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請） 第六十七条の二 法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする郵便物の品名、数量、郵便事業株式会社における保管番号及び当該承認を受けようとする理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。 （交付できない郵便物に係る書類の取扱い） 第六十八条 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書類にその事由を記載して、こ	（郵便物の検査） 第六十六条 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書（郵便物の検査）に規定する検査をするときは、日本郵政公社の職員の立会いを受けなければならない。 2 （略） （保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い） 第六十七条 日本郵政公社は、法第七十七条第三項ただし書（保税運送のための郵便物の受取り）の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。 （関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請） 第六十七条の二 法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする郵便物の品名、数量、日本郵政公社における保管番号及び当該承認を受けようとする理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。 （交付できない郵便物に係る書類の取扱い） 第六十八条 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、日本郵政公社は、同項の通知に係る書類にその事由を記載して、これ

れを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

当該通知をした税関長に還付しなければならない。

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部改正（第二十七条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い） 第四条 郵便事業株式会社は、法第七条第三項に規定する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。 （交付できない郵便物に係る書類の取扱い） 第六条 法第七条第一項に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、郵便事業株式会社は、同項の通知に係る書類にその理由を記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。	（保税運送のための郵便物に係る書類の取扱い） 第四条 日本郵政公社は、法第七条第三項に規定する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書類に記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。 （交付できない郵便物に係る書類の取扱い） 第六条 法第七条第一項に規定する郵便物を名あて人に交付することができないときは、日本郵政公社は、同項の通知に係る書類にその理由を記載して、これを当該通知をした税関長に送り返さなければならない。

○近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）の一部改正（第二十七条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる施設のうち、交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの イ〜ヘ （略） ト 郵便事業株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設 二・三 （略）	（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設） 第二条 （同上） 一 （同上） イ〜ヘ （略） ト 日本郵政公社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設 二・三 （略）

改 正 案	現 行
（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの） 第一条 道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。 一〇七 （略） 八 郵便事業株式会社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設	（交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの） 第一条 （同上） 一〇七 （略） 八 日本郵政公社又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が設置する通信施設

改 正 案	現 行
（非常勤隊員の服務の特例） 第五十二条 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。	（非常勤隊員の服務の特例） 第五十二条 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「特定独立行政法人」という。）の非常勤の職若しくは日本郵政公社の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。
（定年に達している者の任用） 第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することという。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他	（定年に達している者の任用） 第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することという。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、日本郵政公社の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に

その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2
（略）

別表第十（第六十条の二関係）

一〇六十三 （略）

六十四 日本郵政株式会社

六十五 郵便事業株式会社

六十六 郵便局株式会社

六十七 日本司法支援センター

規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2
（略）

別表第十（第六十条の二関係）

一〇六十三 （略）

六十四 （同上）

六十五 （同上）

○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部改正（第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 一 二十三 （略） 2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。 3 一 六 （略）	（公共の用に供する施設等） 第五十八条 （同上） 一 一 二十三 （略） 二十四 郵便局及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者の専ら信書便物の引受けをするための事業所 2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、日本郵政公社、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。 3 一 六 （略）

○輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号）の一部改正（第三十条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用） 第八条 輸出組合は、次の方法による場合を除くほか、負担金等に 係る余裕金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行への預金 三 （略）	（余裕金の運用） 第八条 （同上） 一 （略） 二 銀行への預金又は郵便貯金 三 （略）

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部改正（第三十条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資金の運用） 第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金 二 六 （略） 2 八 （略）	（資金の運用） 第十六条 （同上） 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金又は郵便貯金 二 六 （略） 2 八 （略）

○石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）の一部改正（第三十条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（資金の運用） 第十六条 基金の業務上の余裕金の運用は、次の方法により行うものとする。 一 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金 二 〃 四 （略） 2 〃 4 （略）	（資金の運用） 第十六条 （同上） 一 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二 〃 四 （略） 2 〃 4 （略）

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部改正（第三十条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（計画整備組合の余裕金の運用方法） 第二十二条 計画整備組合は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣が指定する金融機関への預金 三 （略）	（計画整備組合の余裕金の運用方法） 第二十二条 （同上） 一 （略） 二 銀行その他国土交通大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金 三 （略）

○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）の一部改正（第三十条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用方法） 第四条 法第三条第一項第十二号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 銀行その他の金融機関への預金 二・三 （略）	（余裕金の運用方法） 第四条 （同上） 一 銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金 二・三 （略）

○独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部改正（第三十条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（年金給付等準備金の運用） 第九条 基金は、次に掲げる方法により年金給付等準備金を運用しなければならない。 一 （略） 二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金 三・四 （略） 2 （略）	（年金給付等準備金の運用） 第九条 （同上） 一 （略） 二 銀行、農林中央金庫その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 三・四 （略） 2 （略）

○地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）の一部改正（第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限） 第十一条の二 法第二十三条第一項に規定する歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「当該年度の前年度の赤字額」という。）が、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額以上である場合における当該地方公共団体とする。 一 都 次のイ及びロに掲げる額の合算額 イ （略） ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下この号において「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入	（歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限） 第十一条の二 （同上） 一 （同上） イ （略） ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下この号において「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入

見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額に○・二を乗じて得た額

二、四（略）

2・3（略）

（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）

第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政

見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額に○・二を乗じて得た額

二、四（略）

2・3（略）

（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）

第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政

政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金

政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅

融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。

(国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第十二条の三 法第二十四条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国（法第二十四条に規定する国をいう。以下この条において同じ。）、独立行政法人（法第二十四条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法第二十四条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法第二十四条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮している

金融支援機構とする。

(国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第十二条の三 (同上)

一 国（法第二十四条に規定する国をいう。以下この条において同じ。）、独立行政法人（法第二十四条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法第二十四条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は公社等（法第二十四条に規定する公社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に寄附しようとする場合

二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は公社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮している

ものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七
（略）

ものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は公社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は公社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は公社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は公社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は公社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであつて、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもつて当該地方公共団体が負担しようとする場合

七
（略）

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部改正（第三十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国有資産等所在市町村交付金法施行令 （法第二条第一項第二号の飛行場） 第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。 （表略） （法第二条第二項第五号の地方公共団体等） 第一条の三 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める地方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。 一 法第二条第二項第五号に規定する国有林野所在の市町村 二・三 （略） 2 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する分収育林契約の目的たる国有林野のうち当該国有林野に係るすべての費用負担者（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十七条の二に規定する費用負担者をいう。）の持分に対する前項の地方公共団体の持分の割合を当該国有林野の面積に乗じて得た面積に相当する土地とする。 （法第二条第二項第八号の固定資産） 第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令 （法第二条第一項第二号の飛行場） 第一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。 （表略） （法第二条第三項第五号の地方公共団体等） 第一条の三 法第二条第三項第五号に規定する政令で定める地方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。 一 法第二条第三項第五号に規定する国有林野所在の市町村 二・三 （略） 2 法第二条第三項第五号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する分収育林契約の目的たる国有林野のうち当該国有林野に係るすべての費用負担者（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十七条の二に規定する費用負担者をいう。）の持分に対する前項の地方公共団体の持分の割合を当該国有林野の面積に乗じて得た面積に相当する土地とする。 （法第二条第三項第八号の固定資産） 第一条の四 法第二条第三項第八号に規定する固定資産で政令で定

めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 地方公共団体が当該地方公共団体の公務員のために設置する宿舎の用に供する固定資産のうち法第二条第二項第二号の固定資産に類するもの

六 十二 (略)

(法第二条第三項の固定資産)

第二条 法第二条第三項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる固定資産
二 五 (略)

めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 地方公共団体が当該地方公共団体の公務員のために設置する宿舎の用に供する固定資産のうち法第二条第三項第二号の固定資産に類するもの

六 十二 (略)

(法第二条第四項の固定資産)

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる固定資産
二 五 (略)

(法第二条第七項の固定資産)

第二条の二 法第二条第七項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 日本郵政公社がその経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産
二 日本郵政公社がその設置する研修所において直接職員の教育の用に供する固定資産
三 地方税法第三百四十八条第二項第一号に掲げる固定資産(同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)

(発電所等に係る固定資産の台帳価格)

第三条 地方公共団体が所有する発電所、変電所若しくは送電施設又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの上に供する固定資産に係る法第三条第三項本文、第七条(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第八条(法第十四条第四項にお

(発電所等に係る固定資産の台帳価格)

第三条 地方公共団体が所有する発電所、変電所若しくは送電施設又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの上に供する固定資産に係る法第三条第三項本文、第七条(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)、第十条(法第十八条第五項にお

て準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第十条第一項の国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価額は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第七項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価額とする。

（市町村の廃置分合等があつた場合の市町村交付金の交付を求める権利の承継）

第四条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付を求める権利の承継については、地方税法第五条第二項第二号の固定資産税（以下「固定資産税」という。）について適用されるべき同法第八条の二（第四項を除く。）及び第八条の三の規定の例による。

（都道府県の境界変更があつた場合の都道府県交付金の交付を求める権利の承継）

第五条 都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付を求める権利の承継については、地方税法第七百四十条（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて都道府県が課する固定資産税について適用されるべき同法第八条の四の規定の例による。

（市町村交付金の交付を求める権利等の承継の通知）

て準用する場合を含む。）、第十一条第一項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項の国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価額は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第七項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価額とする。

（市町村の廃置分合等があつた場合の市町村交付金の交付又は市町村納付金の納付を求める権利の承継）

第四条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付又は日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）の納付を求める権利の承継については、それぞれ地方税法第五条第二項第二号の固定資産税（以下「固定資産税」という。）について適用されるべき同法第八条の二（第四項を除く。）及び第八条の三の規定の例による。

（都道府県の境界変更があつた場合の都道府県交付金の交付又は都道府県納付金の納付を求める権利の承継）

第五条 都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付又は日本郵政公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付を求める権利の承継については、それぞれ地方税法第七百四十条（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて都道府県が課する固定資産税について適用されるべき同法第八条の四の規定の例による。

（市町村交付金の交付を求める権利等の承継の通知）

第六条 前二条の規定により市町村交付金又は都道府県交付金の交付を求める権利を承継した市町村又は都道府県は、総務省令で定めるところにより、それぞれその旨及び当該承継した権利に係る法第三条第一項に規定する交付金額を国又は地方公共団体に通知しなければならない。

(交付金等の事務の分掌)

第十条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項の各省各庁の長(以下「各省各庁の長」という。)は、同法第九条第一項の規定により、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を分掌させる部局等の長(以下「部局等の長」という。)に、法第七条(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第八条(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第二項及び第三項(法第十条第四項又は第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項及び第二項、第十二条(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)並びに第十三条第一項(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による事務の一部を分掌させることができる。

(法第二十条の算出方法)

第十一条 法第二十条に規定する政令で定める方法は、同条に規定する多目的ダム(以下この条において「多目的ダム」という。)の用に供する固定資産のうち発電、水道又は工業用水道の用に供する部分ごとに、土地にあつては第一号に掲げる額に、家屋及び償却資産にあつては第二号に掲げる額に、それぞれ、当該部分を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する特定多目的

第六条 前二条の規定により市町村交付金若しくは市町村納付金又は都道府県交付金若しくは都道府県納付金の交付又は納付を求める権利を承継した市町村又は都道府県は、総務省令で定めるところにより、それぞれその旨及び当該承継した権利に係る法第三条第一項に規定する交付金額又は納付金額を国若しくは地方公共団体又は日本郵政公社に通知しなければならない。

(交付金等の事務の分掌)

第十条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項の各省各庁の長(以下「各省各庁の長」という。)は、同法第九条第一項の規定により、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を分掌させる部局等の長(以下「部局等の長」という。)に、法第七条(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)、第十条(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第二項及び第三項(法第十二条第四項又は第十八条第五項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第二項、第十六条第一項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)並びに第十七条第一項(法第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による事務の一部を分掌させることができる。

(法第二十六条の算出方法)

第十一条 法第二十六条に規定する政令で定める方法は、同条に規定する多目的ダム(以下この条において「多目的ダム」という。)の用に供する固定資産のうち発電、水道又は工業用水道の用に供する部分ごとに、土地にあつては第一号に掲げる額に、家屋及び償却資産にあつては第二号に掲げる額に、それぞれ、当該部分を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が負担する特定多目

ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条第一項の負担金の額の当該多目的ダムの建設に要する費用の額に対する割合を乗ずる方法とする。

一・二 （略）

- 2 多目的ダムの用に供する固定資産のうち特定多目的ダム法第二十七条の規定の適用を受ける者に係る同条の規定の適用に係る部分についての法第二十条に規定する政令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、その者に係る特定多目的ダム法第二十七条の納付金の額を、総務省令で定めるところにより土地に係る部分の額と家屋及び償却資産に係る部分の額とに区分し、家屋及び償却資産に係る部分の額については、当該額から、その者が同法第二条第二項に規定するダム使用権の設定を受けた年度から前々年度までの年度の数に応じて総務省令で定めるところにより計算した減価の価額を控除する方法とする。

附 則

（発電の用に供する多目的ダムに係る法第二十条の算出方法の特例）

- 9 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された法第二十条に規定する多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分に係る同条に規定する政令で定める方法は、第十一条の規定にかかわらず、特定多目的ダム法第二十七条に規定する方法と同一の方法とする。

のダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条第一項の負担金の額の当該多目的ダムの建設に要する費用の額に対する割合を乗ずる方法とする。

一・二 （略）

- 2 多目的ダムの用に供する固定資産のうち特定多目的ダム法第二十七条の規定の適用を受ける者に係る同条の規定の適用に係る部分についての法第二十六条に規定する政令で定める方法は、前項の規定にかかわらず、その者に係る特定多目的ダム法第二十七条の納付金の額を、総務省令で定めるところにより土地に係る部分の額と家屋及び償却資産に係る部分の額とに区分し、家屋及び償却資産に係る部分の額については、当該額から、その者が同法第二条第二項に規定するダム使用権の設定を受けた年度から前々年度までの年度の数に応じて総務省令で定めるところにより計算した減価の価額を控除する方法とする。

附 則

（発電の用に供する多目的ダムに係る法第二十六条の算出方法の特例）

- 9 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された法第二十六条に規定する多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分に係る同条に規定する政令で定める方法は、第十一条の規定にかかわらず、特定多目的ダム法第二十七条に規定する方法と同一の方法とする。

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基づく政令（昭和三十一年政令第百八号）の一部改正（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国有資産等所在市町村交付金法附則第十三項の規定に基づく政令 1 当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定による国有林野事業特別会計において国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第三号の土地につき法第三条第一項の規定によつて算定した国有資産等所在市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）の財源に不足を生ずる場合においては、当該土地に係る交付金額は、同項の規定にかかわらず、当該土地に係る交付金算定標準額（以下「交付金算定標準額」という。）に国有林野事業特別会計の当該年度の予算に計上された交付金額を当該土地に係る交付金算定標準額の合算額で除して得た数値を乗じて得た額とする。 2 （略）	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十三項の規定に基づく政令 1 当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定による国有林野事業特別会計において国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の土地につき法第三条第一項の規定によつて算定した国有資産等所在市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）の財源に不足を生ずる場合においては、当該土地に係る交付金額は、同項の規定にかかわらず、当該土地に係る同項の交付金算定標準額（以下「交付金算定標準額」という。）に国有林野事業特別会計の当該年度の予算に計上された交付金額を当該土地に係る交付金算定標準額の合算額で除して得た数値を乗じて得た額とする。 2 （略）

改 正 案	現 行
（手数料及び延滞金） 第十四条（略） 2 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）<u>第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</u> 3 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項並びに法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。 4 （略）	（手数料及び延滞金） 第十四条（略） 2 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項及び法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）<u>第二十二条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</u> 3 法第四十五条第一項及び第四項において読み替えて準用する道路法第七十三条第二項及び法第四十五条第二項の規定により読み替えて適用する道路法第七十三条第二項の規定により機構等が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。 4 （略）

改正案	現行
（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例） 1 法第三条の四の規定の適用がある場合における所得税法施行令第四十条及び第四十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。 2 法第三条の四の規定の適用がある場合における所得税法施行令第四十条及び第四十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。 （障害者等の少額公債の利子の非課税） 第二条の四（略） 2 法第四条第一項に規定する国債及び地方債で政令で定めるものは、本邦通貨で表示され、かつ、国内において発行された国債及	（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税等に係る限度額の特例） 例） 第二条の三 法第三条の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第三十条の七第二項の規定の適用については、同項中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。 2 法第三条の四第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第四十条及び第四十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。 3 法第三条の四第三項に規定する政令で定める者は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十七条の二第一項に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者及び所得税法施行令第三十条の三各号に掲げる者とする。 4 法第三条の四第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第三十条の九第一項に規定する書類とする。 （障害者等の少額公債の利子の非課税） 第二条の四（略） 2 法第四条第一項に規定する国債及び地方債で政令で定めるものは、本邦通貨で表示され、かつ、国内において発行された国債及

び地方債（契約により、当該地方債の発行に際して前項第一号に掲げる金融商品取引業者又は同項第二号に掲げる金融機関がその募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集で同項第一号に該当するものと同一の方式により行われるものをいう。）の取扱いをするものとされたものに限る。）とする。

3・4（略）

5 法第四条第一項に規定する販売機関の営業所等（生命保険会社又は損害保険会社の営業所又は事務所に限る。以下この項において「生命保険会社等の営業所等」という。）の長は、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項の特別非課税貯蓄申告書を最初に受理することとなると見込まれる日までに、当該生命保険会社等の営業所等の名称及び所在地その他の事項を記載した届出書を、当該生命保険会社等の営業所等の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

6・7（略）

（財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲）

第二条の五 法第四条の二第一項に規定する金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者（信用金庫連合会、労働金庫連合会及び信用協同組合連合会を除く。次項において同じ。）並びに勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第二号に規定する生命保険会社、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、農業協同組合及び生命共済の事業を行う者並びに同項第二号の二に規定する損害保険会社又は同令第三十二条第四号及び第五号に掲げる者とする。

び地方債（契約により、当該地方債の発行に際して前項第一号に掲げる金融商品取引業者若しくは同項第二号に掲げる金融機関又は日本郵政公社がその募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集で同項第一号に該当するものと同一の方式により行われるものをいう。）の取扱いをするものとされたものに限る。）とする。

3・4（略）

5 法第四条第一項に規定する販売機関の営業所等（郵便局その他の財務省令で定めるものに限る。以下この項において「郵便局その他の営業所等」という。）の長は、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項の特別非課税貯蓄申告書を最初に受理することとなると見込まれる日までに、当該郵便局その他の営業所等の名称及び所在地その他の事項を記載した届出書を、当該郵便局その他の営業所等の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

6・7（略）

（財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産形成住宅貯蓄の範囲）

第二条の五 法第四条の二第一項に規定する金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者（信用金庫連合会、労働金庫連合会及び信用協同組合連合会を除く。次項において同じ。）並びに勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第二号に規定する生命保険会社、農業協同組合及び生命共済の事業を行う者並びに同項第二号の二に規定する損害保険会社又は同令第三十二条第四号及び第五号に掲げる者とする。

2 法第四条の二第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者に対する預貯金（当座預金及び同号に掲げる者が同条第二号に掲げる者として受入れをするものを除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び公社債投資信託の受益権若しくは公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして財務省令で定めるものをいう。）により行われたもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託を除くものとし、財務省令で定めるものに限る。）の受益権（その募集が国内において行われたもの（本邦通貨で表示されたものに限る。）で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）又は勤労者財産形成促進法第六条第四項第二号に掲げる生命保険契約等に基づく生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に掲げる損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

（有価証券の記録等）

第二条の九 法第四条の二第一項第二号に規定する政令で定める方法は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする貸付信託の信託をする際に、その貸付信託の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿（第二条の五第一項に定める者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。次項において

2 法第四条の二第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者若しくは日本郵政公社に対する預貯金（当座預金及び同号に掲げる者が同条第二号に掲げる者として受入れをするものを除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び公社債投資信託の受益権若しくは公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして財務省令で定めるものをいう。）により行われたもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託を除くものとし、財務省令で定めるものに限る。）の受益権（その募集が国内において行われたもの（本邦通貨で表示されたものに限る。）で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）又は勤労者財産形成促進法第六条第四項第二号に掲げる生命保険契約等に基づく生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に掲げる損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

（有価証券の記録等）

第二条の九 法第四条の二第一項第二号に規定する政令で定める方法は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする貸付信託の信託をする際に、その貸付信託の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿（第二条の五第一項に定める者及び日本郵政公社が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿を

て同じ。)に記載又は記録を受ける方法(その受益権を表示する受益証券が記名式である場合には、その受益証券につき、当該金融機関の営業所等において第二条の二十五第三項の帳簿に法第四条の二第一項の規定の適用がある旨の記載又は記録を受ける方法)とする。

2・3 (略)

(金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告)

第二条の二十二 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融機関の営業所等の廃止により、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした財産形成住宅貯蓄のうち当該申告書に係るものの事務の全部がその事業の譲渡を受けた第二条の五第一項に規定する者(以下この条において「金融機関等」という。)、その合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関等の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関等の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「移管先の営業所等」という。)に移管された場合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞なく、当該個人に係る勤務先(当該個人が海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者である場合には、その者に係る出国時勤務先)別に、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを当該個人に係る勤務先等(当該個人が海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者である場合には、その者に係る出国時勤務先等)を経由して、当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類が当該勤務先に受理されたとき(当該勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約

いう。次項において同じ。)に記載又は記録を受ける方法(その受益権を表示する受益証券が記名式である場合には、その受益証券につき、当該金融機関の営業所等において第二条の二十五第三項の帳簿に法第四条の二第一項の規定の適用がある旨の記載又は記録を受ける方法)とする。

2・3 (略)

(金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告)

第二条の二十二 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融機関の営業所等の廃止により、財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした財産形成住宅貯蓄のうち当該申告書に係るものの事務の全部がその事業の譲渡を受けた第二条の五第一項に規定する者(以下この条において「金融機関等」という。)、その合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関等の営業所、事務所その他これらに準ずるもの若しくは同一の金融機関等の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は他の郵便局(以下この条において「移管先の営業所等」という。)に移管された場合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞なく、当該個人に係る勤務先(当該個人が海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者である場合には、その者に係る出国時勤務先)別に、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを当該個人に係る勤務先等(当該個人が海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出した者である場合には、その者に係る出国時勤務先等)を経由して、当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類が当該勤務先に受理されたとき(当該勤務先が事務代行団体に勤労者財

に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該勤務先を経由して当該委託に係る事務代行先に受理されたとき）は、当該書類は、その受理された日に当該税務署長に提出されたものとみなす。

2
(略)

(財産形成年金貯蓄の範囲)

第二条の二十七 法第四条の三第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者に対する定期預金（定期貯金その他財務省令で定める預貯金を含むものとし、同号に掲げる者が同条第二号に掲げる者として受入れをする預貯金を除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び公社債投資信託の受益権（同項第一号から第六号までに掲げるものに限る。）若しくは公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（第二条の五第二項に規定する公募をいう。）により行われたもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託を除くものとし、財務省令で定めるものに限る。）の受益権（その募集が国内において行われたもの（本邦通貨で表示されたものに限る。）で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）又は勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号に規定する生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に規定する損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該勤務先を経由して当該委託に係る事務代行先に受理されたとき）は、当該書類は、その受理された日に当該税務署長に提出されたものとみなす。

2
(略)

(財産形成年金貯蓄の範囲)

第二条の二十七 法第四条の三第一項に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる者若しくは日本郵政公社に対する定期預金若しくは定額郵便貯金（定期貯金、定期郵便貯金その他財務省令で定める預貯金を含むものとし、同号に掲げる者が同条第二号に掲げる者として受入れをする預貯金を除く。）、合同運用信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該当する公社債及び公社債投資信託の受益権（同項第一号から第六号までに掲げるものに限る。）若しくは公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（第二条の五第二項に規定する公募をいう。）により行われたもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託を除くものとし、財務省令で定めるものに限る。）の受益権（その募集が国内において行われたもの（本邦通貨で表示されたものに限る。）で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）又は勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号に規定する生命保険契約等に基づく生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第三号に規定する損害保険契約に基づく損害保険の保険料とする。

（財産形成非課税年金貯蓄申込書の提出等についての準用）
 第二条の三十一 第二条の六から第二条の十まで、第二条の十一（同条第二項を除く。）及び第二条の十二から第二条の二十五までの規定は、法第四条の三の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申込書」と、「法第四条の二第一項」とあるのは「法第四条の三第一項」と、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「財産形成成年金貯蓄契約」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「特定財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「特定財産形成成年金貯蓄契約」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二条の十一第四項	の保険期間	の保険期間（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五条に規定する年金の給付を目的とするものにあつては、契約期間。以下この項において同じ。）
法第四条の二第	法第四条の三第一項各号	

（財産形成非課税年金貯蓄申込書の提出等についての準用）
 第二条の三十一 （同上）

（略）	（略）	（略）
第二条の十一第四項	（同上）	の保険期間（簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五条に規定する年金の給付を目的とするものにあつては、契約期間。以下この項において同じ。）
（同上）	（同上）	

一 項 各 号		
(略)	第二條の七第一項	第二條の三十一において準用する第二條の七第一項
	(略)	(略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)
第十九条 (略)

257 (略)

8 法第二十八條の四第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、国又は地方公共団体に対する土地等の同号に規定する譲渡とする。

925 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の二 法第三十一条の二第二項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、次に掲げる土地等（法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 (略)

(略)	(同上)	(同上)
	(略)	(略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)
第十九条 (略)

257 (略)

8 法第二十八條の四第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、次に掲げる土地等の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡

二 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務の用に供されるもの

925 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の二 (同上)

一 (略)

二 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が日本郵政公社法第十九条第一項第一号から第五号までに掲

二 (略) 2 25 (略)	(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第二十五条の九 (略) 2 6 (略) 7 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げるものとする。 一 (略)	二 (略) 8 12 (略) (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 (略) 2 10 (略) 11 法第六十二条の三第四項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、次に掲げる土地等の譲渡とする。 一 (略)
三 (略) 2 25 (略) ける業務の用に供されるもの	(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 第二十五条の九 (略) 2 6 (略) 7 (同上) 一 (略) 二 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する登録郵政公社に対する上場株式等の譲渡で日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第二条第四項第五号の規定に該当するもの 三 (略) 8 12 (略) (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 (略) 2 10 (略) 11 (同上)	一 (略) 二 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が日本郵政公社法第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務の用に供されるもの

二 (略)
12 〽 44 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の五 (略)

2 〽 4 (略)

5 法第六十三条第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡(前条第四項に規定する賃借権の設定等を含む。第八項において同じ。)とする。

6 〽 26 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十九条の九十八 (略)

2 〽 4 (略)

5 法第六十八条の六十九第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、第三十八条の五第五項に規定する土地等の譲渡とする。

6 〽 26 (略)

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二 法第六十九条の四第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う

三 (略)
12 〽 44 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の五 (略)

2 〽 4 (略)

5 法第六十三条第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、次に掲げる土地等の譲渡(前条第四項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この項及び第八項において同じ。)とする。

一 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡

二 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が日本郵政公社法第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務の用に供されるもの

6 〽 26 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十九条の九十八 (略)

2 〽 4 (略)

5 法第六十八条の六十九第三項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、第三十八条の五第五項各号に掲げる土地等の譲渡とする。

6 〽 26 (略)

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第四十条の二 法第六十九条の四第一項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものは、事業と称するに至らない不動産の貸付け(同項に規定する国の事業の用に供されている宅地等に係

もの（第四項において「準事業」という。）とする。

2

法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に該当しない宅地等とし、これらの宅地等のうちに当該被相続人等の法第六十九条の四第一項に規定する事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の同項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた部分（当該被相続人等の居住の用に供されていた部分が同条第三項第二号に掲げる特定居住用宅地等に該当する場合において、当該居住の用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人等の同条第一項に規定する事業の用及び居住の用以外の用に供されていた部分を含む。）に限るものとする。

3

法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。第十二項及び次条において同じ。）により取得した法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（以下この項及び第十二項において「特例対象宅地等」という。）のうち、同条第一項の規定の適用を受けるものの選択は、次に掲げる書類のすべてを同条第七項に規定す

る不動産の貸付けを除く。）その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うもの（第四項において「準事業」という。）とする。

2

法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等の事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等又は国の事業の用に供されている宅地等で政令で定めるものは、相続の開始の直前において、当該被相続人等の同項に規定する事業の用若しくは居住の用又は国の事業の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に該当しない宅地等とし、これらの宅地等のうちに当該被相続人等の法第六十九条の四第一項に規定する事業の用及び居住の用並びに国の事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該被相続人等の同項に規定する事業の用若しくは居住の用又は国の事業の用に供されていた部分（当該被相続人等の居住の用に供されていた部分が同条第三項第二号に掲げる特定居住用宅地等に該当する場合において、当該居住の用に供されていた部分が一棟の建物に係るものである場合には、当該一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当該被相続人等の同条第一項に規定する事業の用及び居住の用並びに国の事業の用以外の用に供されていた部分を含む。）に限るものとする。

3

法第六十九条の四第一項に規定する個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。第十三項及び次条において同じ。）により取得した法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（以下この項及び第十三項において「特例対象宅地等」という。）のうち、同条第一項の規定の適用を受けるものの選択は、次に掲げる書類のすべてを同条第七項に規定す

る相続税の申告書に添付してするものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又は贈与（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）であつて当該贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十二項及び次条において同じ。）により特例対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第一号に規定する特定株式及び同項第二号に規定する特定出資で財務省令で定めるもの（以下この項及び第十二項において「特例対象株式等」という。）並びに同条第二項第三号に規定する特定受贈株式及び同項第四号に規定する特定受贈出資で財務省令で定めるもの（以下この項において「特例対象受贈株式等」という。）並びに同条第二項第九号に規定する特定森林施業計画対象山林で財務省令で定めるもの（以下この項及び第十二項において「特例対象山林」という。）並びに同条第二項第十号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林で財務省令で定めるもの（以下この項において「特例対象受贈山林」という。）のすべてを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

一ノ三（略）

4・5（略）

6 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で同項第一号に掲げる特定事業用宅地等又は同項第三号に掲げる特定同族会社事業用宅地等に該当するもの以外のものとする。

7（略）

る相続税の申告書に添付してするものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又は贈与（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）であつて当該贈与により取得した財産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与に限る。第十三項及び次条において同じ。）により特例対象宅地等並びに法第六十九条の五第二項第一号に規定する特定株式及び同項第二号に規定する特定出資で財務省令で定めるもの（以下この項及び第十三項において「特例対象株式等」という。）並びに同条第二項第三号に規定する特定受贈株式及び同項第四号に規定する特定受贈出資で財務省令で定めるもの（以下この項において「特例対象受贈株式等」という。）並びに同条第二項第九号に規定する特定森林施業計画対象山林で財務省令で定めるもの（以下この項及び第十三項において「特例対象山林」という。）並びに同条第二項第十号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林で財務省令で定めるもの（以下この項において「特例対象受贈山林」という。）のすべてを取得した個人が一人である場合には、第一号及び第二号に掲げる書類とする。

一ノ三（略）

4・5（略）

6 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で同項第一号に掲げる特定事業用宅地等、同項第三号に掲げる国営事業用宅地等又は同項第四号に掲げる特定同族会社事業用宅地等に該当するもの以外のものとする。

7（略）

8 | 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政令で定める宅地等は、同号に規定する国の事業の用に供されている宅地等で同号に

8| 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政令で定める特別の
関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

9| 法第六十九条の四第三項第三号の規定の適用に当たつては、同
号の株式若しくは出資又は発行済株式には、議決権に制限のある
株式又は出資として財務省令で定めるものは含まないものとする
。

10| 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政令で定める宅地等
は、同号に規定する法人（同項第一号イに規定する申告期限にお
いて清算中の法人を除く。）の事業の用に供されていた宅地等
同項第三号に定める要件に該当するもの（当該宅地等のうちに当
該要件に該当する部分以外の部分があるときは、当該宅地等のう
ち当該要件に該当する部分の宅地等に限る。）とする。

11| 12| (略)

13| 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、前項のやむを得な
い事情がある場合及び同項の分割ができることとなつた日につ
いて準用し、同条第二項から第四項までの規定は、前項の納税地の
所轄税務署長の承認について準用する。この場合において、同条
第一項第一号中「法第十九条の二第二項」とあるのは、「租税特
別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第
十二項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
）」と読み替えるものとする。

14| 法第六十九条の四第六項において、相続税法第三十二条の規定
を準用する場合には、同条第八号中「第十九条の二第二項ただし
書」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号

定める要件に該当するもの（当該宅地等のうちに当該要件に該当
する部分以外の部分があるときは、当該宅地等のうち当該要件に
該当する部分の宅地等に限る。）とする。

9| 法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める特別の
関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

10| 法第六十九条の四第三項第四号の規定の適用に当たつては、同
号の株式若しくは出資又は発行済株式には、議決権に制限のある
株式又は出資として財務省令で定めるものは含まないものとする
。

11| 法第六十九条の四第三項第四号に規定する政令で定める宅地等
は、同号に規定する法人（同項第一号イに規定する申告期限にお
いて清算中の法人を除く。）の事業の用に供されていた宅地等
同項第四号に定める要件に該当するもの（当該宅地等のうちに当
該要件に該当する部分以外の部分があるときは、当該宅地等のう
ち当該要件に該当する部分の宅地等に限る。）とする。

12| 13| (略)

14| 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、前項のやむを得な
い事情がある場合及び同項の分割ができることとなつた日につ
いて準用し、同条第二項から第四項までの規定は、前項の納税地の
所轄税務署長の承認について準用する。この場合において、同条
第一項第一号中「法第十九条の二第二項」とあるのは、「租税特
別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の二第
十三項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
）」と読み替えるものとする。

15| 法第六十九条の四第六項において、相続税法第三十二条の規定
を準用する場合には、同条第八号中「第十九条の二第二項ただし
書」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号

「第六十九条の四第四項ただし書（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）又は租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の第十二項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と、「同項の分割」とあるのは「これらの規定に規定する分割」と、「同条第一項」とあるのは「同法第六十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

15| (略)

(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)
第四十条の二の二 (略)

2|5 (略)

6 前条第八項の規定は、特定同族会社株式等についての法第六十九条の五第二項第七号イに規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

7 (略)

8 前条第八項の規定は、特定受贈同族会社株式等についての法第六十九条の五第二項第八号イに規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

9 法第六十九条の五第二項第十一号ロ(2)に規定する政令で定める期間は、贈与による取得をした個人の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該贈与の日において六十五歳未満の者である場合 当該贈与の日から当該個人が六十五歳に達する日（当該個人が六十五歳に達する日前に次に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ次に定める日。以下この号において同じ。）までの間の百分の八十に相当する期間（当該贈与の日から当該個人が六十五歳に達する日までの間の百分の八十に相当する期間

「第六十九条の四第四項ただし書（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）又は租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の第十三項（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）」と、「同項の分割」とあるのは「これらの規定に規定する分割」と、「同条第一項」とあるのは「同法第六十九条の四第一項」と読み替えるものとする。

16| (略)

(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)
第四十条の二の二 (略)

2|5 (略)

6 前条第九項の規定は、特定同族会社株式等についての法第六十九条の五第二項第七号イに規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

7 (略)

8 前条第九項の規定は、特定受贈同族会社株式等についての法第六十九条の五第二項第八号イに規定する政令で定める特別の関係がある者について準用する。

9 (同上)

一 (同上)

が二年間より短い場合には、二年間（当該個人が六十五歳に達する日前に次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該贈与の日から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日までの間の百分の八十に相当する期間）

イ（二）（略）

ホ 特定受贈同族会社株式等に係る法人について合併、分割、資本金の額の増加その他の事由により当該個人、被相続人である特定贈与者その他のこれらの者と法第六十九条の四第三項第三号に規定する特別の関係がある者（以下この号において「特別関係者」という。）の有する当該法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の総数又は出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の総額が当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一未満となつた場合で当該個人、被相続人である特定贈与者その他の特別関係者以外の者及びその者と特別の関係がある者として財務省令で定める者の有する当該法人の株式の総数又は出資の総額が当該個人、被相続人である特定贈与者その他の特別関係者の有する当該法人の株式の総数又は出資の総額を超えるとき。当該合併、分割、資本金の額の増加その他の事由が生じた日

二（略）

10
35
（略）

イ（二）（略）

ホ 特定受贈同族会社株式等に係る法人について合併、分割、資本金の額の増加その他の事由により当該個人、被相続人である特定贈与者その他のこれらの者と法第六十九条の四第三項第四号に規定する特別の関係がある者（以下この号において「特別関係者」という。）の有する当該法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の総数又は出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の総額が当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一未満となつた場合で当該個人、被相続人である特定贈与者その他の特別関係者以外の者及びその者と特別の関係がある者として財務省令で定める者の有する当該法人の株式の総数又は出資の総額が当該個人、被相続人である特定贈与者その他の特別関係者の有する当該法人の株式の総数又は出資の総額を超えるとき。当該合併、分割、資本金の額の増加その他の事由が生じた日

二（略）

10
35
（略）

○特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部改正（第三十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（妥当投資額） 第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用を金銭に見積つたものから当該用途のため多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の運転及び管理等に要する推定の費用の額を控除した金額を、利子率、耐用年数及び当該用途が発電以外のものである場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を勘案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の規定の適用があるときは、同法第三条第一項の率を勘案し、当該用途が発電である場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率と同項の率とを勘案し、多目的ダムの関連施設について同法の規定の適用があるときは、同項の率の十分の五の率を勘案して、それぞれ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額とする。ただし、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の設置の完了前にその設置に要する費用に充てる資金について支払わなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める建設利息の率に一を加えた数でさらに除して得た金額とする。	（妥当投資額） 第六条 第二条第一項第二号及び第三条第一項に規定する妥当投資額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設が有する効用を金銭に見積つたものから当該用途のため多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の運転及び管理等に要する推定の費用の額を控除した金額を、利子率、耐用年数及び当該用途が発電以外のものである場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率を勘案し、多目的ダムの関連施設について国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の規定の適用があるときは、同法第三条第一項の率を勘案し、当該用途が発電である場合において、多目的ダムの関連施設に固定資産税が課せられるときは、その固定資産税率と同項の率とを勘案し、多目的ダムの関連施設について同法の規定の適用があるときは、同項の率の十分の五の率を勘案して、それぞれ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額とする。ただし、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の設置の完了前にその設置に要する費用に充てる資金について支払わなければならない利息がある場合においては、その金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める建設利息の率に一を加えた数でさらに除して得た金額とする。

○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部改正（第三十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村助成交付金の交付額の算定方法） 第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額 2 二（略） （略）	（市町村助成交付金の交付額の算定方法） 第三条 （同上） 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額 2 二（略） （略）

○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部改正（第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（手数料及び延滞金の額） 第十条 法第十一条の八第二項において準用する道路法第七十三条第二項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）<u>第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</u> 2 4 （略）	（手数料及び延滞金の額） 第十条 法第十一条の八第二項において準用する道路法第七十三条第二項の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）<u>第二十二条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。</u> 2 4 （略）

改 正 案	現 行
目次 第一章 互助年金等の請求（第一条―第十七条） 第二章 互助年金等の裁定（第十八条―第二十条） 第三章 互助年金等の支給（第二十一条―第二十五条） 第四章 異動の通知等及び受給権の存否の調査（第二十六条―第三十二条） 第五章 互助年金証書の返還及び互助年金証書等の再交付（第三十三条―第三十五条） 第六章 雑則（第三十六条―第四十条） 附則 第二十一条及び第二十二条 削除	目次 第一章 （同上） 第二章 （同上） 第二章の二 互助年金等の支給に関する通知（第二十条の二） 第三章 （同上） 第四章 （同上） 第五章 （同上） 第六章 （同上） 附則 第二章の二 互助年金等の支給に関する通知 第二十条の二 裁定庁は、給すべき互助年金又は互助一時金の支給に關し必要な事項を支給日前に日本郵政公社に通知しなければならない。 （互助年金等の支給） 第二十一条 日本郵政公社は、前条の規定により裁定庁が通知するところに従い、互助年金又は互助一時金を支給する。 （互助年金証書等の提示） 第二十二条 互助年金又は互助一時金の支給を受けようとする者は

	、その互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金 裁定通知書を互助年金又は互助一時金を支給する日本郵政公社に 提示しなければならない。

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この政令において、「特定独立行政法人」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」、「特例継続掛金」、「郵政会社等」若しくは「日本郵政共済組合」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項、附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員	（定義） 第一条 この政令において、「特定独立行政法人」、「公社」、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「組合の代表者」、「連合会」、「独立行政法人」、「国立大学法人等」、「地方の組合」、「受給権者」、「継続長期組合員」、「任意継続組合員」、「任意継続掛金」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」、「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「旧法」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「旧長期組合員期間」、「障害共済年金」、「遺族共済年金」若しくは「恩給更新組合員」とは、それぞれ国家公務員共済組合法（以下「法」という。）第一条第二項、第二条第一項第一号から第六号まで、第三条第一項、第八条第二項、第二十一条第一項、第三十一条第一号、第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項、第二百二十四条の二第二項、第二百二十六条の五第二項、附則第十二条第一項若しくは第三項若しくは附則第十三条の三第四項又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第二号、第十号、第十一号若しくは第十三号、第十二条、第十三条若しくは第二十三条第一項に規定する特定独立行政法人、公社、職員、被扶養者、遺族、退職、報酬、期末手当等、組合、組合の代表者、連合会、独立行政法人、国立大学法人等、地方の組合、受給権者、継続長期組合員、任意継続組合員、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員若しくは特

、任意継続掛金、特定共済組合、特例退職組合員、特例継続組合員、特例継続掛金、郵政会社等若しくは日本郵政共済組合又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

(職員)

第二条 (略)

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 (略)

四 国及び特定独立行政法人から給与を受けない者

(報酬)

第五条 (略)

2 (略)

3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与(以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。)に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

一 九 (略)

4 (略)

(資金の運用)

第八条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するもの

例継続掛金又は旧法、恩給公務員期間、在職年、旧長期組合員期間、障害共済年金、遺族共済年金若しくは恩給更新組合員をいう。

(職員)

第二条 (略)

2 (同上)

一 三 (略)

四 国、特定独立行政法人及び公社から給与を受けない者

(報酬)

第五条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 九 (略)

十 公社の職員 其の受ける給与

4 (略)

(資金の運用)

第八条 (同上)

とする。

一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金

二・三 (略)

2・3 (略)

(連合会の積立金等の運用)

第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。

一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金

二・八 (略)

2 (略)

一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

二・三 (略)

2・3 (略)

(連合会の積立金等の運用)

第九条の三 (同上)

一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

二・八 (略)

2 (略)

(長期給付の支払に関する事務の公社への委託)

第十一条の二 法第四十一条第三項の規定により公社に委託することができるとする事務は、次に掲げる事務とする。

一 長期給付を受ける権利を有する者に対し、公社の定めるところにより、長期給付の給付金に相当する現金を交付する事務

二 前号に掲げる事務に附帯する事務

2 連合会は、長期給付を受ける権利を決定したときは、公社と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支払に関し必要な事項を公社に通知しなければならない。

3 前項の規定は、長期給付を受ける権利の消滅その他長期給付の給付金の支払に関する事項の変更があつた場合について準用する。

4 連合会は、公社と協議して定めるところにより、長期給付の給付金の支払に関し必要な資金を公社に払い込まなければならない。

（組合員の資格取得時における標準報酬の特例）

第十一条の二（略）

（介護のための休業）

第十一条の三の十 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受けないその他の組合員について、同法の適用を受ける組合員に係る同法第二十条第一項に規定する介護休暇（以下この条において「一般組合員の介護休暇」という。）に準ずる休業として法第六十八条の三第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に定める休業とする。

一 一三（略）

四 前三号に掲げる組合員以外の組合員 一般組合員の介護休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるもの

（刑に処せられた場合等の給付の制限）

第十一条の十（略）

二 六（略）

七 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）がこれらの規定に定める割合によることを不相当と認め、かつ、その割合の範囲内で財務大臣と協議して定めた割合を連合会に通知したときは、その割合によるものとする。

（組合員の資格取得時における標準報酬の特例）

第十一条の二（略）

（介護のための休業）

第十一条の三の十（同上）

一 一三（略）

四 公社の職員である組合員 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項の規定による休業

五 前各号に掲げる組合員以外の組合員 一般組合員の介護休暇に相当する休業として組合の運営規則で定めるもの

（刑に処せられた場合等の給付の制限）

第十一条の十（略）

二 六（略）

七 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁がこれらの規定に定める割合によることを不相当と認め、かつ、その割合の範囲内で財務大臣と協議して定めた割合を連合会に通知したときは、その割合によるものとする。

8 (略)	(育児休業手当金等に対する国等の負担) 第十二条の三 法第九十九条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一 国 当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略)	8 (略)	(育児休業手当金等に対する国等の負担) 第十二条の三 (同上) 一 国 当該事業年度において組合(公社に属する職員をもつて組織する組合を除く。)ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略) 五 公社 当該事業年度において公社に属する職員をもつて組織する組合の組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額 三 (同上)
2 (略)	法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略)	2 (略)	一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第五号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略) 五 公社 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する公社に属する職
3	法第九十九条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により国等が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第四号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略)	3	一 国 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額から次号から第五号までに定める金額の合計額を控除した金額 二 四 (略) 五 公社 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する公社に属する職

(組合への国等の負担金の払込み)

第十二条の五 (略)

2、4 (略)

(連合会への負担金の払込み)

第十三条 法第百二条第四項の規定により組合が連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用
(同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるとため国、特定独立行政法人

員をもつて組織する組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額

(組合への国等の負担金の払込み)

第十二条の五 (略)

2、4 (略)

- 5 第一項から第三項までの規定は、公社について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額を、」とあるのは「負担すべき金額として公社に属する職員をもつて組織する組合(以下この条において「公社組合」という。)が当該事業年度においてその予算に計上した額を、公社組合の」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第二項中「予算で定めるところにより、法」とあるのは「法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額」として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「公社組合」と、第三項中「組合」とあるのは「公社組合」と、「国の予算」とあるのは「公社組合(前項に係るものにあつては、連合会)の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において公社が払い込むこと」と読み替えるものとする。

(連合会への負担金の払込み)

第十三条 (同上)

- 一 法第九十九条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる費用
(同号に掲げる費用にあつては、第九条第一項に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるとため国、特定独立行政法人

又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、法科大学院設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

二 法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体若しくは法科大学院設置者が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額

2 組合は、法第百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（三十二）（略）

、公社又は職員団体（法第九十九条第五項に規定する職員団体をいう。以下この条において同じ。）、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項（同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣先企業をいう。次項において同じ。）、法科大学院設置者（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは受入先弁護士法人等（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等をいう。次項において同じ。）が負担すべき金額

二 法第九十九条第二項第四号に掲げる費用に充てるため国、特定独立行政法人、公社又は職員団体若しくは法科大学院設置者が負担すべき金額のうち財務大臣の定める金額

2 組合は、法第百二条第四項に規定する国、特定独立行政法人、公社又は職員団体、派遣先企業、法科大学院設置者若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき金額及び前条第二項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金額の払込みがあるごとに、前項各号に掲げる金額及び同条第二項の規定により払い込まれた金額を、直ちに連合会に払い込まなければならない。

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 （同上）

一（三十二）（略）

三十三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

三十四（略）

七十五 旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

七十六（略）

2（略）

（連合会役職員の取扱い）

第四十五条の二（略）

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第五条第一項	各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	国家公務員共済組合連合会の理事長（以下第十二条までにおいて「理事長」という。）

三十三 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

三十四（略）

七十五 日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）

七十六（略）

2（略）

（連合会役職員の取扱い）

第四十五条の二（略）

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合においては、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第五条第一項	各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁	国家公務員共済組合連合会の理事長（以下第十二条までにおいて「理事長」という。）

法第八条第一項		法第八条第二項	法第十二条第一項		(略)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第二号ロ又は第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第二百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員	理事長は、第二百二十六条第一項に規定する連合会役職員	各省各庁の長	各省各庁の長又は特定独立行政法人の長	その所属の職員その他国又は特定独立行政法人に使用される者	(略)
		理事長	理事長	国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者	(略)

法第八条第一項		法第八条第二項	法第十二条第一項		(略)
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（第三条第二項第二号ロ又は第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第二百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職員	理事長は、第二百二十六条第一項に規定する連合会役職員	各省各庁の長及び公社の総裁	各省各庁の長、特定独立行政法人の長又は公社の総裁	その所属の職員その他国、特定独立行政法人又は公社に使用される者	(略)
		理事長	理事長	国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者	(略)

法第九十九条第二項	国	連合会
(略)	(略)	(略)
法第九十九条第五項	負担金及び国	負担金及び連合会
法第百二条第一項	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人	連合会
	人	
	国、特定独立行政法人	連合会
法第百二条第四項	国、特定独立行政法人	連合会
法第百二十六条の五第二項	国	連合会

3 前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人」とあるのは「連合会」とする。

（費用の負担の特例）

第五十条 任意継続組合員の存する組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員（次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とある

法第九十九条第二項	国又は公社	連合会
(略)	(略)	(略)
法第九十九条第五項	負担金及び国又は公社	負担金及び連合会
法第百二条第一項	各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人、公社	連合会
	人、公社	
	国、特定独立行政法人、公社	連合会
法第百二条第四項	国、特定独立行政法人、公社	連合会
法第百二十六条の五第二項	国又は公社	連合会

3 前項の場合における第十一条の十第七項及び第十三条の規定の適用については、同項中「各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」又は公社の総裁」とあるのは「連合会の理事長」と、同条中「国、特定独立行政法人、公社」とあるのは「連合会」とする。

（費用の負担の特例）

第五十条 任意継続組合員の存する組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員（次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とある

のは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号、第一号の二及び第四号中「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

附 則

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第六条の二の二 特定共済組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第一号に規定する費用については、附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員（次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（附則第十二条第六項に規定する定款で定める金額（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同項第一号及び第一号の二中「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国の負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）」とする。

（短期給付に係る財政調整事業）

第八条 （略）

2 4 （略）

5 国、特定独立行政法人若しくは法第九十九条第五項に規定する

のは「掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）」と、同項第一号、第一号の二及び第四号中「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）」とする。

附 則

（特例退職組合員に係る費用の負担の特例）

第六条の二の二 特定共済組合に係る法第九十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「職員」とあるのは「職員（第一号に規定する費用については、附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員（次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）」と、同項第一号中「掛金」とあるのは「掛金（附則第十二条第六項に規定する定款で定める金額（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）」と、同項第二号中「掛金」とあるのは「掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同条第二項中「組合員の掛金」とあるのは「組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）」と、同項第一号及び第一号の二中「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十」とあるのは「掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）」とする。

（短期給付に係る財政調整事業）

第八条 （略）

2 4 （略）

5 国、特定独立行政法人、公社若しくは法第九十九条第五項に規

職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。

6
10（略）

（経過措置に伴う追加費用の負担）

第二十八条（略）

2 施行法第五十四条第一項の規定により独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が毎事業年度負担すべき金額は、当分の間、連合会が当該事業年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

3
（略）

（郵便貯金銀行等の組織の再編成）

第三十四条の二 法附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニに規定する政令で定める組織の再編成は、事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割の行為とする。

定する職員団体、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、組合に対し、前項の規定により当該組合が連合会に払い込むべき特別拠出金の額に、当該組合に係る同条第二項第一号に掲げる費用に充てるための負担金の合計額に対する当該費用負担者の負担金の割合を乗じて得た金額を払い込まなければならない。

6
10（略）

（経過措置に伴う追加費用の負担）

第二十八条（略）

2 施行法第五十四条第一項の規定により独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は公社が毎年度において負担すべき金額は、当分の間、連合会が当該事業年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。

3
（略）

（組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例）

第三十四条の二 法附則第二十条の三第一項に規定する政令で定める額は、法第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる費用について、公社に属する職員をもつて組織する組合又は独立行政法人若しくは国立大学法人等の職員である組合員が属する組合が、公社、独立行政法人又は国立大学法人等が平成十六年度において負担すべき額としてそれぞれの予算に計上した額とする。

2 法附則第二十条の三第一項の規定が適用される場合におけるこの政令の規定の適用については、第十二条第一項中「納付に要す

第三十四条の二の二 法附則第二十条の三第二項第四号ニに掲げる組織の再編成後の法人（この項の規定により同号ニに掲げる組織

る費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による公社、独立行政法人又は国立大学法人等（以下「公社等」という。）の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）と、「納付額」とあるのは「納付額、短期給付事務に要する費用の額」と、同条第二項中「を含む、同条第二項第三号」とあるのは「及び平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（法附則第二十条の三第一項の規定による公社等の負担に係るものを除く。以下この項において「平成十六年度における長期給付事務に要する費用」という。）を含み、法第九十九条第二項第三号」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「、当該基礎年金拠出金」と、「予想額」とあるのは「予想額及び平成十六年度における長期給付事務に要する費用の額」と、前条中「第十二条第二項中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含み」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに平成十六年度における長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」とする。

の再編成後の法人とみなされる法人を含む。）であつて同号の規定により財務大臣が定めたものが事業の全部若しくは一部の譲渡、合併又は会社分割を行つたときは、当該事業の全部若しくは一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は会社分割により当該事業を承継した法人を同号二に掲げる組織の再編成後の法人とみなして同号の規定を適用する。

2| 前項の規定は、法附則第二十条の三第二項第五号二に掲げる組織の再編成後の法人であつて同号の規定により財務大臣が定めたものについて準用する。

（郵政会社等役職員の取扱い等）

第三十四条の二の三 郵政会社等役職員（法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役職員をいう。第五項において同じ。）については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

2| 法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下この条において「管理機構」という。）が毎年度において負担すべき金額は、当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する管理機構の職員である長期組合員の標準報酬額の月額の合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計

		額の合算額の割合を乗じて得た金額とする。この場合において、第十二条の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「定める金額」とあるのは、「定める金額及び附則第三十四条の二三第三項に定める金額」とする。
		3 管理機構は、法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額を、当該事業年度における基礎年金拠出金の納付の状況を勘案して日本郵政共済組合に払い込むものとする。
		4 前項の規定により管理機構が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により当該事業年度において管理機構が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において管理機構が払い込むことにより行うものとする。
		5 前各項に定めるもののほか、郵政会社等役員員についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第七項	第十一條の十	各省各庁の長（法第八條第一項に規定する各省各庁の長をいう。） 各省各庁の長（法第八條第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は郵政会社等を代表する者（法附則第二十條の三第四項の規定により読み替えて適用する法第八條第一項に規定する郵政会社等を代表する者をい

第十三条	特定独立行政法人	う。）
附則第八条第 五項	国立大学法人等	社等
附則第二十八 条第二項	又は独立行政法人国 立病院機構	国立大学法人等若しくは郵 政会社等 若しくは独立行政法人国立 病院機構又は日本郵政株式 会社

（適用法人の要件等）

第三十四条の二の四 法附則第二十条の七第一項に規定する政令で定める要件は、同項の承認の際、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 新たに設立される法人で郵政会社等と密接な関係を有する業務を行うものと認められること。

二 法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとする法人（以下この項において「承認申請法人」という。）が株式会社であるときは当該承認申請法人の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式が郵政会社等により保有されていると認められること又は承認申請法人が株式会社以外の法人であるときは当該承認申請法人が郵政会社等とこれに準ずる密接な関係にあると認められること。

三 郵政会社等に使用され、かつ、郵政会社等から給与を受ける者（郵政会社等の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）又は適用法人（法附則第二十条の八第一項に規定する適用法人をいう。以下この号及び次条において同じ。）に使用され、かつ、当該適用法人から給与を受ける者（当該適用法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）から引き続

き承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者（当該承認申請法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。以下この号において同じ。）となるものの数が当該承認申請法人に使用され、かつ、当該承認申請法人から給与を受ける者の総数の四分の三以上になると認められること。

2

前項に規定する要件に該当する法人を設立しようとする者で法附則第二十条の七第一項に規定する承認を受けようとするものは、財務省令で定めるところにより、財務省令で定める書類を添えて、財務大臣に申請しなければならない。

（適用法人に使用される者の報酬等）

第三十四条の二の五 適用法人に使用される者である日本郵政共済組合の組合員については、その受ける給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて報酬とし、その受ける給与で報酬に該当しないもののうち一般職員の期末手当等に相当するものとして日本郵政共済組合の運営規則で定める給与をもつて期末手当等とする。

○廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）の一部改正（第四十条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用） 第十九条の二 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金 二 六 （略） 2 4 （略）	（余裕金の運用） 第十九条の二 （同上） 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は郵便貯金 二 六 （略） 2 4 （略）

○森林組合財務処理基準令（昭和五十三年政令第二百八十七号）の一部改正（第四十条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金運用の基準） 第五条 組合、生産森林組合又は連合会は、余裕金を次の目的以外の目的に運用してはならない。 一 信用事業を行う協同組合又はその連合会、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金 二、五 （略）	（余裕金運用の基準） 第五条 （同上） 一 信用事業を行う協同組合若しくはその連合会、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金又は郵便貯金 二、五 （略）

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）の一部改正（第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。 （寄附金の配分を受けるための申請の手続） 第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社提出しなければならない。 一 五 （略） 2 （略） （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第三条 会社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。	（寄附金の配分を受けようとする団体の公募） 第一条 日本郵政公社（以下「公社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。 （寄附金の配分を受けるための申請の手続） 第二条 前条の規定に基づき寄附金の配分を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を公社提出しなければならない。 一 五 （略） 2 （略） （寄附金の配分団体等の決定の認可） 第三条 公社は、法第七条第五項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、認可申請書に前条第一項の申請書の写し及び同条第二項の添付書類の写しを添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

改 正 案	現 行
（市町村が処理する事務） 第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。 この場合においては、法の規定中当該事務に係る社会保険庁長官に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。 一〇十二 （略） （権限の委任） 第二条 法第五条の二第一項の規定により、次に掲げる社会保険庁長官の権限は、地方社会保険事務局長に委任する。ただし、第八号から第十号まで、第十二号の二、第十四号及び第十五号に掲げる権限は、社会保険庁長官が自ら行うことを妨げない。 一〇六 （略） 七 法第百五条第一項に規定する権限並びに同条第三項及び第四項に規定する権限（老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）に係るものに限る。） 八〇十六 （略） 2 （略）	（市町村が処理する事務） 第一条の二 （同上） 一〇十二 （略） 十三 <u>印鑑の変更又は同一の地方社会保険事務局の管轄区域内における住所若しくは支払郵便局の変更に係る老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。以下同じ。）に関する証書の記載事項の訂正に関する事務</u> （権限の委任） 第二条 法第五条の二第一項の規定により、次に掲げる社会保険庁長官の権限は、地方社会保険事務局長に委任する。ただし、第八号から第十号まで、第十二号の二、第十四号及び第十五号に掲げる権限は、社会保険庁長官が自ら行うことを妨げない。 一〇六 （略） 七 法第百五条第一項に規定する権限並びに同条第三項及び第四項に規定する権限（老齢福祉年金にかかるものに限る。） 八〇十六 （略） 2 （略）

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部改正（第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第十条の二関係） 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的	別表第二（第十条の二関係） 一 日本郵政公社 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的

障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法

障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法

人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇八 (略)

人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇九 (略)

○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百三十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（第四十四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村長に行なわせる事務） 第六条 法第三十四条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む）に行なわせる。 一 四 （略） 五 同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務	（市町村長に行なわせる事務） 第六条 （同上） 一 四 （略） 五 印鑑又は同一都道府県の区域内における住所若しくは支払郵便局の変更に係る児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部改正（第四十四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村長が行う事務） 第十三条 法第三十八条第一項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。）が行うものとする。 一 四 （略） 五 同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務	（市町村長が行う事務） 第十三条 （同上） 一 四 （略） 五 印鑑又は同一都道府県の区域内における住所若しくは支払郵便局の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務

改 正 案	現 行
（還付加算金） 第二十四条（略） 2 （略） 3 前項第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税務署長に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該過誤納金の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）の名称及び所在地 4 （略）	（還付加算金） 第二十四条（略） 2 （略） 3 （同上） 一・二 （略） 三 当該過誤納金の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局の名称及び所在地 4 （略）

○農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部改正（第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準） 第三条の四 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。 （余裕金運用の基準） 第三条の五 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定農業協同組合」という。）を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。 一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金 二 七（略） 2 5（略）	（貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準） 第三条の四 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額を同号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金、郵便貯金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもつて保有しなければならない。 （余裕金運用の基準） 第三条の五（同上） 一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は郵便貯金 二 七（略） 2 5（略）

改 正 案	現 行
（派遣職員的身分等） 第十七条 （略） 2～6 （略） 7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）とあるのは「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とし、派遣職員に対する自衛隊法第四十六条第一項第三号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）又はこれらの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。	（派遣職員的身分等） 第十七条 （略） 2～6 （略） 7 派遣職員に対する国家公務員法第八十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）とあるのは「この法律若しくは国家公務員倫理法若しくはこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とし、派遣職員に対する自衛隊法第四十六条第一項第三号の規定の適用については、同号中「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）又はこれらの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）若しくはこれらの法律に基づく命令又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）若しくは同法第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくはこれらに基づく条例、派遣を受けた都道府県若しくは市町村の規則若しくは当該都道府県若しくは市町村の機関の定める規程」とする。

8 (略)	(政令で定める地方公共団体等) 第四十三条 (略) 2・3 (略) 4 法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。 5 法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降四年以内の半年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。
8 (略)	(政令で定める地方公共団体等) 第四十三条 (略) 2・3 (略) 4 法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この項及び次項において「政府資金」という。）で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における政府資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。 5 法第百二条第一項の規定による地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降四年以内の半年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部改正（第四十八条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。

○地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）の一部改正（第四十八条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関） 第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。	（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関） 第一条 地震防災対策特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、国、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、日本郵政公社及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部改正（第四十八条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合	（法第二条第二号への政令で定める法人） 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合

会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部改正（第四十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方債の利息の定率及び償還方法） 第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。 2 法第二十四条第一項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降十年以内の年賦（うち二年以内の据置期間を含む。）によるものとし、同条第二項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降四年以内の年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。	（地方債の利息の定率及び償還方法） 第四十七条 法第二十四条第一項及び第二項の地方債を財政融資資金又は日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下この条において「政府資金」という。）で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における政府資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十二年法律第九号）第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。 2 法第二十四条第一項の地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降十年以内の年賦（うち二年以内の据置期間を含む。）によるものとし、同条第二項の地方債を政府資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度の翌年度以降四年以内の年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

○独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部改正（第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第一条、第二条、第十条関係）				別表（第一条、第二条、第十条関係）			
名 称	根 拠 法	登 記 事 項		名 称	根 拠 法	登 記 事 項	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
日本郵政共済組合	国家公務員共済組合法			日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資本金	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

○旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の一部改正（第五十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第十条の十二 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百四十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第五百十条、第五百十二条（第一項第一号を除く。）、第五百十四条から第五百八条まで、第五百九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十八条の六、第六十八条の七第一項及び第三項、第六十九条から第六十九条の四まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第六十九条の表第一号イの規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第十条の十二 （同上）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第五百五十五条	指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	出納取扱金融機関（市町村の合併の特例に関する法律施行令第十条の四第二項に規定する出納取扱金融機関	第五百五十五条	指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金	出納取扱金融機関（市町村の合併の特例に関する法律施行令第十条の四第二項に規定する出納取扱金融機関

2		
(略)	(略)	
	(略)	
	(略)	をいう。以下同じ。 。又は収納取扱金融機関（市町村の合併の特例に関する法律施行令第十条の四第二項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。）
2		
(略)	(略)	第百五十五条の二
	(略)	収納代理金融機関 又は収納事務取扱金融機関
	(略)	をいう。以下同じ。 。又は日本郵政公社以外の収納取扱金融機関（市町村の合併の特例に関する法律施行令第十条の四第二項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。）

改 正 案	現 行
目次 第一編 総則 第一章 通則（第一条―第十五条） 第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則（第十六条） 第二章 課税所得の範囲 第一節 課税所得の範囲（第十七条） 第二節 非課税所得（第十八条―第三十条） 第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三十条―第五十条） 第四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第五十条の二―第五十一条の五） 第三章・第四章（略） 第二編（第五編（略）） 附則 （障害者及び特別障害者の範囲） 第十条 法第二条第一項第二十八号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（	目次 第一編（同上） 第一章（同上） 第一章の二（同上） 第二章（同上） 第一節（同上） 第二節（同上） 第三節 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税（第三十条の二―第三十条の十六） 第四節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三十条―第五十条） 第五節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第五十条の二―第五十一条の五） 第三章・第四章（略） 第二編（第五編（略）） 附則 （障害者及び特別障害者の範囲） 第十条（同上） 一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（

昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所をいう。次項第一号及び第三十一条の二第十七号（障害者等の範囲）において同じ。）
、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センターをいう。次項第一号において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二
（略）
二七（略）

昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所をいう。次項第一号及び第三十条の三第十七号（障害者等の範囲）において同じ。）
、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センターをいう。次項第一号において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

2
（略）
二七（略）

第三節 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税

（用語の意義）

第三十条の二 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者等、郵便貯金、取扱郵便局又は非課税郵便貯金申込書（法第九条の二第二項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する障害者等、郵便貯金、取扱郵便局又は非課税郵便貯金申込書をいう。

二 通常郵便貯金 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第一号（郵便貯金の種類）に規定する通常郵便貯金をいう。

（障害者等の範囲）

第三十条の三 法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する政令で定める個人は、次に掲げる者とする。

-
- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十五条第二号（給付の種類）に掲げる障害基礎年金を受けている者
 - 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第三十二条第二号（保険給付の種類）に規定する障害厚生年金を受けている者又は同条第三号に掲げる遺族厚生年金を受けている同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者
 - 三 国家公務員共済組合法第七十二条第一項第二号（長期給付の種類等）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者
 - 四 地方公務員等共済組合法第七十四条第二号（長期給付の種類）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者
 - 五 私立学校教職員共済法第二十条第二項第二号（給付）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族（妻に限る。）である者
 - 六 恩給法第二条第一項（恩給の種類）に規定する増加恩給を受けている者又は同項に規定する扶助料を受けている同法第七十二条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者
 - 七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第六号（業務災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病補償年金、同法第十五条第一項（障害補償給付）に規定する障害補償年金、同法第二十二条の三第二項（障害給付）に規定する障害年金若しくは同法第二十三条第一項（傷病年金
-

（）に規定する傷病年金を受けている者又は同法第十六条（遺族補償給付）に規定する遺族補償年金若しくは同法第二十二条の四第二項（遺族給付）に規定する遺族年金を受けている同法第十六条の二第一項（遺族）（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する遺族（妻に限る。）である者

八 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十条第一項若しくは第二項（障害年金の支給事由）に規定する障害年金を受けている者又は同法第五十条（遺族年金の支給事由）に規定する遺族年金を受けている同法第二十三条第一項及び第二項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

九 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第九条第三号（補償の種類）に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同条第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第十六条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十五条第一項第三号（補償の種類等）に掲げる傷病補償年金若しくは同項第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同項第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第三十二条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三条第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費を受けている者又は同項第三号に掲げる遺族補償費を受けている同法第三十条第一項（遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第一号イ若しくは第二号イ（業務の範囲）に規定する障害年金を受けている者又は同項第一号イ若しくは第二号イに規定する遺族年金を受けている同法第十六条第一項第四号（副作用救済給付）若しくは第二十条第一項第四号（感染救済給付）に定める遺族（妻に限る。）である者

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五条第一号（援護の種類）に規定する障害年金を受けている者又は同条第二号に規定する遺族年金若しくは遺族給与金を受けている同法第二十四条（遺族の範囲）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十四 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項（支給要件）に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の母である者

十五 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項第三号若しくは第二項第三号（給付の種類）に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に規定する遺族（妻に限る。）である者

十六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条（支給要件）に規定する障害児福祉手当又は同法第二十六条の二（支給要件）に規定する特別障害者手当を受けている者

十七 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の事務）の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

十八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第二十五条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第二十六条第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項（健康管理手当の支給）に規定する健康管理手当又は同法第二十八条第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

二十 戦傷病者特別援護法第四条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

二十一 前各号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

（非課税郵便貯金申込書の記載事項及び提出）

第三十条の四 非課税郵便貯金申込書には、法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 提出者の氏名、生年月日及び住所

二 障害者等に該当する事実

三 預入をする郵便貯金で法第九条の二第一項の規定の適用を受けようとするものの金額

四 その他参考となるべき事項

2 非課税郵便貯金申込書は、法第九条の二第一項の規定の適用を受けようとする郵便貯金の預入をする都度、その預入をする取扱郵便局に提出しなければならない。

3 取扱郵便局は、個人の提出する非課税郵便貯金申込書に記載された氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実と法

第九条の二第二項の規定により提示された同項に規定する書類に記載された氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実とが異なるときは、当該非課税郵便貯金申込書を受理してはならない。

（通常郵便貯金契約等についての非課税郵便貯金申込書の特例）
第三十条の五 個人が法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定の適用を受けようとする郵便貯金の預入をする場合において、その預入が通常郵便貯金その他の財務省令で定める郵便貯金に係る契約（以下この項において「通常郵便貯金契約等」という。）に基づくものであるときは、その者がその預入に際して提出する非課税郵便貯金申込書には、前条第一項第三号に掲げる事項に代えて、その通常郵便貯金契約等に基づいて預入をする当該財務省令で定める郵便貯金の区分及びその郵便貯金の現在高に係る限度額を記載することができる。

2| 前項の規定による記載をした非課税郵便貯金申込書を提出した場合において、その郵便貯金の現在高に係る限度額を変更する必要が生じたときは、その後に提出する非課税郵便貯金申込書に変更後の限度額を記載するものとする。

3| 取扱郵便局は、第一項の規定による記載がされた非課税郵便貯金申込書を受理した場合には、当該申込書を提出した郵便貯金に係る通帳又は財務省令で定める貯金証書（第五項において「通帳等」という。）に、当該申込書に記載された郵便貯金の現在高に係る限度額（前項の規定による記載がされた非課税郵便貯金申込書を受理した場合には、その変更後の限度額）を記載しなければならぬ。

4| 法第九条の二第一項の規定の適用を受けようとする郵便貯金につき第一項の規定による記載をした非課税郵便貯金申込書を提出

した場合には、その郵便貯金については、前条第二項の規定にかかわらず、その現在高がその記載をしたその郵便貯金の現在高に係る限度額（第二項の規定による記載をした非課税郵便貯金申込書を提出した場合には、その提出後においては、変更後の限度額）に達するまでの間は、非課税郵便貯金申込書の提出を要しない。

5 第一項又は第二項の規定による記載をした非課税郵便貯金申込書を提出した個人が、その提出後において障害者等に該当しないこととなつた場合には、その者は、遅滞なく、取扱郵便局に、障害者等に該当しなくなつた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を提出し、かつ、当該申込書を提出した郵便貯金に係る通帳等に当該該当しなくなつた旨及び当該該当しなくなつた年月日の記載を受けなければならない。

（障害者等の郵便貯金の利子所得が非課税とされない場合等）

第三十条の六 個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたとき（次項及び第三項に規定する場合に該当する場合を除く。

）は、その者が当該各号に規定する契約に基づいて預入をした郵便貯金の利子でその該当することとなつた後に支払を受けるものについては、法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定は、適用しない。

一 法第九条の二第一項の規定の適用を受けようとする郵便貯金に係る契約に基づいて預入をする郵便貯金の一部につき非課税郵便貯金申込書の提出をしなかつた場合（前条第四項の規定に該当する場合を除く。）

二 前条第一項の規定による記載をした非課税郵便貯金申込書を提出した場合において、その記載をした同項に規定する郵便貯金の現在高に係る限度額（同条第二項の規定による記載をした

非課税郵便貯金申込書を提出した場合には、その提出後においては、変更後の限度額）を超えて同条第一項に規定する通常郵便貯金契約等に基づく預入をしたとき。

2| 郵便貯金に係る契約に基づいて預入をする郵便貯金につき非課税郵便貯金申込書を提出した個人が、その提出の後障害者等に該当しないこととなり、かつ、当該該当しないこととなった後ににおいて当該契約に基づき当該郵便貯金の預入をする場合における当該該当しないこととなった日以後に当該預入をした法第九条の二第一項の規定の適用がない郵便貯金に係る部分の利子の計算については、財務省令で定める。

3| 通常郵便貯金につき非課税郵便貯金申込書を提出した個人が、その提出の後障害者等に該当しないこととなった場合には、当該該当しないこととなった日の属する利子の計算期間に係る利子に対する法第九条の二の規定の適用については、当該計算期間内における当該通常郵便貯金の預入は、同条第二項の規定に従って行われたものとみなし、当該計算期間後最初の利子の計算期間に係る利子に対する同条又は前項の規定の適用については、当該計算期間の初日における当該通常郵便貯金の現在高は、同日においてその預入が行われたものとみなす。

（非課税限度額の計算）

第三十条の七 第三十条の五第一項（通常郵便貯金契約等についての非課税郵便貯金申込書の特例）の規定による記載がされた非課税郵便貯金申込書に係る同項に規定する通常郵便貯金契約等に基づいて預入をされた郵便貯金については、当該申込書の提出のあった日以後においては、当該申込書を提出した者が引き続き当該申込書に記載された郵便貯金の現在高に係る限度額（同条第二項の規定による記載がされた非課税郵便貯金申込書が提出された場

合には、その提出があつた日以後においては、変更後の限度額）に相当する金額の当該申込書に係る郵便貯金を有しているものとみなして、法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する元本の合計額を計算するものとする。

2| 個人が非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の法第九条の二第一項に規定する元本の合計額が、その郵便貯金の利子の計算期間を通じて三百万円を超えないかどうかは、その計算期間中のいずれの日においてもその郵便貯金（その日以前に前条第一項各号の規定に該当するに至つたものを除く。）の最終の現在高の合計額が三百万円を超えていないかどうかにより、判定するものとする。

（氏名等の告知）

第三十条の八 非課税郵便貯金申込書を提出しようとする者は、その提出をする際、その都度、その取扱郵便局に、その者の次条第一項に規定する書類を提示して、氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨を告知しなければならない。

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）

第三十条の九 法第九条の二第二項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類（当該いずれかの書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該いずれかの書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類）とする。

2| 取扱郵便局が、財務省令で定めるところにより、非課税郵便貯

金申込書を提出した者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実その他の事項を記載した帳簿（その者から前項に規定する書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その者は、前条の規定にかかわらず、当該取扱郵便局に対して提出する非課税郵便貯金申込書にその旨を記載することにより同条の規定による書類の提示及び告知に代えることができる。ただし、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実が当該帳簿に記載されているその者のこれらの事項と異なるときは、この限りでない。

（確認した旨の通帳等への証印）

第三十条の十 取扱郵便局は、第三十条の八（氏名等の告知）の規定による告知があつた場合には、財務省令で定めるところにより、その受入れの取扱いをする郵便貯金に係る貯金証書又は通帳（以下この節において「通帳等」という。）に、当該告知があつた事項につき確認した旨の証印をしなければならない。この場合において、取扱郵便局は、当該郵便貯金に係る通帳等に記載されている預入者の氏名（当該郵便貯金に係る通帳等に住所が記載される場合には、氏名及び住所。以下この項において同じ。）と当該告知があつた氏名とが異なるときは、当該確認した旨の証印をしてはならない。

2| 取扱郵便局は、前項の規定により郵便貯金に係る通帳等を確認した旨の証印をする場合には、その郵便貯金に係る非課税郵便貯金申込書に当該確認した旨の証印をした事実その他財務省令で定める事項を記録しておかなければならない。

3| 郵便貯金の受入れをする者は、第一項の規定による確認した旨の証印をした通帳等に係る郵便貯金について通帳等の再交付をする場合には、財務省令で定めるところにより、その再交付をする

通帳等に当該確認した旨の証印をしなければならない。

（確認した旨の証印を受けていない郵便貯金の利子の範囲）

第三十条の十一 法第九条の二第三項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する政令で定める郵便貯金の利子は、同項に規定する確認した旨の証印を受けていない通帳等に係る郵便貯金につき支払を受けるべき利子とする。

（非課税郵便貯金に関する異動届出書）

第三十条の十二 郵便貯金に係る通帳等に法第九条の二第二項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定による確認した旨の証印を受けた者が、当該確認した旨の証印を受けた後、その氏名又は住所の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所地以外の国内の場所への住所の変更をする場合に限る。）には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この節において「非課税郵便貯金に関する異動届出書」という。）を提出し、その提出の際、取扱郵便局にその者の第三十条の九第一項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）の氏名、生年月日及び住所を証するいずれかの書類及び当該通帳等を提示して、その変更後の氏名又は住所を書面により告知し、当該通帳等に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。この場合においては、第三十条の十第一項（確認した旨の通帳等への証印）の規定を準用し、当該確認した旨の証印は、法第九条の二第二項の規定による確認した旨の証印とみなす。

2| 郵便貯金の受入れをする者は、前項の規定による告知があつた場合には、当該告知があつた者の郵便貯金に係る非課税郵便貯金申込書の氏名又は住所を変更後のこれらの事項に訂正する方法そ

の他の方法により当該郵便貯金の管理をしておかなければならない。

（非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書）

第三十条の十三 非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金を有する個人が死亡したときは、その者の相続人は、当該申込書に係る郵便貯金で法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定の適用に係るものの利子につきその相続の開始があつたことを知つた日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書及びその郵便貯金に係る通帳等を取扱郵便局に提出しなければならない。ただし、その者が相続により取得した被相続人に係る郵便貯金で同項の規定の適用に係るものについて次条第一項に規定する非課税郵便貯金相続申込書を提出したときは、この限りでない。

2| 取扱郵便局は、前項の郵便貯金に係る同項の届出書を受理した場合には、その郵便貯金について法第九条の二第二項の規定による確認した旨の証印を抹消しなければならない。

（非課税郵便貯金相続申込書）

第三十条の十四 前条第一項に規定する相続人のうちに障害者等である者がある場合において、その者が、相続により取得したその被相続人に係る郵便貯金で法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）の規定の適用に係るものにつき引き続き同項の規定の適用を受けたい旨、その適用を受けようとする郵便貯金の金額、障害者等に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この節において「非課税郵便貯金相続申込書」という。）及びその郵便貯金に係る通帳等を、前条第一項に規定する支払がされる日までに取扱郵便局に提出したときは、

法第九条の二第一項及びこの節の規定の適用については、その者がその取扱郵便局においてその非課税郵便貯金相続申込書を提出した日に非課税郵便貯金申込書を提出して当該金額に相当する郵便貯金の預入をしたものとみなす。

2| 非課税郵便貯金相続申込書を提出する者は、その提出の際、前項の取扱郵便局に、その者の法第九条の二第二項に規定する書類を提示して氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨を告知し、前項の郵便貯金に係る通帳等に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。この場合において、当該確認した旨の証印は、同条第二項の規定による確認した旨の証印とみなす。

3| 第三十条の四第三項（非課税郵便貯金申込書の記載事項及び提出）、第三十条の九第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）及び第三十条の十（確認した旨の通帳等への証印）の規定は、非課税郵便貯金相続申込書の受理について準用する。

（郵便貯金の受入れをする者における非課税郵便貯金に関する帳簿書類の整理保存等）

第三十条の十五 郵便貯金の受入れをする者は、取扱郵便局から非課税郵便貯金申込書、第三十条の五第五項（障害者等に該当しなくなった場合の届出書）の規定による届出書、非課税郵便貯金に関する異動届出書、第三十条の十三第一項（非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書）の規定による届出書又は非課税郵便貯金相続申込書の送付を受けた場合には、これらの申込書又は届出書を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

2| 郵便貯金の受入れをする者は、非課税郵便貯金申込書を提出して預入がされた郵便貯金につき帳簿を備え、各人別に、その郵便貯金の元本及びその利子の計算に関する事項を明らかにし、かつ

、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

3 取扱郵便局は、第三十条の九第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）に規定する帳簿を作成し、又は同項に規定する申請書（同項に規定する書類を含む。）を受理した場合には、当該帳簿又は申請書を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

（非課税郵便貯金申込書等の書式）

第三十条の十六 非課税郵便貯金申込書、非課税郵便貯金に関する異動届出書及び非課税郵便貯金相続申込書の書式は、財務省令で定める。

第四節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税

（用語の意義）

第三十一条 （同上）

一・二 （略）

三 金融機関の振替口座簿 次条第一号、第四号及び第五号に掲げる者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。

第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税

（用語の意義）

第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 金融機関の振替口座簿 第三十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。

（障害者等の範囲）

第三十一条の二 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十五条第二

号（給付の種類）に掲げる障害基礎年金を受けている者

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条第二号（保険給付の種類）に規定する障害厚生年金を受けている者又は同条第三号に掲げる遺族厚生年金を受けている同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

三 国家公務員共済組合法第七十二条第一項第二号（長期給付の種類等）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

四 地方公務員等共済組合法第七十四条第二号（長期給付の種類）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同条第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二条第一項第三号（定義）に規定する遺族（妻に限る。）である者

五 私立学校教職員共済法第二十条第二項第二号（給付）に掲げる障害共済年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族共済年金を受けている同法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族（妻に限る。）である者

六 恩給法第二条第一項（恩給の種類）に規定する増加恩給を受けている者又は同項に規定する扶助料を受けている同法第七十二条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第六号（業務災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病補償年金、同法第十五条第一項（障害補償給付）に規定する障害補償年金、同法第二十二条の三第二項（障害給付）に規定する障害年金若しくは同法第二十三条第一項（傷病年金）に規定する傷病年金を受けている者又は同法第十六条（遺族

補償給付）に規定する遺族補償年金若しくは同法第二十二條の四第二項（遺族給付）に規定する遺族年金を受けている同法第十六條の二第一項（遺族）（同法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する遺族（妻に限る。）である者

八 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十條第一項若しくは第二項（障害年金の支給事由）に規定する障害年金を受けている者又は同法第五十條（遺族年金の支給事由）に規定する遺族年金を受けている同法第二十三條第一項及び第二項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

九 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第九條第三号（補償の種類）に掲げる傷病補償年金若しくは同條第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同條第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第十六條第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十五條第一項第三号（補償の種類等）に掲げる傷病補償年金若しくは同項第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同項第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている同法第三十二條第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）第三條第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費を受けている者又は同項第三号に掲げる遺族補償費を受けている同法第三十條第一項（遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律

第百九十二号)第十五条第一項第一号イ若しくは第二号イ(業務の範囲)に規定する障害年金を受けている者又は同項第一号イ若しくは第二号イに規定する遺族年金を受けている同法第十六条第一項第四号(副作用救済給付)若しくは第二十條第一項第四号(感染救済給付)に定める遺族(妻に限る。)である者

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第五条第一号(援護の種類)に規定する障害年金を受けている者又は同条第二号に規定する遺族年金若しくは遺族給与金を受けている同法第二十四条(遺族の範囲)に規定する遺族(妻に限る。)である者

十四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)第四条第一項(支給要件)に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の母である者

十五 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項第三号若しくは第二項第三号(給付の種類)に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている同号に規定する遺族(妻に限る。)である者

十六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第十七条(支給要件)に規定する障害児福祉手当又は同法第二十六条の二(支給要件)に規定する特別障害者手当を受けている者

十七 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項(指定都市の事務)の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

十八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二

項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第二十五条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第二十六条第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項（健康管理手当の支給）に規定する健康管理手当又は同法第二十八条第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

二十 戦傷病者特別援護法第四条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

二十一 前各号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

（金融機関等の範囲）

第三十二条 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関は、次に掲げる者とする。

一 五 （略）

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）

第四十一条の二 法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類（当該いずれかの書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該いずれかの書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で

（金融機関等の範囲）

第三十二条 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める金融機関その他の預貯金の受入れをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関は、次に掲げる者とする。

一 五 （略）

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）

第四十一条の二 第三十条の九第一項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）の規定は、法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める書類について準用する。

定める書類のうちいずれかの書類」とする。

2 金融機関の営業所等の長が、財務省令で定めるところにより、非課税貯蓄申告書を提出した者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実その他の事項を記載した帳簿（その者から前項に規定する書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その者は、法第十条第二項の規定にかかわらず、当該金融機関の営業所等に対して提出する非課税貯蓄申込書にその旨の記載をすることにより同項の書類の提示に代えることができる。ただし、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実が当該帳簿に記載されているその者のこれらの事項と異なるときは、この限りでない。

（非課税貯蓄に関する異動申告書）

第四十三条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その氏名又は住所の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所以外の国内の場所への住所の変更をする場合に限る。）には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出をした金融機関の営業所等（次項若しくは第三項又は次条第一項に規定する場合に該当するときは、これらの規定に規定する移管先の営業所等）を経由し、その者の住所地（国内における住所の変更についてはその変更前の住所地とし、国外の場所から従前の住所以外の国内の場所への住所の変更についてはその従前の住所とする。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の第四十一条の第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）の氏名、生年

2 金融機関の営業所等の長が、財務省令で定めるところにより、非課税貯蓄申告書を提出した者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実その他の事項を記載した帳簿（その者から前項において準用する第三十条の九第一項に規定する書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その者は、法第十条第二項の規定にかかわらず、当該金融機関の営業所等に対して提出する非課税貯蓄申込書にその旨の記載をすることにより同項の書類の提示に代えることができる。ただし、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実が当該帳簿に記載されているその者のこれらの事項と異なるときは、この限りでない。

（非課税貯蓄に関する異動申告書）

第四十三条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その氏名又は住所の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所以外の国内の場所への住所の変更をする場合に限る。）には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出をした金融機関の営業所等（次項若しくは第三項又は次条第一項に規定する場合に該当するときは、これらの規定に規定する移管先の営業所等）を経由し、その者の住所地（国内における住所の変更についてはその変更前の住所地とし、国外の場所から従前の住所以外の国内の場所への住所の変更についてはその従前の住所とする。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その提出に当たつては、当該金融機関の営業所等の長にその者の第四十一条の第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）において準用

月日及び住所を証するいずれかの書類を提示しなければならないものとし、当該金融機関の営業所等の長は、当該申告書に記載されている変更後の氏名又は住所が当該書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、当該申告書に当該確認した事実及び財務省令で定める事項の記載をしなければならない。

- 2 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受ける預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等（以下この条において「移管前の営業所等」という。）に対して当該預貯金等に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業所等（当該申告書に記載した移管前の営業所等に係る第三十二条各号（金融機関等の範囲）に掲げる者又はその者と預貯金に係る債務の承継に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限る。以下この項において「移管先の営業所等」という。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、当該預貯金等につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3
37 (略)

（非課税貯蓄廃止申告書）

第四十五条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、当

する第三十条の九第一項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）の氏名、生年月日及び住所を証するいずれかの書類を提示しなければならないものとし、当該金融機関の営業所等の長は、当該申告書に記載されている変更後の氏名又は住所が当該書類に記載された氏名又は住所と同一であることを確認し、かつ、当該申告書に当該確認した事実及び財務省令で定める事項の記載をしなければならない。

- 2 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受ける預貯金等の受入れをしている金融機関の営業所等（以下この条において「移管前の営業所等」という。）に対して当該預貯金等に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業所等（当該申告書に記載した移管前の営業所等に係る第三十二条各号（金融機関等の範囲）に掲げる者又はその者と預貯金に係る債務の承継に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限る。以下この項において「移管先の営業所等」という。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、当該預貯金等につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3
37 (略)

（非課税貯蓄廃止申告書）

第四十五条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、当

該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した預貯金等につき法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この節において「非課税貯蓄廃止申告書」という。）を、当該預貯金等の受入れ又は引受けをする金融機関の営業所等を経由し、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2
5（略）

（非課税貯蓄者死亡届出書等）

第四十六条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したときは、その者の相続人は、当該申告書に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものの利子、収益の分配又は剰余金の配当につきその相続の開始があつたことを知つた日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。ただし、その者が相続により取得した被相続人に係る預貯金等で同項の規定の適用に係るものの受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等の長に次条第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書を提出したときは、この限りでない。

2
（略）

（非課税貯蓄相続申込書）

第四十七条 前条第一項に規定する相続人のうちに同項に規定する預貯金等と同一の種別の預貯金等につき同項に規定する預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に非課税貯蓄

該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した預貯金等につき法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この節において「非課税貯蓄廃止申告書」という。）を、当該預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等を経由し、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2
5（略）

（非課税貯蓄者死亡届出書等）

第四十六条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したときは、その者の相続人は、当該申告書に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものの利子、収益の分配又は剰余金の配当につきその相続の開始があつたことを知つた日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該預貯金等の受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。ただし、その者が相続により取得した被相続人に係る預貯金等で同項の規定の適用に係るものの受入れをしている金融機関の営業所等の長に次条第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書を提出したときは、この限りでない。

2
（略）

（非課税貯蓄相続申込書）

第四十七条 前条第一項に規定する相続人のうちに同項に規定する預貯金等と同一の種別の預貯金等につき同項に規定する預貯金等の受入れをしている金融機関の営業所等に非課税貯蓄申込書を提

申込書を提出することができる障害者等である者がある場合において、その者が、相続により取得したその被相続人に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものにつき引き続き同項の規定の適用を受けたい旨、その適用を受けようとする預貯金等の金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その額面金額等）、障害者等に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この節において「非課税貯蓄相続申込書」という。）を、前条第一項に規定する支払がされる日までに、その金融機関の営業所等に提出したときは、法第十条第一項及びこの節の規定の適用については、その者がその金融機関の営業所等においてその非課税貯蓄相続申込書を提出した日に非課税貯蓄申込書を提出して当該金額に相当する預貯金等の預入等をしたものとみなす。

2・3（略）

第四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税

（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）

第五十一条 法第十一条第一項から第三項まで（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額とする。

一 法第十一条第一項若しくは第二項に規定する内国法人若しくは外国法人（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第三項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し

出することができない障害者等である者がある場合において、その者が、相続により取得したその被相続人に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものにつき引き続き同項の規定の適用を受けたい旨、その適用を受けようとする預貯金等の金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その額面金額等）、障害者等に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この節において「非課税貯蓄相続申込書」という。）を、前条第一項に規定する支払がされる日までに、その金融機関の営業所等に提出したときは、法第十条第一項及びこの節の規定の適用については、その者がその金融機関の営業所等においてその非課税貯蓄相続申込書を提出した日に非課税貯蓄申込書を提出して当該金額に相当する預貯金等の預入等をしたものとみなす。

2・3（略）

第五節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税

（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）

第五十一条 （同上）

一 法第十一条第一項若しくは第二項に規定する内国法人若しくは外国法人（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公共法人等」という。）又は法第十一条第三項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し

、又はその公益信託等の信託財産に属する法第十一条第一項に規定する公社債等（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第五十一条の三までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条第一項の規定により金融機関の振替口座簿（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者が公社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額

二（略）

（公社債等に係る有価証券の記録等）

第五十一条の二 法第十一条第四項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定める方法は、公共法人等又は公益信託等の受託者が所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する公社債等の利子等につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる公社債等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 公社債及び第五十条の二各号（公社債等の範囲）に掲げる受益権（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 金融機関の営業所等（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

二・三（略）

2・3（略）

、又はその公益信託等の信託財産に属する法第十一条第一項に規定する公社債等（以下この条から第五十一条の三までにおいて「公社債等」という。）に係る有価証券につきその利子等（同項に規定する利子等をいう。以下この条から第五十一条の三までにおいて同じ。）の計算期間を通じて次条第一項の規定により金融機関の振替口座簿（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者並びに日本郵政公社が公社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する利子等の額

二（略）

（公社債等に係る有価証券の記録等）

第五十一条の二（同上）

一 公社債及び第五十条の二各号（公社債等の範囲）に掲げる受益権（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 金融機関の営業所等（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの及び郵便局をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

二・三（略）

2・3（略）

(確定申告による還付)

第二百六十七条 法第三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)

又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付金の還付を受けようとする者は、確定申告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該還付金の支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第二項(定義)に規定する郵便局(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条(定義)に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項(定義等)に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。)

二・三 (略)

2 5 (略)

(国内にある資産の所得)

第二百八十条 (略)

2 次に掲げる資産の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同条第三項又は第四項各号に規定する事由に基づく同条第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項において同じ。)により生ずる所得は、法第六十一条第一号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得

(確定申告による還付)

第二百六十七条 (同上)

一 当該還付金の支払を受けようとする銀行又は郵便局の名称及び所在地

二・三 (略)

2 5 (略)

(国内にある資産の所得)

第二百八十条 (略)

2 (同上)

とする。

一〇六 (略)

七 国内にある営業所が受け入れた預貯金、定期積金若しくは銀行法第二条第四項(定義等)に規定する掛金に関する権利又は国内にある営業所に信託された合同運用信託(貸付信託を除く。)に関する権利

八〇十四 (略)

(告知義務のない利子等及び公共法人等の範囲)

第三百三十五条 法第二百二十四条第一項(利子、配当等の受領者の告知)に規定する普通預金の利子その他の政令で定めるものは、次に掲げる利子及び収益の分配とする。

一 当座預金、普通預金、普通貯金、通知預金、通知貯金及び財務省令で定める別段預金の利子

二〇四 (略)

2 (略)

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百三十六条 国内において法第二百二十四条第一項(利子、配当等の受領者の告知)に規定する利子等(以下この条において「利子等」という。)又は同項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条において同じ。)は、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その確定の都度、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び次条第三項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者の営業

一〇六 (略)

七 国内にある営業所が受け入れた預貯金、定期積金若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項(定義等)に規定する掛金に関する権利又は国内にある営業所に信託された合同運用信託(貸付信託を除く。)に関する権利

八〇十四 (略)

(告知義務のない利子等及び公共法人等の範囲)

第三百三十五条 (同上)

一 当座預金、普通預金、普通貯金、郵便貯金法第七条第一項第一号(郵便貯金の種類)に規定する通常郵便貯金、通知預金、

通知貯金及び財務省令で定める別段預金の利子

二〇四 (略)

2 (略)

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)

第三百三十六条 国内において法第二百二十四条第一項(利子、配当等の受領者の告知)に規定する利子等(以下この条において「利子等」という。)又は同項に規定する配当等(以下この条において「配当等」という。)につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条において同じ。)は、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その確定の都度、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び次条第三項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者の営業

所、事務所その他これらに準ずるものでその支払事務の取扱いをするものの長（第四項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「支払事務取扱者」という。）に告知しなければならない。

2

利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に掲げる利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 利子等又は配当等（法第二十四条第一項（配当所得）に規定する投資信託（第五号に規定する特定株式投資信託及び特定不動産投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に限る。以下この号から第四号までにおいて同じ。）につき支払を受ける者が、銀行、信託会社その他の財務省令で定める者（以下この条、第三百三十九条（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）及び第三百三十九条の二（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）において「金融機関」という。）の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条、第三百三十九条及び第三百三十九条の二において「営業所等」という。）において当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金、合同運用信託（貸付信託を除く。）、公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権（以下この条において「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、その預入等をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、その

2

所、事務所その他これらに準ずるものでその支払事務の取扱いをするものの長（第四項第一号に掲げる者を含むものとし、当該支払事務の取扱いをするものが郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（施設の設置）に規定する委託事務を行う施設を含む。次項第一号において同じ。）である場合には、当該郵便局の長とする。以下この条において「支払事務取扱者」という。）に告知しなければならない。

（同上）

一 利子等又は配当等（法第二十四条第一項（配当所得）に規定する投資信託（第五号に規定する特定株式投資信託及び特定不動産投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に限る。以下この号から第四号までにおいて同じ。）につき支払を受ける者が、銀行、信託会社その他の財務省令で定める者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの及び郵便局（以下この条、第三百三十九条（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）及び第三百三十九条の二（無記名割引債の償還金に係る告知書等の提出等）において「金融機関の営業所等」という。）において当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金、合同運用信託（貸付信託を除く。）、公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権（以下この条において「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、その預入等をする際、その者の氏名又は名称及び住所を、その預入等をする金融機関の営業所等の長に告知しているとき。 当該

預入等をする金融機関の営業所等の長に告知しているとき。
当該預貯金等に係る利子等又は配当等

二 (略)

三 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等（同法第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合、当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている預貯金等に係る利子等又は配当等

四（七） (略)

3・4 (略)

5 利子等又は配当等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第三項（公益信託等に係る非課税）、第一百七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第八条第一項若しくは第二項（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の

預貯金等に係る利子等又は配当等

二 (略)

三 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関（第一号に規定する財務省令で定める者及び日本郵政公社をいう。以下この号及び第七号において同じ。）が社債等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等（同法第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいい、同法第四十八条（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定により同法第二条第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合、当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている預貯金等に係る利子等又は配当等

四（七） (略)

3・4 (略)

5 利子等又は配当等が法第九条の二第一項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）、第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第三項（公益信託等に係る非課税）、第一百七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第八条第一項若しくは第二項（金融機関等の受ける利子所得

運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは第九条の五（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは第九条の五（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

改正案	現行
（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算） 第百五十八条の七 法第八十四条第二項第八号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する連合会の当該事業年度開始の時における次に掲げる金額の合計額とする。 一 一三 （略） 四 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第四号に掲げる運用の方法によつてしている場合における次に掲げる金額の合計額 イ 当該運用に係る生命保険の保険業法第百十六条第一項（責任準備金）（同法第百九十九条（業務等に関する規定の準用））において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（保険料積立金に相当する金額に限る。） ロ 当該運用に係る生命共済の農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（共済掛金積立金に相当する金額に限る。） 五 （略）	（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算） 第百五十八条の七 （同上） 一 一三 （略） 四 （同上） イ （同上） ロ 当該運用に係る簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条（簡易生命保険の実施）に規定する簡易生命保険の保険料積立金に相当する金額 ハ （同上） 五 （略）

○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部改正（第五十四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人住宅金融支援機構 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人 三 日本司法支援センター 四 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫 五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社	行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 日本郵政公社 五 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫 六 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部改正（第五十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子	（国等の定義） 第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子

航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支

航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支

援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二〇八 (略)

援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

二〇八 (略)

○厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部改正（第五十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用） 第四十条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。	（余裕金の運用） 第四十条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金、郵便貯金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。

○確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部改正（第五十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（余裕金の運用） 第七十条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。	（余裕金の運用） 第七十条 基金の業務上の余裕金は、銀行預金、郵便貯金その他厚生労働省令で定める方法により運用しなければならない。

改 正 案	現 行
（過誤納金の還付等） 第三十一条（略） 2 法第三十一条第二項の規定により同条第一項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を登記等を受けた登記機関に提出しなければならない。 一 四（略） 五 当該請求に係る登録免許税の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。次項第五号において「郵便局」という。）の名称及び所在地 六（略） 3 法第三十一条第六項の規定により同項の通知をすべき旨の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を登記等を受けた登記機関に提出しなければならない。 一 四（略） 五 当該請求に係る登録免許税の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局の名称及び所在地	（過誤納金の還付等） 第三十一条（略） 2 （同上） 一 四（略） 五 当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（還付のため振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。）又は郵便局の名称及び所在地 六（略） 3 （同上） 一 四（略） 五 当該請求に係る登録免許税の還付場所として希望する銀行（還付のため振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。）又は郵便局の名称及び所在地

4 六
(略) (略)

4 六
(略) (略)

○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部改正（第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。 一 十 （略） 十一 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物 十二 二十九 （略）	（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 （同上） 一 十 （略） 十一 郵便事業の用に供する施設である建築物 十二 二十九 （略）

○自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）の一部改正（第五十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（過誤納の証明書の請求等） 第八条 法第十六条第一項の規定により証明書の交付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を同項の国土交通大臣等に提出しなければならない。 一 七 （略） 八 当該請求に係る自動車重量税の還付のための支払を受けようとする銀行又は郵便局株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）の名称及び所在地 九 （略） 2・3 （略）	（過誤納の証明書の請求等） 第八条 （同上） 一 七 （略） 八 当該請求に係る自動車重量税の還付場所として希望する銀行（還付のための振込みを希望する預貯金口座があるときは、当該口座を含む。）又は郵便局の名称及び所在地 九 （略） 2・3 （略）

○児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部改正（第六十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二十条第一項の政令で定める団体） 第六条 （略） 2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。	（法第二十条第一項の政令で定める団体） 第六条 （略） 2 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。

○勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部改正（第六十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（預貯金等の範囲） 第二条 法第六条第一項第一号の政令で定める預貯金は、前条第一号の金融機関が受け入れる預貯金（当座預金及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条の規定により受け入れる貯蓄金を除く。）とする。 2・3 （略） （法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭） 第十三条の十一 法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭は、次のとおりとする。 一 剰余金又は割戻金 二 死亡等給付金 三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十九条の規定に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める金銭 （資金の調達）	（預貯金等の範囲） 第二条 法第六条第一項第一号の政令で定める預貯金は、前条第一号の金融機関が受け入れる預貯金（当座預金及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条の規定により受け入れる貯蓄金を除く。）及び郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金を除く。）とする。 2・3 （略） （法第六条第二項第二号ハの政令で定める金銭） 第十三条の十一 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十九条の規定に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの 四 （同上） （資金の調達）

第四十二条 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生

命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一 金融機関等（金融商品取引業者を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等又は損害保険会社 次に掲げる額の合算額

イ 持家融資等のための借入金に係る当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社の貸付金の額の当該調達に应ずべき日における残高の合計額

ロ 当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社が当該調達に应ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

二 金融機関等（金融商品取引業者に限る。以下この号において同じ。）当該金融機関等が当該調達に应ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

第四十二条 （同上）

一 金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）、生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社 次に掲げる額の合算額

イ （同上）

ロ （同上）

二 金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。） 当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に应ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額

2	(略)
2	を控除した額 (略)

○沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）の一部改正（第六十二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国有林野の管理経営に関する法律関係） 第六十四条（略） 2（略） 3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなして、国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の四第六号の規定を適用する。	（国有林野の管理経営に関する法律関係） 第六十四条（略） 2（略） 3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の四第六号の規定を適用する。

○沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部改正（第六十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（業務に係る現金の取扱い） 第八条 公庫が法第二十九条第二項の規定により業務に係る現金を同項に規定する金融機関に預け入れることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた理由がある場合とする。 2 公庫が法第二十九条第二項の規定により業務に係る現金を同項に規定する金融機関に預け入れることができる期間は、災害その他やむを得ない理由がある場合及び主務大臣が定める場合を除き、七日を超えてはならない。	（住宅積立郵便貯金の預金者の範囲） 第四条の二 法第十九条第六項に規定する政令で定める者は、沖繩において自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者とする。 （業務に係る現金の取扱い） 第八条 公庫が法第二十九条第三項の規定により業務に係る現金を郵便振替とし、又は同項に規定する金融機関に預け入れることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた理由がある場合とする。 2 公庫が法第二十九条第三項の規定により業務に係る現金を同項に規定する金融機関に預け入れることができる期間は、災害その他やむを得ない理由がある場合及び主務大臣が定める場合を除き、七日を超えてはならない。

○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部改正（第六十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社及び土地開発公社とする。	（法第十八条の政令で定める法人） 第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、独立行政法人空港周辺整備機構、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部改正（第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵政公社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部改正（第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （略） 2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。 1 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書	附 則 （略） 2 1 （同上） 1 一 日本郵政公社 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書

館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業

館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業

生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

3
3
7
二
八
(略)

生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

3
3
7
三
九
(略)

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部改正（第六十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第三条（略） 2 出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務であつて経済産業省令で定めるものにより特許庁に到達した場合において、その請求書を郵便事業株式会社（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物若しくは信書便法第二条第三項に規定する信書便物の通信日付印により明瞭に表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。	附 則 第三条（略） 2 出願人は、前項の規定による告示の日の翌日以後その日の属する年の十二月三十一日までの間は、法第十条第一項の規定にかかわらず、国際予備審査の請求をすることができない。ただし、当該告示の日の翌日以後に国際予備審査の請求書が郵便により特許庁に到達した場合において、その請求書を郵便局に差し出した日が当該告示の日以前であることを郵便物の受領証により証明したとき又はその郵便物の通信日付印により明りように表示された日が当該告示の日以前であるときは、この限りでない。

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部改正（第六十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（長期給付に要する費用に対する国等の負担） 第六十八条の二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項（共済法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一（四）（略） 五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額 2 （略） （国等の負担する費用の組合等への払込み） 第六十九条 国は、予算で定めるところにより、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項（他の法令によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）の規定により負担すべき金	（長期給付に要する費用に対する国等の負担） 第六十八条の二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号に掲げる額のうち同項の規定により国等（共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。次項において同じ。）が毎年度において負担すべき金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一（四）（略） 五 日本郵政公社 当該年度における昭和六十年改正法附則第三十一条第一項第一号の規定による負担すべき額に当該事業年度におけるすべての組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額に対する日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合の長期組合員の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額の割合を乗じて得た金額 2 （略） （国等の負担する費用の組合等への払込み） 第六十九条 （同上）

額を、当該事業年度における長期給付の支払状況を勘案して組合に払い込むものとする。

2 前項の規定により国が組合に払い込んだ金額と昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定により国が負担すべき金額との調整は、当該事業年度の翌々年度までの国の予算により行うものとする。

3 組合は、第一項に規定する金額の払込みがあるごとに、当該金額を直ちに連合会に払い込まなければならない。

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」とあるのは「昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の職員である組合員が属する組合」と、第二項中「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が払い込むこと」と、前項中「組合は、第一項」とあるのは「第一項に規定する組合は、同項」と読み替えるものとする。

2 (同上)

3 (同上)

4 前三項の規定は、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」とあるのは「昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構の職員である組合員が属する組合」と、第二項中「組合」とあるのは「前項に規定する組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構が払い込むこと」と、前項中「組合は、第一項」とあるのは「第一項に規定する組合は、同項」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、日本郵政公社について準用する。この場合において、第一項中「予算で定めるところにより、昭和六十年改正法」とあるのは「昭和六十年改正法」と、「負担すべき金額」とあるのは「負担すべき金額として連合会が当該事業

業年度においてその予算に計上した額」と、「組合」とあるのは「日本郵政公社に属する職員をもつて組織する組合（以下この条において「公社組合」という。）」と、第二項中「組合」とあるのは「公社組合」と、「国の予算」とあるのは「連合会の予算に当該調整後の金額として計上した額をその予算に計上した事業年度において日本郵政公社が払い込むこと」と、第三項中「組合」とあるのは「公社組合」と読み替えるものとする。

○研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部改正（第六十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員退職手当法の特例に関する要件等） 第四条 （略） 2 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び特定独立行政法人の長（以下この条において「各省各庁の長等」という。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究公務員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究公務員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に当該研究公務員の所属する各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。）又は特定独立行政法人の長において総務大臣の承認を受けていたときに限り、当該休職に係る期間について法第六条第一項の規定を適用するものとする。 3・4 （略）	（国家公務員退職手当法の特例に関する要件等） 第四条 （略） 2 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び特定独立行政法人の長（以下この条において「各省各庁の長等」という。）並びに日本郵政公社の総裁は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究公務員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた期間があつた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究公務員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件のすべてに該当することにつき、当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に当該研究公務員の所属する各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。）又は特定独立行政法人の長において総務大臣の承認を受けていたときに限り、当該休職に係る期間について法第六条第一項の規定を適用するものとする。 3・4 （略）

○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部改正（第七十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（外国為替業務から除かれる業務） 第十三条 法別表第一第五号ニに規定する政令で定める業務は、次に掲げるものの居住者による非居住者からの取得又は居住者による非居住者に対する譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務とする。 一 法別表第一第五号ニに規定する譲渡性預金証書（第十条第三項第一号に規定する譲渡性預金証書に限る。） 二 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の七第一項第七号（外国為替業務）に規定する証券（前号に掲げる譲渡性預金証書を除く。）	（外国為替業務から除かれる業務） 第十三条 法別表第一第五号ホに規定する政令で定める業務は、次に掲げるものの居住者による非居住者からの取得又は居住者による非居住者に対する譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務とする。 一 法別表第一第五号ホに規定する譲渡性預金証書（第十条第三項第一号に規定する譲渡性預金証書に限る。） 二 （同上）

○前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）の一部改正（第七十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（適用除外） 第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 日本中央競馬会及び日本放送協会 二 港務局及び地方道路公社	（適用除外） 第四条 （同上） 一 日本郵政公社 二 （同上） 三 （同上）

改 正 案	現 行
（基金が業務の一部を委託することができる法人） 第二十条 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）、及び国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）以外の法人に委託する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。 一 三 （略） 2 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務のうち法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務（以下この項において「申出受理業務」という。）のみを信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、連合会、前項の規定による指定を受けている法人及び次条に規定する金融機関以外の法人に委託する場合においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。 一・二 （略） 3・4 （略） （業務上の余裕金の運用）	（基金が業務の一部を委託することができる法人） 第二十条 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）及び日本郵政公社以外の法人に委託する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。 一 三 （略） 2 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務のうち法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務（以下この項において「申出受理業務」という。）のみを信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、連合会、日本郵政公社、前項の規定による指定を受けている法人及び次条に規定する金融機関以外の法人に委託する場合においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。 一・二 （略） 3・4 （略） （業務上の余裕金の運用）

第三十条の四 基金の業務上の余裕金の運用は、銀行預金その他厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

第三十条の四 基金の業務上の余裕金の運用は、銀行預金、郵便貯金その他厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。

○水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部改正（第七十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準） 第二十一条 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額をこれらの事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもって保有しなければならない。 （余裕金運用の基準） 第二十二条 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等を除く。）は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。 一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金 二 五（略） 2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同	（貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準） 第二十一条 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、貯金の払戻し及び定期積金の給付に充てるために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額をこれらの事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金、郵便貯金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもって保有しなければならない。 （余裕金運用の基準） 第二十二条 （同上） 一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金又は郵便貯金 二 五（略） 2 （同上）

組合」という。)を除く。次項において同じ。)又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 (略)

二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金

三 五 (略)

3 6 (略)

一 (略)

二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は郵便貯金

三 五 (略)

3 6 (略)

○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部改正（第七十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施	（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施

行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険

行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険

法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する

法施行令第一条の二第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証票の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第五百九十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する

政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 （略）

三 法第二百七十七条第一項の規定による登録申請書の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理

政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（保険募集人等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の三 （同上）

一・二 （略）

三 法第二百七十七条第一項の規定による登録申請書の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱

四〇十一 (略)

2| 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十四 (略)

3| 第一項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で特定保険募集人又は保険仲立人（以下この項及び次項において「特定保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4| 前項の規定により、特定保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めたと

いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）

四〇十一 (略)

2| 長官権限のうち公社に係る法第三百二条の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。

3| (同上)

一〇十四 (略)

4| (同上)

5| (同上)

きは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。 5 前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限及び第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 6 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。	6 前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限、第二項に規定する長官権限及び第三項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。 7 (同上)
---	---

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部改正（第七十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（多数の者が利用する特定建築物の要件） 第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一、十七（略） 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 2（略） （所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件） 第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一、十五（略） 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 十七、十九（略） 2（略）	（多数の者が利用する特定建築物の要件） 第二条（同上） 一、十七（略） 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 2（略） （所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件） 第五条（同上） 一、十五（略） 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 十七、十九（略） 2（略）

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部改正（第七十六条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

5 5 10 (略)	(改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え) 第二十三条 (略) 2・3 (略) 4 平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付については、平成九年改正政令第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
	(略)	(略)	(略)
5 5 10 (略)	(改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え) 第二十三条 (略) 2・3 (略) 4 (同上)		
	(略)	(略)	(略)

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部改正（第七十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等） 第十二条 （略） 2 平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた同項に規定する国共済法等の規定を適用する場合には、国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				（存続組合が支給する特例年金給付及び特例一時金給付に関する国共済法等の規定の技術的読替え等） 第十二条 （略） 2 （同上）			
国家公務員共済組合法施行令	（略） 第十一条の十第七項	（略） 各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）	（略） 会社等（平成八年改正法附則第五十条第一項第一号に規定する会社等をいう。）を代表する者	国家公務員共済組合法施行令	（略） 第十一条の十第七項	（略） 各省各庁の長（法第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）又は公社の総裁	（略） （同上）
連合会				（同上）			
存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合を				（同上）			

3 ～ 8 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
3 ～ 8 (略)	(略)	いう。
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部改正（第七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この政令において、「国内」、「国外」、「金融機関」、「国外送金」、「国外からの送金等の受領」又は「本人口座」とは、それぞれ内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する国内、国外、金融機関、国外送金、国外からの送金等の受領又は本人口座をいう。 （金融機関の営業所等の長による預金等の口座に係る氏名又は名称及び住所の確認） 第三条 法第二条第六号の確認は、金融機関の同号に規定する営業所等（以下この条及び次条第二項において「営業所等」という。）の長が、当該営業所等に預金又は貯金の口座が開設される者（既に預金又は貯金の口座が開設されている場合にあつては、当該口座が開設されている者）から提示を受けた第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類に記載されたその者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二条第六号に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）と、当該口座の名義人とした者の氏名又は名称及び住所とを照合することにより行うものとする。	（定義） 第一条 この政令において、「国内」、「国外」、「金融機関」、「国外送金」、「国外からの送金等の受領」、「郵便局等」又は「本人口座」とは、それぞれ内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する国内、国外、金融機関、国外送金、国外からの送金等の受領、郵便局等又は本人口座をいう。 （金融機関の営業所等の長又は郵便局等の長による預金等の口座に係る氏名又は名称及び住所の確認） 第三条 法第二条第七号の確認は、金融機関の同号に規定する営業所等（以下この条及び次条第二項において「営業所等」という。）の長又は郵便局等の長が、当該営業所等又は郵便局等に預金又は貯金の口座（同号に規定する財務省令で定める口座を含む。以下この条において同じ。）が開設される者（既に預金又は貯金の口座が開設されている場合にあつては、当該口座が開設されている者）から提示を受けた第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類に記載されたその者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二条第七号に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）と、当該口座の名義人とした者の氏名又は名称及び住所とを照合することにより行うものとする。

(告知書の提出に係る住民票の写しその他の書類の提示等)

第五条 (略)

2 法第三条第一項の告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする同項に規定する金融機関の営業所等の長(次項及び次条において「金融機関の営業所等の長」という。)に、前項に規定する書類(次項及び次条において「確認書類」という。)を提示しなければならない。

3 法第三条第一項に規定する国外送金等(以下この項及び第八条第二項において「国外送金等」という。)をする者が、財務省令で定める者に該当する者である場合において、当該国外送金等に係る法第三条第一項の告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該国外送金等をする者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)を記載した帳簿書類(その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるものに限り。)を備えているときは、当該国外送金等をする者は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融機関の営業所等の長に対して、確認書類の提示を要しないものとする。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

(金融機関の営業所等の長の確認等)

第六条 金融機関の営業所等の長は、法第三条第一項の規定による告知書の提出があつた場合には、当該告知書に記載された氏名又

(告知書の提出に係る住民票の写しその他の書類の提示等)

第五条 (略)

2 法第三条第一項の告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする同項に規定する金融機関の営業所等又は郵便局等の長(次項及び次条において「金融機関の営業所等又は郵便局等の長」という。)に、前項に規定する書類(次項及び次条において「確認書類」という。)を提示しなければならない。

3 法第三条第一項に規定する国外送金等(以下この項及び第八条第二項において「国外送金等」という。)をする者が、財務省令で定める者に該当する者である場合において、当該国外送金等に係る法第三条第一項の告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長が、当該国外送金等をする者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)を記載した帳簿書類(その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるものに限り。)を備えているときは、当該国外送金等をする者は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融機関の営業所等又は郵便局等の長に対して、確認書類の提示を要しないものとする。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と異なるときは、この限りでない。

(金融機関の営業所等又は郵便局等の長の確認等)

第六条 金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、法第三条第一項の規定による告知書の提出があつた場合には、当該告知書に記載

は名称及び住所が、前条第二項の規定により提示を受けた確認書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2 前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第三項本文の規定の適用を受けて確認書類の提示をしなかったときは、前項の金融機関の営業所等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称及び住所が、同条第三項に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3 金融機関の営業所等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあつては、当該確認に係る同項の告知書に前条第二項の規定により提示を受けた確認書類の名称を記載しておかなければならないものとし、前項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書にその旨を記載しておかなければならないものとする。

(特定送金及び特定受領の範囲)

第七条 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金又は貯金（以下この項において「預金等」という。）の払出しによりされる国外送金（当該預金等の払出しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で、国外における当該国外送金の受領が金銭をもってされるものとする。

2 (略)

(光ディスク等の提出に係る税務署長の承認に関する手続)

された氏名又は名称及び住所が、前条第二項の規定により提示を受けた確認書類に記載された氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2 前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第三項本文の規定の適用を受けて確認書類の提示をしなかったときは、前項の金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称及び住所が、同条第三項に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称及び住所と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3 金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書に前条第二項の規定により提示を受けた確認書類の名称を記載しておかなければならないものとし、前項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書にその旨を記載しておかなければならないものとする。

(特定送金及び特定受領の範囲)

第七条 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金又は貯金（これらに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。以下この項において「預金等」という。）の払出しによりされる国外送金（当該預金等の払出しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で、国外における当該国外送金の受領が金銭をもってされるものとする。

2 (略)

(光ディスク等の提出に係る税務署長の承認に関する手続)

2 (略)	第九条 法第四条第二項の承認を受けようとする金融機関は、その名称及びその本店又は主たる事務所の所在地、その提出しようとする同項に規定する光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
2 (略)	第九条 法第四条第二項の承認を受けようとする金融機関又は日本郵政公社は、その名称及びその所在地（金融機関にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）、その提出しようとする同項に規定する光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を当該所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正（第七十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。 一 健康保険法、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）の規定 二 船員保険法及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の規定 三 消防法、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定 四 医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。） 五 歯科医師法の規定（第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。） 六 <u>六十三</u>（略） 2（略）	（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 五 （同上） 六 <u>簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の規定</u> 七 <u>七十四</u>（略） 2（略）

○疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部改正（第七十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（金融機関等の範囲） 第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。 2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）以下「貸金業規制法」という。）、第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十	（金融機関等の範囲） 第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、<u>農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。</u> 2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）以下「貸金業規制法」という。）、第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十

八年政令第百八十一号)第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者(次条において「住宅金融会社」という。)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。)、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。)第二十二条の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)
第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一七 (略)

八年政令第百八十一号)第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者(次条において「住宅金融会社」という。)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。))及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。)第二十二条の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)
第二条 (同上)

一七 (略)

八 日本郵政公社 郵便貯金の業務、郵便為替の業務、郵便振替の業務、簡易生命保険の業務、国債、地方債若しくは政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り並びに口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務又は本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び

八〇十六 （略） 十七 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務 十八 （略）	九〇十七 （略） 買取りに関する業務 十八 （略）
---	---

改 正 案	現 行
（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 六 （略） 七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等	（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長若しくは日本郵政公社の総裁が規則（法第五条第四項又は第六項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 六 （略） 七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八〇十 (略)

2・3 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人の職員にあっては、その属する特定独立行政法人が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人以外の特定独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書

八〇十 (略)

2・3 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 (同上)

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人等の職員にあっては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもって作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあってはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもって作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあっては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人等において買い入れる書籍等（国の機関の職員にあってはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買い入れる数の合計数が作成数の過半数にな

籍等を、特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2 (略)

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2・3 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 法第五条第三項又は第四項の規定に基づき、必要に応じて、訓令又は規則を制定すること。

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法

る書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあっては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

2 (略)

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人等の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2・3 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 法第五条第三項、第四項又は第六項の規定に基づき、必要に応じて、訓令又は規則を制定すること。

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法

に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

（倫理監督官の責務等）

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 三 （略）

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があった場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（倫理監督官が、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）とする。）に報告すること。

2 （略）

（地方警務官に関する特例）

第十六条 （略）

2 4 （略）

法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

（倫理監督官の責務等）

第十五条 （同上）

一 三 （略）

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があった場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（倫理監督官が、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）とし、日本郵政公社に属する場合にあつては総務大臣とする。）に報告すること。

2 （略）

（地方警務官に関する特例）

第十六条 （略）

2 4 （略）

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）」とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人の業務に係る契約に関する事務」とあるのは「、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）」とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の」とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）の業務に係る契約に関する事務」とあるのは「、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は」と、「（特定独立行政法人等」とあるのは「（特定独立行政法人又は日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。））」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

○投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部改正（第八十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等） 第十九条（略） 2 3 4 （略） 5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一 3 （略） 四 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他内閣府令で定める金融機関への預金又は貯金に係るものを除く。）の取得及び譲渡 五 （略）	（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等） 第十九条（略） 2 3 4 （略） 5 （同上） 一 3 （略） 四 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他内閣府令で定める金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものを除く。）の取得及び譲渡 五 （略）

○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部改正（第八十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保険又は共済に係る契約） 第三条 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号） 二 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号） 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号） 五 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号） 六 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号） 七 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号） 八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号） 九 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。同法第三百十条の二第一項、第三百三十六条の三第一項第二号（同法第六百六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第五百九十九条の二第一項を除く。） 十 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号） 十一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号） 十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号） 十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号） 十四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。第十章を除	（保険又は共済に係る契約） 第三条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 五 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 六 （同上） 七 （同上） 八 （同上） 九 （同上） 十 （同上） 十一 （同上） 十二 （同上） 十三 （同上） 十四 （同上） 十五 （同上）

く。	
十五	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
十六	社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）
十七	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
十八	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）
十九	小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）
二十	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）
二十一	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
二十二	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
二十三	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）
二十四	中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）
二十五	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）
二十六	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
二十七	破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五百十一号）
十六	（同上）
十七	（同上）
十八	（同上）
十九	（同上）
二十	（同上）
二十一	（同上）
二十二	（同上）
二十三	（同上）
二十四	（同上）
二十五	（同上）
二十六	（同上）
二十七	（同上）
二十八	（同上）

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部改正（第八十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的

障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法

障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法

人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
六
(略)

人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二
七
(略)

日本郵政公社

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部改正（第八十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五 条第二項第三号に規定する法人を定める政令 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五 条第二項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 附 則 （経過措置） 第二条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第 五条第二項第三号の政令で定める法人は、本則各号に掲げるもの のほか、当分の間、成田国際空港株式会社及び高速道路株式会社 法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六 条第二項第三号に規定する法人を定める政令 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第六 条第二項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 附 則 （経過措置） 第二条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第 六条第二項第三号の政令で定める法人は、本則各号に掲げるもの のほか、当分の間、成田国際空港株式会社及び高速道路株式会社 法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社とする。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部改正（第八十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特殊法人等の範囲） 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一 関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本中央競馬会 二・三 （略）	（特殊法人等の範囲） 第一条 （同上） 一 <u>日本郵政公社</u>、<u>関西国際空港株式会社</u>、<u>首都高速道路株式会社</u>、<u>中日本高速道路株式会社</u>、<u>成田国際空港株式会社</u>、<u>西日本高速道路株式会社</u>、<u>日本環境安全事業株式会社</u>、<u>阪神高速道路株式会社</u>、<u>東日本高速道路株式会社</u>、<u>本州四国連絡高速道路株式会社</u>及び<u>日本中央競馬会</u> 二・三 （略）

○確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部改正（第八十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（個人別管理資産額の計算） 第一条 確定拠出年金法（以下「法」という。）第二条第十三項の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、その計算の基準となる日における次に掲げる額の合計額とする。 一 （略） 二 次に掲げる金銭の額の合計額 イ （略） ロ その者の個人別管理資産に係る法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の方法ごとの当該運用の方法に係る契約に基づく次に掲げる金銭の額の合計額 (1) (3) （略） (4) 生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額 （運用の方法） 第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。 一 預金又は貯金の預入であって次に掲げるもの イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項	（個人別管理資産額の計算） 第一条 （同上） 一 （略） 二 （同上） イ （略） ロ （同上） (1) (3) （略） (4) 生命保険、<u>簡易生命保険</u>若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額 （運用の方法） 第十五条 （同上） 一 （同上） イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項

に規定する金融機関（資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。）を除く。）の預入

ロ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ニにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第百一十一号）第六条第一号に規定する譲渡性貯金を除く。）の預入

ハ・ニ（略）

二・三（略）

四 次に掲げる生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつて次に掲げるもの

イ（略）

ロ 次に掲げる者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつてイに掲げるものの以外のもの

に規定する金融機関（資産管理機関の預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ホにおいて「預金保険対象金融機関」という。）を相手方とする預金（外貨預金及び譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ニにおいて同じ。）を除く。）の預入

ロ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合（資産管理機関の貯金又は預金の受入れの業務を行うことができるものに限る。ホにおいて「貯金保険対象組合」という。）を相手方とする貯金又は預金（外貨貯金及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第百一十一号）第六条第一号に規定する譲渡性貯金を除く。）の預入

ハ 郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金及び同項第六号に規定する教育積立郵便貯金を除く。）の預入

ニ・ホ（略）

二・三（略）

四 次に掲げる生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつて次に掲げるもの

イ（略）

ロ 簡易生命保険（各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額（厚生労働省令で定める部分を除く。）が、当該企業型年金加入者等が六十歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金又は年金の支払に充てるため積み立てられるものに限る。）の保険料の払込み

ハ 次に掲げる者への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みであつてイ又はロに掲げる

(1) 生命保険会社

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（次項第五号において「農業協同組合等」という。）

五 (略)

2 運用方法要件は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 生命保険会社又は農業協同組合等への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 一 ハ (略)

六・七 (略)

(元本確保の運用方法)

第十六条 法第二十三条第一項後段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて前条第二項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

一 前条第一項第一号イ及びロに掲げる方法

二・三 (略)

四 前条第一項第四号イに掲げる方法

五 (略)

(郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図)

第十七条 企業型記録関連連運管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。以下同じ。）は、法第二

ものの以外のもの

(1) (同上)

(2) 日本郵政公社

(3) (同上)

五 (略)

2 運用方法要件は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 生命保険会社若しくは日本郵政公社又は農業協同組合等への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 一 ハ (略)

六・七 (略)

(元本確保の運用方法)

第十六条 法第二十三条第一項後段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて前条第二項に規定する運用方法要件に適合するものとする。

一 前条第一項第一号イからハまでに掲げる方法

二・三 (略)

四 前条第一項第四号イ及びロに掲げる方法

五 (略)

(郵便貯金及び簡易生命保険に係る運用の指図)

第十七条 企業型記録関連連運管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。以下同じ。）は、法第二

十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、第一号に定める事項にあっては郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。）に、第二号に定める事項にあっては郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。）に通知しなければならぬ。

一 郵便貯金銀行への預金の預入 次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所及び生年月日

ロ 郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ（略）

二 郵便保険会社への生命保険の保険料の払込み 次に掲げる事項

イ（略）

ロ 郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確認するために必要な事項

ハ（略）

第五十二条 削除

十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、当該各号に定める事項を日本郵政公社に通知しなければならない。

一 郵便貯金の預入 次に掲げる事項

イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名及び住所

ロ 郵便貯金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額

ハ（略）

二 簡易生命保険の保険料の払込み 次に掲げる事項

イ（略）

ロ 簡易生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他該者の運用の指図に係る簡易生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確認するために必要な事項

ハ（略）

（郵便貯金等を提示する確定拠出年金運営管理機関に対する監督

第五十二条 厚生労働大臣及び金融庁長官は、法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により郵便貯金の預入又は簡易生命保険の保険料の払込みを選定し、提示

	2 する確定拠出年金運営管理機関に対し、郵便貯金の預入又は簡易生命保険の保険料の払込みに係る業務について法第百四条の規定による処分をするときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。 総務大臣は、前項の通知があつた場合において、郵便貯金事業又は簡易生命保険事業の適正な管理のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣及び金融庁長官に対し、意見を述べることができる。

○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の一部改正（第八十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（金融等業務） 第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一～十五 （略） 十六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十三条第一項各号に掲げる業務又は同法附則第二条第一項各号に掲げる業務	（金融等業務） 第二条 （同上） 一～十五 （略） 十六 日本郵政公社 次に掲げる業務 イ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）の規定による郵便貯金の業務 ロ 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の規定による郵便為替の業務 ハ 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の規定による郵便振替の業務 ニ 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の規定による簡易生命保険の業務 ホ 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第三条第一号に規定する募集の取扱い、同条第二号に規定する証券の保護預り及び同条第三号に規定する社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務 ヘ 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行

十七・十八（略）

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十五号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇四（略）

五 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約の締結

六（略）

七 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約若しくは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（次号において「保険契約」という。）又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者

小切手の受託販売及び買取りに関する業務

十七・十八（略）

（預貯金契約の締結等の取引）

第三条（同上）

一〇四（略）

五 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約又は簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）の締結

六（略）

七 保険契約若しくは共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。以下同じ。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払（勤労者財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。）

財産形成貯蓄契約等、勤労者財産形成給付金契約、勤労者財産形成基金契約、資産管理運用契約等及び資産管理契約に基づくものを除く。） 八〇二七七（略） 二・三（略）	八〇二七七（略） 二・三（略）
--	-----------------------------

○社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）の一部改正（第八十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（連帯保証の対象から除かれる加入者） 第三条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者 二 六（略）	（連帯保証の対象から除かれる加入者） 第三条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 法第四十四条第一項第十四号に掲げる者 二 六（略）

○証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第三百六十三号）の一部改正（第八十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三条 証券市場整備法附則第九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十三条の規定による改正前の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この条において「旧所得税法」という。）第十条（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく第七条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この条において「旧所得税法施行令」という。）第三十一条から第五十条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間は、旧所得税法施行令第三十三条第四項中「次に掲げるもの（」とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き、」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」とし、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日から所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十二号）附則第一条第六号に定める日（以下この項及び次項において「金融商品取引法施行日」という。）の前日までの間は、旧所得税法施行令第三十一条及び第三十二条中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「次に掲げるもの（	附 則 （所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三条 証券市場整備法附則第九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十三条の規定による改正前の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この条において「旧所得税法」という。）第十条（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく第七条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この条において「旧所得税法施行令」という。）第三十一条から第五十条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間は、旧所得税法施行令第三十三条第四項中「次に掲げるもの（」とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き、」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」とし、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日から所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十二号）附則第一条第六号に定める日（以下この項及び次項において「金融商品取引法施行日」という。）の前日までの間は、旧所得税法施行令第三十一条及び第三十二条中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「次に掲げるもの（

とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き、」と
、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と
、旧所得税法施行令第三十四条から第三十九条までの規定及び旧
所得税法施行令第四十一条から第四十二条までの規定中「老人等
」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十三条第一
項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一
項第一号」とあるのは「所得税法施行令第三十条の九第一項」と
、「に定める」とあるのは「の氏名、生年月日及び住所を証する
」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所
得税法施行令第四十四条から第四十七条までの規定並びに旧所得
税法施行令第四十八条第一項及び第五項中「老人等」とあるのは
「障害者等」とし、金融商品取引法施行日以後は、旧所得税法施
行令第三十一条第一号中「老人等」とあるのは「障害者等」と、
「合同運用信託等」とあるのは「合同運用信託等、剰余金の配当
」と、旧所得税法施行令第三十二条中「老人等」とあるのは「障
害者等」と、「又は証券業者」とあるのは「金融商品取引業者
又は登録金融機関」と、同条第一号中「信託会社」とあるのは「
信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条（信
託会社の免許）又は第五十三条第一項（外国信託会社の免許）の
免許を受けたものに限る。）」と、同条第四号中「証券取引法第
二条第九項（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に関す
る法律第二条第二号（定義）に規定する外国証券会社の同条第八
号に規定する支店（次条において「外国証券会社の支店」という
。）並びに証券取引法第六十五条の二第二項（金融機関等の証券
業務の登録）」とあるのは「金融商品取引法第二条第九項（定義
）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）
に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）並びに同法
第三十三条の二（金融機関の登録）」と、旧所得税法施行令第三

とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き、」と
、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と
、旧所得税法施行令第三十四条から第三十九条までの規定及び旧
所得税法施行令第四十一条から第四十二条までの規定中「老人等
」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十三条第一
項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一
項第一号」とあるのは「所得税法施行令第三十条の九第一項」と
、「に定める」とあるのは「の氏名、生年月日及び住所を証する
」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所
得税法施行令第四十四条から第四十七条までの規定並びに旧所得
税法施行令第四十八条第一項及び第五項中「老人等」とあるのは
「障害者等」とし、金融商品取引法施行日以後は、旧所得税法施
行令第三十一条第一号中「老人等」とあるのは「障害者等」と、
「合同運用信託等」とあるのは「合同運用信託等、剰余金の配当
」と、旧所得税法施行令第三十二条中「老人等」とあるのは「障
害者等」と、「又は証券業者」とあるのは「金融商品取引業者
又は登録金融機関」と、同条第一号中「信託会社」とあるのは「
信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条（信
託会社の免許）又は第五十三条第一項（外国信託会社の免許）の
免許を受けたものに限る。）」と、同条第四号中「証券取引法第
二条第九項（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に関す
る法律第二条第二号（定義）に規定する外国証券会社の同条第八
号に規定する支店（次条において「外国証券会社の支店」という
。）並びに証券取引法第六十五条の二第二項（金融機関等の証券
業務の登録）」とあるのは「金融商品取引法第二条第九項（定義
）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）
に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）並びに同法
第三十三条の二（金融機関の登録）」と、旧所得税法施行令第三

十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「受益証券は」とあるのは「受益権は」と、「次に掲げるもの（）」とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き）」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と、「受益証券で当該受益証券」とあるのは「受益権で当該受益権」と、同項第二号中「法人の」とあるのは「法人が当該法令の規定により」と、同項第三号中「第二条（定義）に規定する長期信用銀行」とあるのは「第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債」と、「第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条」とあるのは「第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項」と、「なおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条」とあるのは「なお従前の例によることとされる同法第九十九条」と、「の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限り。）」とあるのは「（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券」と、「第五十四条の二第一項（全国連合会の債券の発行）に規定する全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」とあるのは「第五十四条の二第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債」と、同項第五号中「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「同法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は外国

十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「受益証券は」とあるのは「受益権は」と、「次に掲げるもの（）」とあるのは「次に掲げるもの（第七号に掲げるものを除き）」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と、「受益証券で当該受益証券」とあるのは「受益権で当該受益権」と、同項第二号中「法人の」とあるのは「法人が当該法令の規定により」と、同項第三号中「第二条（定義）に規定する長期信用銀行」とあるのは「第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債」と、「第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条」とあるのは「第八条第一項（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項」と、「なおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条」とあるのは「なお従前の例によることとされる同法第九十九条」と、「の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限り。）」とあるのは「（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券」と、「第五十四条の二第一項（全国連合会の債券の発行）に規定する全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」とあるのは「第五十四条の二第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債」と、同項第五号中「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「同法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は外国

証券会社の支店」とあるのは「前条第四号に掲げる金融商品取引業者」と、同項第六号中「第二条第二十八項」とあるのは「第二条第二十二項」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第八号中「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第九号中「第二百二十四条の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に規定する社債的受益証券」とあるのは「第六条の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）」に規定する社債的受益権」と、「受益証券の」とあるのは「受益権の」と、「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「勧誘」とあるのは「取得勧誘」と、同項第十号中「証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは「金融商品取引業者」と、旧所得税法施行令第三十六條第一項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「利子等」とあるのは「利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十七條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同項第二号中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十八條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十九條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「に規定する社債的受益証券に係る」とあるのは「に掲げる社債的受益権に係る元本の額（）」と、「第三十條第四号」とあるのは「第五十二條第四号」と、「社債的受益権の元本の額」とあるのは「元本の額をいう。」）と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一條中「老人等」とあるのは「障害

証券会社の支店」とあるのは「前条第四号に掲げる金融商品取引業者」と、同項第六号中「第二条第二十八項」とあるのは「第二条第二十二項」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第八号中「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第九号中「第二百二十四条の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に規定する社債的受益証券」とあるのは「第六条の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）」に規定する社債的受益権」と、「受益証券の」とあるのは「受益権の」と、「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「勧誘」とあるのは「取得勧誘」と、同項第十号中「証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは「金融商品取引業者」と、旧所得税法施行令第三十六條第一項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「利子等」とあるのは「利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十七條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同項第二号中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十八條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十九條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「に規定する社債的受益証券に係る」とあるのは「に掲げる社債的受益権に係る元本の額（）」と、「第三十條第四号」とあるのは「第五十二條第四号」と、「社債的受益権の元本の額」とあるのは「元本の額をいう。」）と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一條から第四十一條の三までの規定

者等」と、旧所得税法施行令第四十一条の二第一項中「第三十条の九第一項（老人等に該当する旨を証する書類の範囲）」の規定は「法第十条第五項」とあるのは「法第十条第五項」と、「について準用する」とあるのは「は、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第五十二条の規定による改正後の所得税法施行令第四十一条の二第二項に規定する財務省令で定める書類（当該書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する同項に規定する財務省令で定める書類）」とする」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「前項において準用する第三十条の九第一項」とあるのは「前項」と、旧所得税法施行令第四十一条の三第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十二条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同項第一号イ中「第十七条の二第一項（債券の発行の特例）」に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第百六十九条」とあるのは「第八条第一項（特定社債の発行）」に規定する普通銀行で同項（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の認可を受けたもの（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百条第一項」と、「なおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条」とあるのは「なお従前の例によることとされる同法第百九十九条」と、「の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）」とあるのは「（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の認可を受けたもの」と、「（全国連合会の債券の発行）」とあるのは「（全国連合

中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十二条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同項第一号イ中「第十七条の二第一項（債券の発行の特例）」に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第百六十九条」とあるのは「第八条第一項（特定社債の発行）」に規定する普通銀行で同項（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の認可を受けたもの（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百条第一項」と、「なおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条」とあるのは「なお従前の例によることとされる同法第百九十九条」と、「の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）」とあるのは「（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の認可を受けたもの」と、「（全国連合会の債券の発行）」とあるのは「（全国連合会債の発行）」と、同号口中「証券取引法第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の登録）」とあるのは「金融商品取引法第三十三条の二（金融機関の登録）」と、旧所得税法施行令第四十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一項第一号」とあるのは「所得税法施行令第三十条の九第一項」と、「に定める」とあるのは「の氏名、生年月日及び住所を証する」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「第三十二条」とあるのは「第三十二条各号」と、旧所得税法施行令第四十四条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十五条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四

会債の発行)」と、同号口中「証券取引法第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の登録）」とあるのは「金融商品取引法第三十三条の二（金融機関の登録）」と、旧所得税法施行令第四十三條第一項中「第四十一条の二第一項（老人等）」とあるのは「第四十一条の二第一項（障害者等）」と、「において準用する第三十条の九第一項第一号（老人等に該当する旨を証する書類の範囲）」に定める」とあるのは「の氏名、生年月日及び住所を証する」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「第三十二条」とあるのは「第三十二条各号」と、旧所得税法施行令第四十四条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十五条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十六条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十七条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十八条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第五項中「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

2 証券市場整備法附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧所得税法施行令第五十条の二（平成十六年一月一日以後は、同条第一項に係る部分に限る。）及び第五十一条から第五十一条の三までの規定は、なおその効力を有する。

この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日から平成十五年十二月三十一日までの間は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあ

十六條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十七条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十八条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第五項中「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

2 証券市場整備法附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧所得税法施行令第五十条の二（平成十六年一月一日以後は、同条第一項に係る部分に限る。）及び第五十一条から第五十一条の三までの規定は、なおその効力を有する。

この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日から平成十五年十二月三十一日までの間は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあ

るのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「次に掲げる受益証券」とあるのは「次に掲げる受益証券（第三号に掲げるものを除く。）」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「次に掲げる受益証券」とあるのは「次に掲げる受益証券（第三号に掲げるものを除く。）」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とし、金融商品取引法施行日以後は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「受益証券は、次に掲げる受益証券」とあるのは「受益権は、次に掲げる受益権（第三号に掲げるものを除く。）」と、同項第一号、第二号及び第四号中「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第五号中「第二百二十四条の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」とあるのは「第六条の三第四項（受託法人等に関するこの法律の適用）」と、「社債的受益証券」とあるのは「社債的受益権」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公

るのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「次に掲げる受益証券」とあるのは「次に掲げる受益証券（第三号に掲げるものを除く。）」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とし、金融商品取引法施行日以後は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「受益証券は、次に掲げる受益証券」とあるのは「受益権は、次に掲げる受益権（第三号に掲げるものを除く。）」と、同項第一号、第二号及び第四号中「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第五号中「第二百二十四条の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」とあるのは「第六条の三第四項（受託法人等に関するこの法律の適用）」と、「社債的受益証券」とあるのは「社債的受益権」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託に」とあるのは「公益信託等に」と、同項第一号中「公

益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、同項第一号中「準ずるもの（郵便局を含む。）」とあるのは「準ずるもの」と、同項第二号中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託会社」と、「第二条第十八項」とあるのは「第二条第十一項」と、同条第二項中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託会社」と、旧所得税法施行令第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とする。

3
(略)

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 証券市場整備法附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく第八条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第九十二号）附則第一条第七号に定める日（以下この条において「金融商品取引法施行日」という。）の前日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の四第二項中「郵政事業庁」とあるのは「日本郵政公社」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条第一項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者又は」と、同項第一号中「

益信託（）」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託（）」と、「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、「公益信託の」とあるのは「公益信託等の」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」と、同項第二号中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託会社」と、「第二条第十八項」とあるのは「第二条第十一項」と、同条第二項中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託会社」と、旧所得税法施行令第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは「公益信託等」とする。

3
(略)

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 証券市場整備法附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく第八条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この条において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第九十二号）附則第一条第七号に定める日（以下この条において「金融商品取引法施行日」という。）の前日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の四第二項中「郵政事業庁」とあるのは「日本郵政公社」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条第一項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者又は」と、同項第一号中「

証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店」とあるのは「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」と、同項第二号中「証券取引法第六十五条の二第二項」とあるのは「金融商品取引法第三十三条の二」と、同条第二項中「証券会社若しくは外国証券会社の支店若しくは」とあるのは「金融商品取引業者又は」と、「金融機関又は郵政事業庁」とあるのは「金融機関」と、「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、同条第五項中「（郵便局」とあるのは「（生命保険会社」と、「郵便局その他の営業所等」とあるのは「生命保険会社等の営業所等」とする。

2

証券市場整備法附則第十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧租税特別措置法施行令第二条の五から第二条の二十六までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の五第二項中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、同項中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百三十号）による改正前の所得税法施行令」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条第一項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、「第三十二条第四号」とあるのは「第三十二条第四号及び第五号」と、同条第二項中「若しくは国に對する」とあるのは「に對する」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百三十号）による改正前の

証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店」とあるのは「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」と、同項第二号中「証券取引法第六十五条の二第二項」とあるのは「金融商品取引法第三十三条の二」と、同条第二項中「証券会社若しくは外国証券会社の支店」とあるのは「金融商品取引業者」と、「郵政事業庁」とあるのは「日本郵政公社」と、「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」とする。

2

証券市場整備法附則第十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく旧租税特別措置法施行令第二条の五から第二条の二十六までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の五第二項中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、同項中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百三十号）による改正前の所得税法施行令」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条第一項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、「第三十二条第四号」とあるのは「第三十二条第四号及び第五号」と、同条第二項中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百三十号）による改正前の所得税法

所得税法施行令」と、「受益証券」とあるのは「受益権」と、旧租税特別措置法施行令第二条の二十二第一項中「若しくは同一」とあるのは「又は同一」と、「又は他の郵便局（以下）」とあるのは「（以下）」とする。 3 証券市場整備法附則第十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧租税特別措置法施行令第二条の二十七から第二条の三十四までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の二十七中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、同条中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第百三十号）による改正前の所得税法施行令」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条中「若しくは国に対する」とあるのは「に對する」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第百三十号）による改正前の所得税法施行令」と、「受益証券」とあるのは「受益権」とする。 4 13 （略）	施行令」と、「受益証券」とあるのは「受益権」とする。 3 証券市場整備法附則第十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定に基づく旧租税特別措置法施行令第二条の二十七から第二条の三十四までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条の二十七中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」とし、平成十六年一月一日から金融商品取引法施行日の前日までの間は、同条中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第百三十号）による改正前の所得税法施行令」とし、金融商品取引法施行日以後は、同条中「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第百三十号）による改正前の所得税法施行令」と、「受益証券」とあるのは「受益権」とする。 4 13 （略）
--	---

改 正 案	現 行
附 則 （財務局長等への権限の委任） 第二条 保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。） （附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理は、生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。	附 則 （財務局長等への権限の委任） 第二条 保険業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。） （附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち改正法附則第五条第三項及び第六条第三項の規定による届出の受理（日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第五条第二項後段の規定により損害保険代理店とみなされる日本郵政公社（次項において「公社」という。）に係るものを除く。）は、生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）、損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）又は保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。 2 長官権限のうち公社に係る改正法附則第六条第三項の規定による届出の受理は、当該届出に係る役員又は使用人の所属する公社の事務所その他の事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。 3 前二項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものに

3 (略)	いては、適用しない。
4 (略)	ついては、適用しない。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部改正（第九十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定公共機関） 第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八〇十四 （略） 十五・十六 （略） 十七〇二十 （略） 二十一〇三十四 （略） 三十五 郵便事業株式会社 三十六〇三十九 （略）	（指定公共機関） 第三条 （同上） 一〇七 （略） 八〇削除 九〇十五 （略） 十六〇削除 十七・十八 （略） 十九 削除 二十〇二十三 （略） 二十四 日本郵政公社 二十五〇三十八 （略） 三十九〇四十二 （略）

○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部改正（第九十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条の二 （略） 2・3 （略） 4 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項及び附則第三十四条の二の三第二項の規定の適用については、これらの規定中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	附 則 （基礎年金拠出金の負担に関する経過措置） 第八条の二 （略） 2・3 （略） 4 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十二条の三第三項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

○市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部改正（第九十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号を除く。）、第四百五十四條から第四百五十八條まで、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條から第四百六十五條の八まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の十七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の四まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第四百六十九條の表第一号イの規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				（地方自治法施行令の財務に関する規定の準用） 第五十条 （同上）			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第百五十五条 指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	（略）	（略）	（略）	第百五十五条 指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は日本郵政公社以外の収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	（略）	（略）	（略）
出納取扱金融機関（市町村の合併の特例等に関する法律施行令第四十二条第二項に規定する出納取扱金融機関をいう。以				出納取扱金融機関（市町村の合併の特例等に関する法律施行令第四十二条第二項に規定する出納取扱金融機関をいう。以			

2		
(略)	(略)	
	(略)	
	(略)	下同じ。)又は収納取扱金融機関(同項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。)
2		
(略)	(略)	第百五十五条の二
	(略)	収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関
	(略)	収納取扱金融機関 下同じ。)又は日本郵政公社以外の収納取扱金融機関(同項に規定する収納取扱金融機関をいう。以下同じ。)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部改正（第九十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇五十一（略） 五十二 削除 五十三〇六十六（略） 六十七 削除 六十八〇三百六十七（略） 三百六十八 削除 三百六十九〇四百十六（略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇五十一（略） 五十二 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 五十三〇六十六（略） 六十七 郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号） 六十八〇三百六十七（略） 三百六十八 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号） 三百六十九〇四百十六（略）

改 正 案	現 行
附 則 （指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置） 第十一条 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）であつて、その所有する現金及び預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案し	附 則 （指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額の経過措置） 第十一条 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。以下この項において同じ。）のうち、指定障害者支援施設等若しくは旧法指定施設（法附則第二十条に規定する旧法指定施設をいう。以下この項において同じ。）に入所する者（指定障害者支援施設等又は旧法指定施設に通う者及び二十歳未満の者を除く。）、療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者を除く。）、共同生活介護若しくは共同生活援助に係る支給決定を受けた者又は自立訓練若しくは就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）（次項において「指定障害者支援施設等入所者等」と総称する。）であつて、その所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）及び郵便貯金（所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。次項及び附則第十三条の二において同じ。）の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額は、第十七条及び第二十一条の規定にかかわらず、第十七条第一項第二号及び第二十一条第二号

て厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第一号に掲げる支給決定障害者等（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。）又は第十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3
5 (略)

中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同条第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第十七条第一項第一号に掲げる支給決定障害者等（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるものに限る。）又は第十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等入所者等以外の者であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの負担上限月額、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「三万七千二百円」とあるのは「零以上三万七千二百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者等の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

3
5 (略)

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）であつて、その所有する現金及び預貯金等の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部改正（第九十六条関係）

改 正 案	現 行
（法附則第二条に規定する政令で定める法人等） 第一条 （略） 2・3 （略） 4 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。 （基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置） 第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の第二項第七号に規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。 一・二 （略） 三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第百四十一条による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号イに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員とし	（法附則第二条に規定する政令で定める法人等） 第一条 （略） 2・3 （略） 4 日本郵政公社に係る法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十九年三月三十一日とする。 （基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置） 第五条 （同上） 一・二 （略） 三 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第百四十一条による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号イに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間

ての在職期間 四〇二十一（略）	四〇二十一（略）
----------------------------	-----------------

○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百四十八号）の一部改正（第九十七条関係）【公布の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。 <u>第七条を第十七条とし、第二条から第六条までを十条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の十条を加える。</u> （郵便貯金銀行の預入限度額） 第二条（略） （郵便貯金銀行の業務の制限） 第三条（略） （保険金額等の限度額に関する通則） 第四条（略） （郵便保険会社の保険金額等の限度額） 第五条（略） 第六条（略） 第七条（略） （郵便保険会社の保険の種類） 第八条（略） （機構の保険金額等の限度額） 第九条（略） 第十条（略） 第十一条（略） 附則第二条第一項中「平成十七年法律第百二号。」を削る。	郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。 <u>第六条を第十六条とし、第二条から第五条までを十条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の十条を加える。</u> （郵便貯金銀行の預入限度額） 第二条（略） （郵便貯金銀行の業務の制限） 第三条（略） （保険金額等の限度額に関する通則） 第四条（略） （郵便保険会社の保険金額等の限度額） 第五条（略） 第六条（略） 第七条（略） （郵便保険会社の保険の種類） 第八条（略） （機構の保険金額等の限度額） 第九条（略） 第十条（略） 第十一条（略）

○刑事訴訟法第三十六条の二の資産及び同法第三十六条の三第一項の基準額を定める政令（平成十八年政令第二百八十七号）の一部改正（第九十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十六条の二の資産） 第一条 刑事訴訟法（以下「法」という。）第三十六条の二に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金 三・四 （略）	（法第三十六条の二の資産） 第一条 （同上） 一 （略） 二 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第七条に規定する郵便為替 三 郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金 四・五 （略）

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部改正（第九十九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定建築物） 第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。 一 一 十五 （略） 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十七 一 二十二 （略） （特別特定建築物） 第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 一 十四 （略） 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六 一 十九 （略）	（特定建築物） 第四条 （同上） 一 一 十五 （略） 十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十七 一 二十二 （略） （特別特定建築物） 第五条 （同上） 一 一 十四 （略） 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六 一 十九 （略）

○消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）の一部改正（第百条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律） 第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、<u>無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）</u>とする。	（消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律） 第二条 消費者契約法第十三条第五項第六号イの政令で定める法律は、前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 一 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号） 二 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号） 三 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を改正（第百一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等） 第五十条（略） 2・3（略） 4 法第八十五条第二項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）<u>第二条第一項又は第十四条第一項の規定により同法第二条第一項第六号に規定する固定資産の所在する市町村又は都道府県に対して行う交付金の交付</u> 二〃九（略） 5〃9（略）	（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等） 第五十条（略） 2・3（略） 4 法第八十五条第二項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）<u>第二条第一項又は第十八条第一項の規定により同法第二条第一項第六号に規定する固定資産の所在する市町村又は都道府県に対して行う交付金の交付</u> 二〃九（略） 5〃9（略）

○平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の規定による国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する政令（平成十九年政令第二百二十七号）の一部を改正（第二百二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員共済組合の事務に要する費用の国の負担の特例） 第一条 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定を適用する場合における国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、同令第十二条第一項中「納付に要する費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、<u>法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第二項第五号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの並びに法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）と、「毎事業年度」とあるのは「平成十九年度においては」と、「納付額」とあるのは「納付額、短期給付事務に要する費用の額」と、同条第二項中「を含み」とあるのは「及び平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（平成十九年度における財政</u>	（国家公務員共済組合の事務に要する費用の国の負担の特例） 第一条 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定を適用する場合における国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、同令第十二条第一項中「納付に要する費用」とあるのは「納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、<u>法第九十九条第二項第五号の規定による公</u>社の負担に係るもの、同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。以下この項において「短期給付事務に要する費用」という。）と、「<u>法第九十九条第三項</u>」とあるのは「同条第三項」と、「毎事業年度」とあるのは「平成十九年度においては」と、「納付額」とあるのは「納付額、短期給付事務に要する費用の額」と、同条第二項中「を含み」とあるのは「及び平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（平成十九年度における財政運営のため

運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第二項第五号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの並びに法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。以下この項において「平成十九年度における長期給付事務に要する費用」という。）を含み」と、「同条第二項第三号」とあるのは「法第九十九条第二項第三号」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「、当該基礎年金拠出金」と、「予想額」とあるのは「予想額及び平成十九年度における長期給付事務に要する費用の額」と、同令附則第三十四条第二項中「第十二条第二項中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含み」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」とする。

（国家公務員共済組合の事務に要する費用の特定独立行政法人等の負担の特例）

の公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、法第九十九条第二項第五号の規定による公社の負担に係るもの、同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを除く。以下この項において「平成十九年度における長期給付事務に要する費用」という。）を含み」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「、当該基礎年金拠出金」と「予想額」とあるのは「予想額及び平成十九年度における長期給付事務に要する費用の額」と、同令附則第三十四条第二項中「第十二条第二項中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用を含み」と、「及び当該基礎年金拠出金」とあるのは「並びに当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「第十二条第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同条第二項中「平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金」とあるのは「年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに平成十九年度における長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「当該基礎年金拠出金の納付に要する費用の予想額及び」とあるのは「当該基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金の納付に要する費用の予想額並びに」とする。

（国家公務員共済組合の事務に要する費用の公社等の負担の特例）

第二条 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則第二条第二項において読み替えて準用する同法第五条第一項に規定する政令で定める額は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用について、同号に規定する特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）である組合員が属する国家公務員共済組合（同法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。）及び郵政会社等の役員（同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会社等役員をいう。）をもって組織する共済組合（同法附則第二十条の三第一項の規定により設けることとされた共済組合をいう。）が、平成十九年度において負担すべき額としてそれぞれの予算に計上した額とする。

2 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則第二条第二項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定を適用する場合における国家公務員共済組合法施行令の規定の適用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同条第二項第五号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るもの並びに法附則第二十

第二条 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第五条第一項に規定する政令で定める額は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十九条第二項第五号（同条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合並びに同法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる費用について、同号に規定する公社、特定独立行政法人、独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等の職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）である組合員が属する国家公務員共済組合（同法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。）が、平成十九年度において負担すべき額としてそれぞれの予算に計上した額とする。

2 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第五条第一項の規定を適用する場合における国家公務員共済組合法施行令の規定の適用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第九十九条第二項第五号の規定による公社の負担に係るもの、同条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの並びに法第二百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する同号の規定による」とあるのは「並びに同法附則第二条第一項の規定による公

条の三第四項において読み替えて適用する同号の規定による」とあるのは、「並びに同法附則第二条第二項の規定による特定独立行政法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等及び」と読み替えるものとする。

社、特定独立行政法人、」と、「同条第三項」とあるのは「法第九十九条第三項」と読み替えるものとする。

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部改正（第百三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員共済組合法等の規定の読替え） 第三条（略） 2 前項の規定を適用する場合における国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「相当する額」とあるのは、「相当する額（特例給付基礎年金拠出金相当額（基礎年金拠出金の額のうち、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第二条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により支払うものとされる同法第二条に規定する当該権利に基づく給付（以下この号において「特例給付」という。）に要する費用（同法第一条（同法附則第二条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により支払うものとされる同法第一条に規定する当該権利に基づく保険給付（以下この号において「特例保険給付」という。）に要する費用のうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十五条第三項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされるものを含む。）に係る部分に相当するものとして、特例給付又は特例保険給付に係る給付が支払われるべきであつた年度分として国民年金法第八十五条第一項及び第九十四条の三の規定の例により算定した額をいう。以下この号において同じ。）については、平成十六年度以前の各年度分として算定した	（国家公務員共済組合法等の規定の読替え） 第三条（略） 2 （同上）

特例給付基礎年金拠出金相当額の納付に要する費用にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額の三分の一に相当する額とし、平成十七年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の納付に要する費用にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額に三分の一に千分の十一を加えた率を乗じて得た額とし、平成十八年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の納付に要する費用にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額に三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額とし、平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度分として算定した特例給付基礎年金拠出金相当額の納付に要する費用にあつては当該特例給付基礎年金拠出金相当額に三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。」とする。

3| 前項の規定は、国家公務員共済組合法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する同法第九十九条第三項（第一号を除く。）の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が毎年度において負担すべき金額について国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の二の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

改 正 案	現 行
（検査局の所掌事務） 第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。 一・二 （略） 三 次に掲げる者の検査に関する事。 イヨ （略） タ 独立行政法人住宅金融支援機構 レ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 （参事官） 第六条 総務企画局に、参事官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2 （略） （総務課の所掌事務） 第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一五 （略） 六 次に掲げる者の監督に関する事。 イヨリ （略） ヌ 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号、次条第一項第一号及び第二十一条第一項第一号において同じ	（検査局の所掌事務） 第三条 （同上） 一・二 （略） 三 （同上） イヨ （略） タ 日本郵政公社 レ 独立行政法人住宅金融支援機構 （参事官） 第六条 総務企画局に、参事官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 2 （略） （総務課の所掌事務） 第十九条 （同上） 一五 （略） 六 （同上） イヨリ （略）

。)

ル 郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第二十二条第一項第一号において同じ。）

ヲ 日本郵政株式会社

ワ 郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業を営む者

カ 郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）とする生命保険募集人

七〇十四 （略）

2 （略）

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあっては前条第一項第六号ワに掲げる者を除くものとする。

イ 銀行業を営む者

ロ （略）

ハ 銀行持株会社

ニ 銀行代理業及び長期信用銀行代理業を営む者

二 （略）

2 （略）

（銀行第二課の所掌事務）

七〇十四 （略）

2 （略）

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条 （同上）

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては同項第三号に掲げる者を除くものとする。

イ （同上）

ロ （略）

ハ （同上）

ニ （同上）

二 （略）

2 （略）

（銀行第二課の所掌事務）

第二十一条 銀行第二課は、次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

一 銀行業を営む者（社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員その他金融庁長官が定める者（郵便貯金銀行を除く。）に限る。）

二（略）

三 銀行持株会社（その子会社とする銀行がすべて第一号に掲げる者であるものに限る。）

2（略）

（保険課の所掌事務）

第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、ホにあつては第十九条第六号カに掲げる者を除くものとする。

イ 保険業を行う者

ロ 保険持株会社

ハ・ニ（略）

ホ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヘ・ト（略）

二〃六（略）

2（略）

附則

（検査局の所掌事務の特例）
第二条の三（略）

第二十一条 （同上）

一 銀行業を営む者（社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員その他金融庁長官が定める者に限る。）

二（略）

三 銀行持株会社（その子会社とする銀行がすべて第一号に掲げる者であるものに限る。）

2（略）

（保険課の所掌事務）

第二十二条 （同上）

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ（同上）

ロ（同上）

ハ・ニ（略）

ホ（同上）

ヘ・ト（略）

二〃六（略）

2（略）

附則

（検査局の所掌事務の特例）
第二条の三（略）

2・3 (略)	4 検査局は、第三条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。
2・3 (略)	(監督局の所掌事務の特例) 第三条 (略)
2・4 (略)	5 監督局は、第四条及び前各項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの(同法第六十四条から第六十九条までに規定するものに限る。附則第七条第三項において同じ。)並びに郵便貯金銀行(同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。附則第七条第三項において同じ。)及び郵便保険会社(同法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。附則第七条第三項において同じ。)に係るものをつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。
(総務企画局参事官の設置期間の特例)	第五条 第六条第一項の参事官(第四項に規定するものを除く。)
2 第六条第一項の参事官(前項及び第四項に規定するものを除く。)	のうちの一人は、平成二十四年三月三十一日まで置かれるものとする。
3 第六条第一項の参事官(前二項及び次項に規定するものを除く。)	のうちの一人は、平成二十二年三月三十一日まで置かれるものとする。
2・3 (略)	(監督局の所掌事務の特例) 第三条 (略)
2・4 (略)	(総務企画局参事官の設置期間の特例) 第五条
2 ① 第六条第一項の参事官(第三項に規定するものを除く。)	のうちの一人は、平成二十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
2 第六条第一項の参事官(前項及び次項に規定するものを除く。)	のうちの一人は、平成二十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

4 第六条第一項の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。	5 第六条第一項の参事官（前各項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十年三月三十一日まで置かれるものとする。	（監督局総務課の所掌事務の特例） 第七条（略） 2（略） 3 監督局総務課は、第十九条及び前二項に規定する事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち、日本郵政株式会社に係るもの並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係るものをつかさどる。ただし、検査局の所掌に属するものを除く。
3 （同上）	4 第六条第一項の参事官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十年三月三十一日まで置かれるものとする。	（監督局総務課の所掌事務の特例） 第七条（略） 2（略）

改 正 案	現 行
目次 第一章 （略） 第二章 消防庁 第一節 特別な職（<u>第百四十一条・第百四十二条</u>） 第二節 内部部局（<u>第百四十三条―第百五十条</u>） 第三節 審議会等（<u>第百五十一条</u>） 第四節 施設等機関（<u>第百五十二条</u>） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 独立行政法人評価委員会の庶務（情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。）に關すること。 二十一 二十八 （略） （郵政行政局の所掌事務） 第十二条 郵政行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に關すること。 六 郵政行政審議会の庶務に關すること。	目次 第一章 （略） 第二章 消防庁 第一節 特別な職（<u>第百四十一条―第百四十二条</u>） 第二節 内部部局（<u>第百四十三条―第百五十条</u>） 第三節 審議会等（<u>第百五十一条</u>） 第四節 施設等機関（<u>第百五十二条</u>） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 （同上） 一 十九 （略） 二十 独立行政法人評価委員会の庶務（情報通信・宇宙開発分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。）に關すること。 二十一 二十八 （略） （郵政行政局の所掌事務） 第十二条 （同上） 一 四 （略） 五 （同上）

(政策評価広報課の所掌事務) 第二十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 (略) 六 独立行政法人評価委員会の庶務(平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。)に関すること。 七 (略) (貯金企画課の所掌事務) 第百条 貯金企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 (略) 四 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関すること。	(政策評価広報課の所掌事務) 第二十五条 (同上) 一 五 (略) 六 独立行政法人評価委員会の庶務(平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会及び統計センター分科会に係るものを除く。)に関すること。 七 (略) (貯金企画課の所掌事務) 第百条 (同上) 一 三 (略)
---	---

改 正 案	現 行
（自治税務局の所掌事務） 第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下同じ。）に係るものに関すること。 二〇七 （略） 八 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 九 （略） （郵政行政局の所掌事務） 第十二条 郵政行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 郵便事業に関すること。 二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。 三 社会・地域貢献基金に関すること。	（自治税務局の所掌事務） 第九条 （同上） 一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産等所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下同じ。）に係るものに関すること。 二〇七 （略） 八 国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 九 （略） （郵政行政局の所掌事務） 第十二条 （同上） 一 郵便事業（日本郵政公社が行う事業をいう。以下同じ。）に関する制度の企画及び立案に関すること。 二 日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

四 郵便認証司に関すること。

五 信書便事業の監督に関すること。

六 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

七 印紙の売りさばきに関する業務に関すること。

八 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関すること。

九 郵政行政審議会の庶務に関すること。

十 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関すること。

十一 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の組織及び運営一般に関すること。

第三款 課の設置等

第八目 自治税務局

（固定資産税課の所掌事務）

第六十六条 固定資産税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

四 （略）

第十目 郵政行政局

（郵政行政局に置く課等）

三 （同上）

四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

五 （同上）

六 （同上）

第三款 課の設置等

第八目 自治税務局

（固定資産税課の所掌事務）

第六十六条 （同上）

一・二 （略）

三 国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

四 （略）

第十目 郵政行政局

（郵政行政局に置く課等）

第九十七条 郵政行政局に、次の四課及び検査監理官一人を置く。

企画課

郵便課

貯金保険課

信書便事業課

(企画課の所掌事務)

第九十八条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること（貯金保険課及び検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

三 社会・地域貢献基金に関すること。

四 郵政行政局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

五 郵政行政局の所掌事務（第十二条第六号に掲げるものを除く。）に係る国際関係事務の総括に関すること。

六 郵政行政審議会の庶務に関すること。

七 日本郵政株式会社及び郵便局株式会社の組織及び運営一般に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

八 前各号に掲げるもののほか、郵政行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(郵便課の所掌事務)

第九十九条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便事業に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

第九十七条 郵政行政局に、次の五課及び検査監理官一人を置く。

総務課

郵便企画課

貯金企画課

保険企画課

信書便事業課

(総務課の所掌事務)

第九十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (同上)

二 郵便事業に関する制度の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること（他課及び検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

四 (同上)

五 郵政行政局の所掌事務（第十二条第四号に掲げるものを除く。）に係る国際関係事務の総括に関すること。

六 (同上)

七 (同上)

(郵便企画課の所掌事務)

第九十九条 郵便企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便事業のうち郵便業務（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第四項第二号に規定する郵便業務をいう。次号において同じ。）を行う事業に関する制度の企画及び

二 郵便認証司に関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

四 印紙の売りさばきに関する業務に関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

五 郵便事業株式会社の組織及び運営一般に関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

（貯金保険課の所掌事務）

第百条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関する事務のうち銀行業及び生命保険業の代理業務に係るものに関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

二 独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の庶務に関する事。

三 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の組織及び運営一般に関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

立案に関する事。

二 郵便業務の適正な運営の確保に関する事。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること（貯金企画課の所掌に属するものを除く。）。

（貯金企画課の所掌事務）

第百条 貯金企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち郵便貯金業務（日本郵政公社法第二十四条第五項に規定する郵便貯金業務をいい、同法第十九条第二項第十六号に掲げる業務を除く。次号において同じ。）を行う事業に関する制度の企画及び立案に関する事。

二 郵便貯金業務の適正な運営の確保に関する事（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに郵便為替及び郵便振替に関し万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

四 （同上）

）。

第百一条 削除

（検査監理官の職務）

第百三条 検査監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

- 二 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第十三条第一項の規定に基づく検査に関すること。

- 三 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第十四条第一項の規定に基づく検査に関すること。

- 四 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

- 五 独立行政法人通則法第六十四条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。

- 六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。

（保険企画課の所掌事務）

第百一条 保険企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政事業のうち簡易生命保険業務（日本郵政公社法第二十四条第三項第五号に規定する簡易生命保険業務をいう。次号及び第百三条において同じ。）を行う事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

- 二 簡易生命保険業務の適正な運営の確保に関すること（検査監理官の所掌に属するものを除く。）。

（検査監理官の職務）

第百三条 （同上）

- 一 日本郵政公社法第五十八条第一項の規定に基づく検査（郵便貯金業務（日本郵政公社法第二十四条第五項に規定する郵便貯金業務をいう。）及び簡易生命保険業務に係るものに限る。）に関すること。

七| 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査にすること。

第三節 審議会等

（情報通信審議会）

第二百二十四条 情報通信審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項

ロ 郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金及び郵便認証司に関する重要事項

二| 四 （略）

2 （略）

（郵政行政審議会）

第二百二十四条の二 郵政行政審議会は、郵便法第七十三条、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第十一条及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十七条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

二| 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項の規定に基づく日本郵政公社の検査にすること。

第三節 審議会等

（情報通信審議会）

第二百二十四条 （同上）

一 （同上）

イ （同上）

ロ 郵政事業に関する重要事項

二| 四 （略）

2 （略）

（郵政行政審議会）

第二百二十四条の二 郵政行政審議会は、日本郵政公社法、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第七十五条の八、郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第七十四条、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第三十八条の六、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第十一条、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七

2
(略)

附 則

第五条 (自治財政局の所掌事務の特例)
(略)

(郵政行政局の所掌事務の特例)

第五条の二 郵政行政局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること。

2 郵政行政局は、第十二条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に規定する事務をつかさどる。

第六条 (大臣官房参事官の設置期間の特例)
(略)

2
(略)

附 則

第五条 (自治財政局の所掌事務の特例)
(略)

十二号) 第六条の二第二項、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第九条、郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第十三条、郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第二十條の二及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三十七条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第六条 (大臣官房参事官の設置期間の特例)
(略)

(情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)
第十六条 (略)

(郵政行政局企画課の所掌事務の特例)

第十七条 郵政行政局企画課は、第九十八条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務(郵政行政局郵便課、貯金保険課及び検査監理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(郵政行政局郵便課の所掌事務の特例)

第十八条 郵政行政局郵便課は、第九十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち郵便事業株式会社に係るもの(郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(郵政行政局貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 郵政行政局貯金保険課は、第一百条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること。

2 郵政行政局貯金保険課は、第一百条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの(郵政行政局検査監理官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(情報通信政策局情報通信政策課の所掌事務の特例)
第十六条 (略)

（郵政行政局検査監理官の職務の特例）

第二十条 郵政行政局検査監理官は、第百三条各号に掲げる事務のほか、平成二十九年九月三十日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十四条において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第十五条第一項の規定（郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

三 郵政民営化法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される郵便事業株式会社法第十三条第一項の規定（郵政民営化法第六章第三節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

四 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される郵便局株式会社法第十四条第一項の規定（郵政民営化法第七章第三節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

五 郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関すること。

（年金業務・社会保険庁監視等委員会）

（年金業務・社会保険庁監視等委員会）

第二十一条 (略)

(年金記録確認中央第三者委員会)
第二十二条 (略)

(年金記録確認地方第三者委員会)
第二十三条 (略)

(郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十四条 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 郵政行政審議会は、第二百二十四条の二第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日までの間、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援

第十七条 (略)

(年金記録確認中央第三者委員会)
第十八条 (略)

(年金記録確認地方第三者委員会)
第十九条 (略)

事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六條の二第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 郵政行政審議會は、第二百二十四條の二第一項及び前二項に定めるもののほか、平成二十年三月三十一日までの間、整備法附則第三十六條の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

改 正 案	現 行
（審査課の所掌事務） 第百六十九条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業の職員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び和解に関すること。 七 九 （略） （調整第三課の所掌事務） 第百七十二条 調整第三課は、特定独立行政法人の行う業務及び国有林野事業を行う国の経営する企業の行う事業に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（審査課の所掌事務） 第百六十九条 （同上） 一 五 （略） 六 特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社の職員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び和解に関すること。 七 九 （略） （調整第三課の所掌事務） 第百七十二条 調整第三課は、特定独立行政法人の行う業務並びに国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社の行う事業に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部改正（第百八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		（分科会） 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
（分科会） （略） 財政投融資分科会		一 財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議すること。	二 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
現 行		（分科会） 第六条 （同上）	
（分科会） （略） 財政投融資分科会		一 （同上）	二 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金の財政投融資計画に係る運用に関し、総務大臣に意見を述べるために必要な事項について調査審議すること。 三 （同上）

2 7 (略) (略)	1 附 則 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 2 財政投融資分科会は、第六条第一項の表財政投融資分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政融資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べるために必要な事項について調査審議する事務をつかさどる。
2 7 (略) (略)	附 則 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）の一部改正（第百九条関係）【公布の日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																			
（組織） 第一条 総務省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十六人以内で組織する。 2・3 （略） （分科会） 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。		（組織） 第一条 総務省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十三人以内で組織する。 2・3 （略） （分科会） 第五条 （同上）																			
<table><tr><th>名 称</th><th>独 立 行 政 法 人</th></tr><tr><td>平和祈念事業特別基金分科会</td><td>独立行政法人平和祈念事業特別基金</td></tr><tr><td>情報通信・宇宙開発分科会</td><td>独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構</td></tr><tr><td>郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会</td><td>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</td></tr><tr><td>統計センター分科会</td><td>独立行政法人統計センター</td></tr></table>		名 称	独 立 行 政 法 人	平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金	情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	統計センター分科会	独立行政法人統計センター	<table><tr><th>名 称</th><th>独 立 行 政 法 人</th></tr><tr><td>平和祈念事業特別基金分科会</td><td>独立行政法人平和祈念事業特別基金</td></tr><tr><td>情報通信・宇宙開発分科会</td><td>独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構</td></tr><tr><td>統計センター分科会</td><td>独立行政法人統計センター</td></tr></table>		名 称	独 立 行 政 法 人	平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金	情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構	統計センター分科会	独立行政法人統計センター
名 称	独 立 行 政 法 人																				
平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金																				
情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構																				
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構																				
統計センター分科会	独立行政法人統計センター																				
名 称	独 立 行 政 法 人																				
平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金																				
情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構																				
統計センター分科会	独立行政法人統計センター																				
2ゝ6 （略）		2ゝ6 （略）																			
（庶務） 第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、平和祈念事業特別基金分科会に		（庶務） 第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、平和祈念事業特別基金分科会に																			

係るものについては総務省大臣官房管理室において、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信政策局技術政策課において、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省郵政行政局貯金企画課において、統計センター分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

係るものについては総務省大臣官房管理室において、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信政策局技術政策課において、統計センター分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(分科会の特例)

第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成十九年三月三十一日までの間、消防研究所分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人消防研究所に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、総務省消防庁予防課において処理する。この場合において、第一条第一項中「十三人」とあるのは「十六人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び消防研究所分科会」とする。

○総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正（第一百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、平和祈念事業特別基金分科会に係るものについては総務省大臣官房管理室において、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信政策局技術政策課において、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省郵政行政局貯金保険課において、統計センタ－分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。	（庶務） 第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、平和祈念事業特別基金分科会に係るものについては総務省大臣官房管理室において、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信政策局技術政策課において、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省郵政行政局貯金企画課において、統計センタ－分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。

改 正 案	現 行
第五<u>条</u> <u>削除</u> （部会） 第六<u>条</u> 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。 3 5 （略）	（分科会） 第五<u>条</u> 審議会に、日本郵政公社経営・評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。 2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十一条第五項及び第六十六条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。 3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。 4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。 5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。 6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 （部会） 第六<u>条</u> 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。 3 5 （略）

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、総務省郵政行政局企画課において処理する。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(分科会の特例)

第二条 審議会に、平成二十年三月三十一日までの間、日本郵政公社経営・評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三十六条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 （同上）

2 （同上）

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、総務省郵政行政局総務課において処理する。

附則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

指名する。	4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。	5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。	6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。	7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。	8 第七条第一項及び第二項の規定は、分科会の議事に準用する。

○郵便法第七十五条の八の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）の一部改正（第百十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
郵便法第七十三條の審議会等を定める政令 郵便法第七十三條の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。	郵便法第七十五條の八の審議会等を定める政令 郵便法第七十五條の八の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。